

# 目 次

## ◎第4回臨時会

### ○7月29日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第56号から第60号までの5議案一括上程	4
日程第4	質疑・討論・採決	5
日程第5	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	11

## ◎第5回定例会

### ○9月9日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	16
日程第2	会期決定の件について	16
日程第3	議案第61号及び議案第62号の2議案一括上程	17
日程第4	決算審査報告	18
日程第5	議案第63号から議案第70号までの8議案及び諮問第1号並びに意見書案 第5号、決議案第2号一括上程	19
日程第6	質疑・討論・採決	23

### ○9月13日（第2号）

日程第1	総括質疑	30
日程第2	常任委員会付託	34

### ○9月20日（第3号）

日程第1	追加議案の取扱いについて	38
日程第2	一般質問	38
15番	黒木 孝光君	39
5番	大久保義直君	54
16番	的場 茂君	60
3番	上西 祐子君	67

11番 中石 高男君 .....	79
------------------	----

○9月21日（第4号）

日程第1 一般質問 .....	90
1番 斉藤ちづ子君 .....	90
8番 池田 克子君 .....	96
6番 重久 邦仁君 .....	106

○9月22日（第5号）

日程第1 常任委員長報告 .....	114
総務文教常任委員長 .....	114
福祉保健常任委員長 .....	115
産業建設常任副委員長 .....	117
日程第2 質疑・討論・採決（議案第61号～議案第70号・請願第1号） .....	118
日程第3 議案第71号追加上程（質疑・討論・採決） .....	126
日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について .....	127
日程第5 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について .....	127
日程第6 議員派遣の件について .....	128
日程第7 議会運営委員会の研修報告について .....	128

三股町告示第25号

平成17年第4回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成17年7月26日

三股町長 桑畑 和男

- 1 期 日 平成17年7月29日
  - 2 場 所 三股町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成17年7月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件について
  - 日程第3 議案第56号から第60号までの5議案一括上程
  - 日程第4 質疑・討論・採決
  - 日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件について
  - 日程第3 議案第56号から第60号までの5議案一括上程
  - 日程第4 質疑・討論・採決
  - 日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---



員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とすることにし、今回提案される議案第56号から60号の5議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることとし、議案第56号から60号の5議案につきましては、本日全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第56号から第60号までの5議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第56号から議案60号までの5議案を一括して議題とします。議案の朗読は省略します。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、平成17年第4回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の「工事請負契約の締結について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

中原第3団地は、昭和44年から昭和45年にかけて建設され、既に対応年数の30年を過ぎているため、老朽化に伴い修繕箇所が増加が見受けられます。また、公共下水道事業の供用開始をしている区域内にあることから建てかえをし、公共下水道への接続を行い、健康で文化的な生活を営むに耐え得る住宅を整備することを目的に、それぞれの工種別に分けて、去る7月13日に入札に付したところであります。

まず、議案56号の三股町中原団地A棟建築主体工事については、条件付の一般競争入札に付し、大淀開発株式会社が2億6,460万円で落札したところであります。

議案第57号の三股町中原団地B棟建築主体工事については、条件付の一般競争入札の付し、株式会社洸脇組が2億6,124万円で落札したところであります。

議案第58号の三股町中原団地A棟給排水衛生設備工事については、指名競争入札に付し、有限会社野元設備が4,977万円で落札したところであります。

議案第59号の三股町中原団地B棟給排水衛生設備工事については、指名競争入札の付し、株式会社真和産業が4,902万4,500円で落札したところであります。

したがいまして、議案の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づいて議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第60号「財産の取得について」御説明申し上げます。

本案は現在の中学校教育用パソコンが予定年数を経過し、性能的にも劣ってきたため更新をするものであります。すなわち、指名競争入札契約により株式会社システムナインから687万7,500円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは補足説明をいたします。

皆様のお手元に資料をお渡ししていることと思います。資料をお開きください。56号から説明したいと思います。

議案の第56号と議案の第57号の応募資格要件でありますけども、これは全く同じになっております。

それから、議案の58、59、60号まで資料がお手元にあると思います。

それから、このほかに中原団地の電気設備工事という電気工事がございまして、これが中原団地のA棟電気設備工事につきましては、株式会社谷山電設さんが落札金額2,205万円で落札されております。それから、中原団地のB棟の電気設備工事につきましては、有限会社幸栄電気さんが2,215万5,000円で落札をされております。

以上、説明をしておきます。以上でございます。

---

#### **日程第4. 質疑・討論・採決**

○議長（原田 重治君） 日程第4、質疑・討論・採決。

それでは、これより議案第56号「工事請負契約の締結について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はありますか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） じゃ、町長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回、初めてですね、条件付一般競争入札を導入されたわけですが、宮崎県下でも初めてというようなことですね、大変意義深いものがあるんじゃないかなと私なりに感じておりましたが、当初全員協議会等ではですね、条件付の方の中で県南をとというようなことでありましたが、今回実際行われておるのは、都北を対象にというような形でされたようです。そのことですね、今

回の条件付入札等で進めてですね、評価として町長はよかったのかどうか。そのあたりの見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それではお答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、当初は全協の中で対象地区を県南地区ということで考えておりましたが、これを都城北諸地区に変更をいたしたところでございます。これにつきましては、やはり地場産業育成という観点から入札参加をA棟、B棟両方とも参加できることでできるんじゃないかということで、そういうことで地元業者の参加機会の増大を図っているといくという見地に立って、都城北諸地区に変更をしたところでございます。

本町におきましては、この一般競争入札というものは本町では初めての試みであったわけですが、この中で得た検討材料というものを、今後、十分、参考資料としながらですね、今後考えていきたいというふうに考えております。何といたしても、この一般競争入札は非常に入札まで時間がかかるということからですね、やはり工期のないものにつきましてはなかなかこの一般競争入札というのはそぐわないという面もあるわけでございます。そういうことで、この一般競争入札につきましては今後いろいろと今回の経験でやっぱり事項を十分検討しながら、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今回の結果を見て検討をするというようなことでございますが、多分ですね、この一般競争入札をされるということについてはですね、多分当局というか、執行者としてはですね、いろんな形で新聞等でもにぎわしておりますが、当然入札価格等が大分下がるだろうという期待が多分にされたんだろうと思います。ところが、ふたを開けて見るとほとんど97ぐらいですか、とういうような現実、これは今回条件付の一般競争入札した意味も、本来、全然出てないと、今までの指名競争入札とほとんどかわってない状況。この16社が入っておりますが、このあたりの入札状況を見てもわかるように、本当に競争がなされたのかなあと、私は少し疑問を持つんですが、またやっぱそのあたり考えればですね、私、やはり当初設定を自分たちでやっぱ要綱をつくっておったものをわざわざ変えてですね、入札の範囲を狭めたということが一番の原因だろうと思いますが、やっぱそのあたり考えればですね、やはり町の税金を使っていくわけですから、少しでも安く入札ができればね、そのものでまたほかの事業にもできるというようなことですね、担当職員等も期待をしておったという話も私聞いておりますが、やはりその後を考えればですね、欠陥があったのかなという気がします。これについて、今後検討されるということですが、今回だけの問題じゃなくて、本当に身を正して行ってですね、税金の使い

道をやはり正しい使い方といいますかね、そういうふうにしていただきたいなということを申し上げて、何か見解があったらお答えしていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおりの落札率が97%ということでございます。御承知のとおり予定価格は事前にこの業者に通知をいたしております。また、最低価格につきましては、当局で設定するということを通告をいたしているわけでございますので、入札の結果、落札率が97%ということになったわけでございますが、これにつきましてはやはり入札参加者の裁量の分野ではないかというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第56号を採決します。議案第56号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり決しました。

次に、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第57号を採決します。議案第57号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり決しました。次に、議案第58号「工事請負契約の締結について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第58号を採決します。議案第58号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決しました。次に、議案第59号「工事請負契約の締結について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第59号を採決します。議案第59号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり決しました。

次に、議案第60号「財産の取得について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。山領さん。

○議員（18番 山領 征男君） ちょっと伺っておきますが、今までの4件についてはですね、概略説明ありまして大体RC構造で3階建てで、部屋数だということで納得はいくんですけれども、このパソコンは機種を選定して入札されたものか、そして購入台数は何台なのか、一応お知らせをしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） まず、購入台数についてですけれども、購入台数についてはですね、教師用が1台、そして（発言する者あり）教師用が1台です。そして生徒用が40台、計41台ということになっています。

内容についてはですね、パソコンプラスソフト関係、サーバー関係いろいろあります。（「ソフトも入って」と呼ぶ者あり）そうです。入ってです。機種についてはですね、機種を指定して同等以上のものという形で購入しています。（「契約されておりますか」と呼ぶ者あり）契約はですね、富士通になっておりますね。富士通の——ちょっとアルファベットで書いてありますので、富士通のですね、FMV、Eの5200という格好になっております。よろしいですか。

○議員（18番 山領 征男君） はい。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありますか。大久保さん。

○議員（5番 大久保義直君） ちょっと、先ほど山領議員からもお話がありましたこの点についてはお省きしますが、17年度で設計を中学校はするわけですが、あと18年度になった場合にですね、このパソコンもですよ、入れてどうこうという、工事に差支えがあるのかないのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 18年度からですね、中学校の工事に入る予定になっておりますが、その工事についてはですね、パソコン教室を2教室設置するということになります。それで、今回購入するやつについてはですね、現在のパソコンが古くなってそれを更新するわけですが、今回の分は新しく2教室できるやつの1教室で使うということになります。で、次のもう一つの教室ですね、そちらの方はまた新たに購入するという格好になります。よろしいですか。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 各中学校のことについていろいろと、今、同僚議員からも質問が出ましたが、工事関係が主で進まなければいけないのに、パソコン購入という、まあ緊急かつ今までの機種がどうのこうのとか、いろいろ中身について、我々はどうも中身が見えてこない。私、

中学校建設の最優先で話がどんどん進んでいるのかなと、私は思うんですが、ここに、パソコンの話が出てきましたが、800万円、入札において600万円で落ちたということですが、もう少しこのどうしてもこれが必要だという話が聞こえてこない前にこういうことになっているんですが、もう一回担当課長の説明を伺いたい。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 現在の使用しているパソコンについては、約1,000名の生徒がかわるがわる使用しておるといことで、平成11年の9月から平成16年の8月までの5年間リースという形で使用してきました。で、そのリース契約がですね、昨年の段階で終了しまして、1年間それを使用してきたということ、特定の生徒が同じ機種を使うという形じゃなくて、不特定多数の生徒が使うという形の中ですね、保守関係等についても非常に経費がかかってくるということから、更新せざるを得なくなったところです。これについてはですね、現在の授業に支障を来す形になっておりますので、中学校の建設とは別の次元で考えていただければと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） この問題には反対するものです。教育は大切であります、工事の今後の予定から見ると、中学校の建設において非常に、3年間ですか、において工事関係その他で非常に内部の、ここでパソコンを購入して移動、その他振動の点を考えると、今で、先ほど課長から説明ありましたが、中学校建設とは別だと言われるが、別じゃないと私は思いますね。その辺もうちょっと詳しい説明及び中学校の生徒たちが授業を受けられないとか、そういうことを、今、言われるけども、そういうふうな話を私は余り聞いてないんですが、私の個人的な問題かもしれませんが、もう少し私も一旦中学校特別委員会の委員長までしよって事情も知らないというのも勉強不足かもしれませんが、もう少しここに至るまでの経緯がない以上、まあこれについては反対いたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第60号を採決します。御異議がありますので、起立により採決します。議案第60号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第60号は可決されました。

---

**日程第5. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について**

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される次回定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時28分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前10時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を開催します。

---

○議長（原田 重治君） 以上で今回会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成17年第4回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時31分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 東村 和往

署名議員 池田 克子

三股町告示第26号

平成17年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年9月6日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年9月9日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

---

○9月13日に応招した議員

---

○9月20日に応招した議員

---

○9月21日に応招した議員

---

○9月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成17年9月9日 午前10時04分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第61号及び議案第62号の2議案一括上程  
日程第4 決算審査報告  
日程第5 議案第63号から議案第70号までの8議案及び諮問第1号並びに意見書案第5号、  
決議案第2号一括上程  
日程第6 質疑・討論・採決
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第61号及び議案第62号の2議案一括上程  
日程第4 決算審査報告  
日程第5 議案第63号から議案第70号までの8議案及び諮問第1号並びに意見書案第5号、  
決議案第2号一括上程  
日程第6 質疑・討論・採決
- 

出席議員(16名)

1番 齊藤ちづ子君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	5番 大久保義直君
6番 重久 邦仁君	7番 東村 和往君
8番 池田 克子君	9番 別府 久光君
10番 原田 重治君	11番 中石 高男君
12番 山中 則夫君	13番 小牧 利美君
14番 宮田 強雄君	15番 黒木 孝光君
16番 的場 茂君	17番 桑畑 浩三君

---

欠席議員（2名）

2番 財部 一男君

18番 山領 征男君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君	代表監査委員	谷山 悦子君

---

午前10時04分開会

○議長（原田 重治君） ただいまから平成17年第5回三股町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（原田 重治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、斉藤さん、18番、山領君の2名を指名します。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（原田 重治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る7日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行いました。その結果、本定例会の会期は本日より9月の22日までの14日間とすることに決定いたしました。日程の詳細については、会期日程（案）を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」と、意見書案第5号及び決議案第2号については委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

なお、最終日に人事案件1件が追加上程される予定であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日より9月22日までの14日間とすることにし、次に、今回提出される案件のうち、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」と、意見書案第5号及び決議案第2号は委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より9月22日までの14日間とすることに決定しました。

また、今回提案される諮問第1号及び意見書案第5号並びに決議案第2号については、本日、全体審議で措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第61号及び議案第62号の2議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第61号及び議案第62号の2議案を一括して議題とします。朗読は省略します。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。平成17年第5回三股町議会定例会に上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第61号「平成16年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。平成16年度は、国の医療費抑制策や当院の医師が不足する状態となる厳しい経営状況の中で、住民への医療サービスの向上と健康増進を図るため、一般診療や住民検診等に取り組んできたところ

であります。

決算状況について主なものを御説明申し上げます。

平成16年度の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで収入については、第1款病院事業収益が4億8,207万3,802円、第2款在宅介護支援事業収益が1,725万7,360円となり、総収益は4億9,933万1,162円。

支出においては、第1款病院事業費用が6億25万3,280円、第2款在宅介護支援事業費用が1,677万354円となり、総費用は6億1,702万3,634円で、当年度は1億1,769万2,472円の損失額が生じたものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。消費税込みで収入が5,171万4,000円、支出は6,241万5,375円となり、資本的収入の不足額1,070万1,375円は当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書の15ページから16ページに添付してありますので御参照いただきたいと思ます。

次に、議案第62号「平成16年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」御説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定並びに議決を求めるものであります。平成16年度は給水区域内の取水施設、浄水施設、配水施設の改良、更新等の維持管理に取り組み、良質な水の安定供給と健全経営に務めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億9,074万9,203円、支出額が3億6,902万8,843円となり、当年度純利益が2,172万360円となったところであります。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入が459万7,615円、支出額が1億6,244万1,298円となり、差引不足額1億5,784万3,683円については、減債積立金ほかで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書を御参照いただきたいと思ます。

なお、剰余金の処分については、減債積立金及び建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

以上、2議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定並びに御承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### **日程第4. 決算審査報告**

○議長（原田 重治君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） 5月31日付で決算について町長から審査依頼がありましたので、委員2名において証憑書類、諸帳簿、関係書類等について審査した結果、すべてにおいて正確に適正に処理されていると認めましたので、ここに報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書のとおりです。よろしくお願いいたします。どうも済みません。

---

**日程第5. 議案第63号から議案第70号までの8議案及び諮問第1号並びに意見書案第5号、決議案第2号一括上程**

○議長（原田 重治君） 日程第5、議案第63号から議案第70号までの8議案及び諮問第1号並びに意見書案第5号、決議案第2号を一括して議題とします。朗読は省略します。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続き各議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第63号「専決処分した事件の報告及び承認について」御説明を申し上げます。

本案は、去る8月8日に衆議院が解散し、衆議院総選挙が来る9月11日に執行されることに伴いまして、これにかかわる所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。すなわち歳入歳出予算の総額81億9,471万6,000円に歳入歳出それぞれ1,161万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億632万6,000円としたものであります。

まず、歳入については、県支出金において衆議院選挙委託金及び最高裁判所裁判官国民審査の氏名掲示費委託金として追加補正したものであります。

次に、歳出については、総務費において衆議院選挙費として報酬、職員手当、賃金、需用費と、当該選挙の経費として見込まれる所要額を追加補正したものであります。

次に、議案第64号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、町営住宅の耐用年数を経ているもののうち、住宅の傷みなどが激しい住宅、入居に適さない住宅で、かつ入居されていない住宅について公営住宅の用途廃止をするものであります。

次に、議案第65号「三股町ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例」につい

て御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部を改正する法律が、平成17年6月29日施行に伴い、「痴呆性老人」を「認知症老人」に改めるものであります。

次に、議案第66号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定等に伴う所要の補正を行おうとするものであります。すなわち歳入歳出予算の総額82億632万6,000円に歳入歳出それぞれ2,336万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,969万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

地方特例交付金、地方交付税は、決定による額を増額補正するものであります。

国庫支出金においては、補助金の内示あるいは決定、交付金化に伴う変更などもそれぞれ増額補正し、県支出金においては、国庫負担金、補助金の交付金化に伴い減額補正するものであります。

繰入金においては、特別会計繰入金として老人保健特別会計、介護保険特別会計の平成16年度清算返還金を増額補正し、基金繰入金として財政調整基金の繰入金を減額補正するものであります。

諸収入においては、中小企業融資貸付預託事業の要綱の改正により、貸付金元利収入を減額し、宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会助成金の決定により雑入を増額補正するものであります。

町債は減税補てん債、臨時財政対策債を決定により増額し、土木債は中原第3団地建てかえ事業にかかわる周辺整備の追加分として増額し、民生費はりんどう保育園整備の起債事業の変更に伴い単年度事業から2カ年度事業に変更となったため、本年の起債分として減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

総務費は、総務管理費において乳幼児医療制度改正に伴うシステム変更の経費を増額補正し、民生費では、自立支援法の廃案に伴って障害者プラン策定にかかわる経費を減額し、国保会計及び介護保険会計の繰り出し金を本年度人事異動に伴う人件費分として増額し、またりんどう保育園の施設整備事業補助金を増額補正するものであります。

農林水産業費は、県費等の補助決定により農業用廃プラスチック集積場整備工事、堆肥の処理施設及び機械整備を図る家畜排せつ物管理利用推進対策事業補助金を増額し、町単ふるさと緊急農道整備事業において工事請負費から委託料へ用地測量にかかわる経費を組み替え補正するもの

であります。

商工費は、中小企業育成貸付預託事業の要綱の改正により貸付金を減額補正し、土木費が道路橋梁費において町道の維持補修工事費を増額補正するものであります。

次に、教育費は、教育総務費において本年の貸付額の確定により奨学資金貸付金を減額し、小学校費においては教科書改訂に伴う副読本の購入費の執行残を、中学校費においては教育用コンピュータ機器購入費の執行残をそれぞれ減額補正するものであります。

予備費は、今申しあげました収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表債務負担行為の補正であります。りんどう保育園の施設整備事業が単年度事業から2カ年度事業に変更になったため、債務負担行為を定めるものであります。

第3表地方債の補正であります。りんどう保育園の施設整備事業にかかわる起債事業の変更により社会福祉施設事業債を追加し、振興資金貸付金を減額するものであります。また、公営住宅建設事業債については、中原第3団地建てかえ事業に伴う周辺整備事業の追加分を見込んで限度額を増額し、減税補てん債、臨時財政対策債については決定により増額補正するものであります。

次に、議案67号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成16年度の収支状況によって実績清算を主としての補正予算であります。すなわち歳入歳出予算の総額25億3,201万円に歳入歳出それぞれ826万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,027万6,000円とするものであります。

次に、議案68号「平成17年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成16年度実績に基づく補正予算であります。すなわち歳入歳出予算の総額20億5,500万円に歳入歳出それぞれ9,959万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,459万円とするものであります。

次に、議案69号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成16年度の清算に伴う補正予算であります。歳入歳出予算の総額14億9,142万7,000円に歳入歳出それぞれ3,295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,438万2,000円とするものであります。

次に、議案70号「平成17年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費のほか、所要の補正を行うものであります。収益的収入及び支

出についての主なものは、人件費、消費税の増額補正であります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」御説明申し上げます。

御承知のように、人権擁護委員は国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由、人権、思想の普及、高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、事後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。現在、本町の人権擁護委員として要職についておられます桑畑克弘氏の任期が平成17年12月31日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、2期6年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なる御尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。そこで、後任につきましては種々人選の結果、去川政雄氏を最適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案10件と諮問1件について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、意見書案第5号の趣旨説明を求めます。大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、意見書案第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

本意見書案は、教育の機会均等を確保し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、その根幹となす教職員にかかわる経費については、都道府県の財政力に左右されることなく必要な教職員の配置を行い、県費負担職員の格差を防ぐとともに、子供たちが全国どこにいても必要な教育を受ける権利を保障しようとする義務教育費国庫負担制度の堅持について政府に要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、決議案第2号の趣旨説明を求めます。福留君。

〔4番 福留 久光君 登壇〕

○議員（4番 福留 久光君） それでは、決議案第2号「森林環境税の早期創設に関する決議」について提案の趣旨を説明いたします。

宮崎県は県の面積の7割以上を森林が占めています。この豊かな森林は県土の保全、水源涵養など多様な公的機能を果たしており、私たちは暮らしの中で多様な恵みを享受していますが、近

年森林の荒廃が進みつつあり、今後さまざまな影響が懸念されます。森林環境を保全するためには、新たな施策を行う必要があります、そのためには新たな財源を求めざるを得ない状況であります。このような状況を踏まえ、県に対し、森林環境税の早期創設を要望する決議を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

---

### 日程第6. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第6、質疑・討論・採決を行います。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は原案のとおり去川政雄氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり去川政雄氏を適任とすることに決しました。

次に、意見書案第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処を求めることにいたします。

次に、決議案第2号「森林環境税の早期創設に関する決議」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 提案者に二、三点伺いたいと思います。

森林環境税ですか、現在、我々国民っていいいますか、非常な重税感に苦しんでおります。そのうえに、政府税調はサラリーマン増税をやろうと現在しております。それで、何かというところすぐ住民に転嫁して、新しい税を創設して、そういう政治のあり方に私は反対するものです。できるだけ税を薄くして民を豊かにする、そういう方向に進む、もっていくのが政治でなくちゃならないと思う。それを、たとえ、これ県税ですか、国税ですか、どちらで新しい税金をつくって、税制をつくって、そして住民からまた税を集めるということをしようというわけだけど、県税か国税か。じゃ、その集めようとする税額ですね、税額はどのぐらいを見込んでるんでしょうか。森林を守るために必要な税額っていうのを新しい税金でもって、どのぐらいの税金総額を見込んでるのか。その集まった税金はどこが使うのか。どこが使うのか。どういう事業を行うのか。そういうことをはっきりとさせていただきたい。

というのは、いやしくも県民から税金を取ろうちゅうんですから、そこがはっきりしないで、ただ税金を制度をつくって、まず金集めっちゃまえ、集めればいいと、どういう、どこが使って、税額はどのぐらい見込んで、どれだけの事業をやっていくか、その説明もなく、ただ新しい税金制度認めてくれ、言われても認めるわけにはいかないと私は思います。住民に説明がつかない。その点を提案者に説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 産業建設副委員長、福留君。

○産業建設常任副委員長（福留 久光君） お答えします。

税は県税になると思います。それから、今までの実施されてる県で税額は1世帯に対して500円というような方向で今やっておられるようであります。それから、どういうのに使うかということですが、これは水源保全、生物多様性確保、森林の持つ公益的機能を増進する目的、それと教育的、啓蒙的に使用される、こういうことでもあります。具体的な森林整備などにも使用

されるということです。

以上、あとなにかあったですか。

○議長（原田 重治君） どうぞ。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 要するに県税ですね。だから県がこれを、税金を納めて、そして森林組合にながしたり、いろんなことに使うということなんですな。すると、私は、たとえ500円といえども、税の、新しい税を創設するちゅうのは重いもんだというふうに思います。だから、税が、宮崎県が、県が住民にこういう負担をかけんように、じゃ、本当に行革やり財政改革を必死にやってるか。何にもやっちゃらんじゃないですか。まずそういうことが先だと、そういうことを抜きにして、すぐ住民に転嫁してこういう税金を安易に創設すると、そういうやり方に私は反対だと。同じ議員としてそう思われませんか。私はそう思えるんですが。私の言いたいことは以上です。

○議長（原田 重治君） 上西君。

○議員（3番 上西 祐子君） この森林っていうのは、やっぱり荒廃させてきた国の責任っていうのがあると思うんですね。輸入材とかを促進してきたわけですから、林業の再建とかいうふうなのはもちろんです。この最初のところに書いてあるその文面は、私もこのとおりだなと思います。

それで、10年ぐらい前に全国の自治体が森林交付税創設の促進運動というのを始めてるんですね。それで国に、やっぱ国土を守るっていうことは国の責任だと思うんです。安易に山が荒れたから、そこに住んでる県民に負担をせいというふうなことを考えることはやっぱりおかしいと思うんです。それで、宮崎県のほかの自治体、宮崎市の近辺の自治体もこの森林環境税のことで、もっとやっぱり勉強しないといけないというふうなことで保留になったそうです。それで、やはり私たちその森林交付税というふうなことに対して、どうこの環境税との関係でとらえていっちゃうのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 産業建設副委員長、福留君。

○産業建設常任副委員長（福留 久光君） 森林の環境は、森林の荒廃だけではありません。森林を整備することによって水資源の確保ができると。それと、森林の持つ公共性ということが言われております。それから、さっき言われました宮崎県の場合、森林整備のための税ということで、これは今九州管内で協議されておりますけれども、まだそれがはっきりされておられませんので、それを促進するために対するものであります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。私は安易に県民に税金を、たとえ小額とはゆえ付することはやはり賛成しかねます。やはり国に対して国土を守るというふうなことを、国に対して要望していくこと、そして全国的にもやはりそういうふうな運動を進めていくことをまず最初にすべきだと思います。だから、この今の時点においては、この決議案には反対いたします。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。決議案第2号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された決議については、速やかに関係機関に送付し、その善処を求めることといたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時45分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時23分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここでお願いします。10日から12日までは休会となりますが、総括質疑で通告される方は事務局に用紙を備えておりますので、12日の正午までに通告くださるようお願いします。

先ほど日程第1、会議録署名議員の指名で、18番、山領君を指名しましたが、本日は欠席の見込みのようでありますので、17番の桑畑君へ指名変えを行います。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時24分散会

---

---

平成17年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成17年9月13日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成17年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

出席議員(16名)

1番 斉藤ちづ子君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	5番 大久保義直君
6番 重久 邦仁君	7番 東村 和往君
8番 池田 克子君	9番 別府 久光君
10番 原田 重治君	11番 中石 高男君
12番 山中 則夫君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(2名)

2番 財部 一男君	13番 小牧 利美君
-----------	------------

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期の初日に提案されましたすべての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくをお願いします。なお、自己の所属する委員会で審議される議案への質疑は委員会の場でお願いします。質疑ありませんか。斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 議案第61号ですが、2点ほど質問いたします。

11ページの最近3年間の主な委託費の推移というところで、雇用委託（発言する者あり）意見書です。はい、済みません。11ページの表の下から5行目ですが、超音波装置保守料っていうのが14年、15年に比べて16年度が高いんですけど、これの説明と、それから最近3年間の患者数の推移で、14年度を100%にした場合、76.4%に減ってるんですね。それに、そういう状況であるにもかかわらず、看護師が14年、15年、16年っていうのが18名で全然減ってないんですね。だから、仕事量は減ってると思うんですけども、そこら辺の対策はどういう対策とってるのかお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 病院事務次長。

○病院事務次長（西村 尚彦君） それでは、説明をいたします。

まずこの決算審査意見書、11ページの超音波装置の保守料の件なんですが、これは多分記載間違いだと思います。ちょっと調べてみますので、あくまでもこれ監査意見書でありまして監査の方で作成されるものですから、多分病院の方から出した資料が間違ってたのか、それとも転記す

るとき間違ったのかわかりませんが、ちょっと金額ほどの、超音波の装置が新しく変えましたけど、この金額の差ちょっとおかしいので、ちょっとこれ調べてみたいと思います。

それと、もう一点なんですけども、患者数が、入院患者ですか、減っているのに看護師の数が変わらないということなんですけども、これにつきましては、町立病院は3交代の看護、3対1の看護体制ちゅうのっております。これ医療法に基づく基準っていうのがありまして、3対1の看護というのあって、入院患者3に対して1人の看護師をつけますよという基準をとってます。その基準をとるがために診療報酬にプラスされるんですけども、そういうとったがために患者は減るんですけども、その規定の人数はそろえておかないといけないという医療法上の問題がありまして、それで結局患者は減るんだけど、その必要の3対1看護の看護師は、何ちゅうかな、確保しとかないといけないということがありますので、看護師の数が変わらないというのはそういうことです。

ですから、じゃ患者が減ったから、じゃこの3対1っていうの撤回して減らすちゅうのはできるんですけども、今度は、じゃその基準の3対1の今度廃止届をやって、診療報酬がまた下がってしまうということになりますので、要するにもともとは40床を満床にすることを目的で3対1看護という基準をとってますから、それを減らすということは、要するに考えてなかったというか、患者は減りましたけれども、3対1の基準の看護のままの職員の配置をやってたということです。

以上です。

○議長（原田 重治君） いいですか。じゃ、ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案66号一般会計補正予算の土木費ですね、土木費が1,500万円の補正が組まれております。道路補修だと思うんですが、つい最近の大雨とか、いろいろ雨が降ると町道がすごくあちらこちら浸水しているところがたくさんあります。そういうふうなところも含めてこの補正予算化されたのか、何件くらいあるのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

それと、教育費の奨学金がマイナス210万円になっておりますが、執行残だと思うんですが、当初予算のときに何人分ぐらい予算化して、実績は何人ぐらいあったのかお聞かせください。

以上です。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 土木費で、道路維持費として1,500万の補正したんですけども、この補正予算の要求が、いわゆる台風以前の要求になりますので、その辺は含んでいないんですけども、ただ土砂等がいわゆる道路等に流出してきた。これについては委託費を別途計上しておりますので、当初から予算化しておりますので、これですべて今現在対応していると

ということになります。ただ、工事請負を伴う道路維持費、これについてはこの1,500万から緊急性、公共性、これ等を考えて実施していかねばいけないのかなというふうには考えております。万全であるとは考えておりませんが、この辺は、先ほど言うように、いわゆる緊急性の部分を優先的にという考え方を持っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 奨学金貸付金の関係ですけれども、減額分は新規の分ということになります。それで、大学生について15名見込み、高校生について5名見込みのところ、大学生は10名が借りた。5名分を減額ですね。高校生については5名予定にゼロということで5名分を減額ということになります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この奨学金ですよね。210万円の執行残ちゅうふうなことで、本当に借りたくても借りられない人もいたんじゃないかなというふうに思うわけですよね。それで、ことしが210万円減額なったから、もう来年からもうこの人数を減らして予算化するっていうふうなおそれも感じちよったりするんですけど、そのあたりはやはり人数としては来年も、仮に言えば、来年は15名予定しちよって15名ぎりぎり来るかもわからないっていうふうなあれもあるわけですから、そのあたりどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 予算っていう形では、来年度も同じ15名、高校生については5名という形ですつもりでおります。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（9番 別府 久光君） 私は、議案第62号水道会計決算についてお尋ねいたします。

水道会計の23ページを見てみますと、工事請負費が8,348万9,862円ってなっておりますけれども、従来から石綿管がまだ相当布設されておると思うんですが、16年度では延長でどのくらいされたのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 石綿管の更新ですね。1,600メートルほど16年度で更新をしております。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（9番 別府 久光君） じゃ、あとまだ石綿管の残っている総延長と、それから、今盛んにアスベスト問題、石綿板とか、そういったことを言われております。私ども素人ではわかりま

せんけれども中皮腫、この問題が取り上げておられるわけなんですけれども、私、健康保険が町内は非常に高額だと、多額にのぼっておるといふことがあるわけなんですけれども、その中でなぜこの医療費が高いのかということを担当課に聞いてみましたところ、人工透析患者が非常に多いということなんです。透析患者が多いということは、非常に私が懸念することは、この石綿管との因果関係はないのかという気がいたすわけなんですけれども、そういうことでこの損益計算書の4ページを見てみますと、当期利益だけで2,172万という利益が出ております。その中で、今社会情勢を見てみますと非常に金利も安いと、金利がですね。だから、この安い時期に早急に石綿管の布設がえを進行した方がいいんじゃないかという気がしてならないわけなんです、今後の執行部の考えというものをお聞かせいただきたいと、こう思います。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 石綿管があと32キロほどまだ町内に布設されてるということなんです、石綿管についてはいろんな機関から水には浸出しないということ、水には溶けないということと言われております。ただ、工事等をする場合に切りますね、それで粉じんが出ることで害は与えることはあっても、水に溶け出すことはないと言われております。今言われましたように、我々が石綿管で一番心配してるのは耐用年数も大分長くなりまして、いわゆる漏水の原因になるのが石綿管が一番多いわけで、その更新をやりたいということ今考えておるところでございます。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（9番 別府 久光君） 今、説明を受けたとこなんですけれども、やはりもう国の方針としては、もう既に石綿管の布設がえは終わってなかったらいかん状況にあるんじゃないですか。だから、この辺のところを、まだ利益が2,100万も出る水道局の会計ですから、これを半分利息に持っていても早急な布設がえを検討していただきたいということをお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 12番。66号の19ページをお願いします。款の7の商工費、目の2商工振興費ですね、これの6,000万の補正で上げて、要するにこの制度を廃止というような、廃止ですかね、6,000万を削るということで減額ということになっておりますが、この時期に補正で上げられた理由と内容をですね、減額になってる内容、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 中小企業育成貸付金、商工会に預けまして、そしてそれが金融

機関という形で6,000万を預託しまして、そしてその5倍保障ということで貸し付けをやっているわけなんですけれども、金融機関に預けまして、そしてその5倍保障というやり方、今までやってきたわけなんですけれども、それについて金融機関との相談の中で預託しなくても5倍、つまり6,000万、3億円ですね、それは貸し付けましょうということで要綱の改正を行ったところでございます。ですから、6,000万預託しなくても今までどおりの貸付額は保障されるということで、預託はしないという意味で改正を行ったところでございます。これが4月1日で改正しまして、内容等は変わっておりません。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時18分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前10時22分再開

○議長（原田 重治君） それでは、休憩前に引き続き本会議といたします。

---

○議長（原田 重治君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時23分散会

---

---

平成17年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成17年9月20日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成17年9月20日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

---

出席議員(17名)

1番 斉藤ちづ子君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	5番 大久保義直君
6番 重久 邦仁君	7番 東村 和往君
8番 池田 克子君	9番 別府 久光君
10番 原田 重治君	11番 中石 高男君
12番 山中 則夫君	13番 小牧 利美君
14番 宮田 強雄君	15番 黒木 孝光君
16番 的場 茂君	17番 桑畑 浩三君
18番 山領 征男君	

---

欠席議員(1名)

2番 財部 一男君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

---

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長の報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について、御報告申し上げます。

本日、午前9時30分から委員会を開催し、追加議案に係わる諸事項について協議を行いました。その結果、最終日に追加議案上程されます議案第71号については、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。追加議案の取り扱いについては、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、最終日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、追加議案については、最終日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

---

日程第2. 一般質問

○議長（原田 重治君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守くださるよう、御協力方お願いします。

発言順位1番、黒木君。

〔15番 黒木 孝光君 登壇〕

○議員（15番 黒木 孝光君） おはようございます。先般、通告しておきました2つの事項について、町長に今までの経過を踏まえ、現況をお伺いいたします。

まず、第1項目は、町長の政治姿勢についてと伺いますが、質問の要旨は、来年3月末の特例期限を迎えることで全国各地で市町村合併が進んでいます。

本町は、町民、議会の理解を得ながら、住民の負担増や行政サービスが低下することなく、歴史と豊かな文化、豊かな自然、素晴らしい環境で誇れる町としてのまちづくりを目指して、自立の道を選択しました。

本町は、昭和61年の三股町行政改革大綱に基づき、効率的な行政運営を目指し、その後、社会情勢の著しい変化に対応すべく、平成7年と11年に改革大綱の見直しが行われました。自立を選択したことで、町長は持続的に発展を続ける町政を実現するため、平成16年度を新たに行政改革元年と位置づけ、17年度より一部実行され改革がスタートいたしました。事務事業の見直し、課、係、人員配置をはじめ、各委員会等の定数見直しなど、組織機構の見直し、予算に係る一部がスタートしたと認識しているところです。まだ、5カ月しか過ぎていませんが、経過していませんが、大きく変わった内部機構など、町民に対する行政サービス、行政執行の流れに停滞や緩みがあってはならないと思っています。

そこで、伺いするのは、一つは、昨年度に作成された改革大綱に沿って進められた事項について、その進みぐあい、成果について、現在どう受けとめられているか。また、自己評価されているかを伺います。

また、質問の要旨、(1)(2)については、11の課の統廃合により、対策監を配置して重要課題に対応するため、体制強化を図り、もろもろの問題解決や行政サービスの改善、サービスの確保などを目的に改められました。その成果や課題をお伺いいたします。

次に、健全な財政運営の確立のため、税負担の公平、税確保の観点から、厳正な滞納処分等を行いながら、収納率の向上を図ること、また、使用料等の受益者負担の適正化を図るため一部改正されました。

(2)は、税や住宅、水道、農集排等の各使用料など、滞納金徴収方策について配置された対策監を中心に、それぞれの課、及び部署において取り組まれていると思いますが、その成果や課題をお伺いいたします。

次に、実施の具体的方向の中で、公用車の集中管理等により、計画的、効率的な使用に努める

ことにされました。その結果は、支障なく効率よく運用されているか、伺います。

次の(3)について伺います。

今年4月1日より、庁舎内の課名や行政窓口などの変更されることは、町の広報誌等で町民に周知徹底されたと思いますが、いまだに用件により相談窓口を聞かれることもあります。関係する課、部署がまとまったとは言え、町民には戸惑いもあるものだろうと思います。行政サービス低下による問題は起きていないか、あればどういったことか、お聞きしたいと思います。

次に、②の広域圏事務組合の解散に伴う委託事務の調整協議について伺います。

先般、開催された議会全員協議会において、都城市との協議について、7月に開催された2回目について報告されました。その後の協議状況等見通しについて伺います。

次に、質問要旨③について伺います。

ただいま質問いたしました①②の行政改革の成果なり、また、自己評価されている現況での回答をお聞きしながらよいか迷いましたが、賢明なる町長でございますのでお聞きいたします。

改革大綱では、平成16年度改革元年と位置づけられました。本町の大改革は、実行に船出した本年17年度だと思えます。本年度スタートした改革、まだ積み残しておる改革、本日私が求めた回答の改革の成果を見極めながら、新たな課題に対する取り組みに対しても、町長の政治姿勢が問われるところです。本町の行政改革は、まだ数年の月日を要すると考えられます。町長の任期は平成18年9月までとなりますが、行財政改革の途中での任期切れ、1年後の首長選挙への対応をお伺いいたします。

次に、質問事項2のアスベスト関連についてお伺いいたします。

アスベスト問題は、石綿特有のがん、中皮腫を発症することと、死亡例が多く確認されたことから、大きな社会問題となっています。

質問の要旨は、アスベストの問題が大きくなり、国・県による公共施設等へのアスベスト建材の使用状況調査が実施されたと思えます。本町の公共施設において、アスベスト建材が使用されている施設があれば、その使用状況等対策について伺います。あわせて、施設の使用を即中止する施設はなかったのか、あればその対策はどうするかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長(原田 重治君) 町長。

[町長 桑畑 和男君 登壇]

○町長(桑畑 和男君) おはようございます。それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁を申し上げたいと存じます。

まず、町長の政治姿勢について、この中の①でございますが、行政改革元年として取り組んだ成果をどう自己評価されているかということでございます。

御承知のように、昨年度、平成16年度行財政改革元年と位置づけまして、さまざまな項目について、行政の効率化、経費の削減、合理化をはじめとする行政のあり方について、抜本的に見直しをしてきたところでございます。

その内容といたしましては、組織機構の見直しをはじめといたしまして、議会議員の議員の定数、それから農業委員の委員の定数、このような定数の削減、また町長、助役、教育長の給与のカット、公用車の集中管理、さらには、収入役勇退による未設置など、ほかにもさまざまな見直しに取り組んできたところです。その見直しは、今後の財政運営にも大きな効果が期待されているところでございます。

次に、(1)の組織改革について、11の課設置による成果と課題についてということでございます。

組織機構の見直しについては、関連する業務と、1係1担当の統合、さらには職員間の横のつながりを強化し、協力体制を充実させることで、業務の強力化を進めるため、20の課を11の課に見直し、職員の適正化計画に努めながら、行政の効率化を図るものでございます。

ことし4月から実施の段階に入ったわけでございますが、既に6カ月が過ぎようとしております。現在のところ、各課間・係間での大きな問題もなく、それぞれの事務事業が円滑に推進しているものと考えているところでございます。

一方、施設係での総合的な維持管理については、施設の貸し出し等で、地域の行事調整に努めながら、計画的な貸し出しに心がけておりますが、これまで住民の方々に御迷惑をおかけしたこともあろうかと思いますが、管理に関する諸問題を解決しながら、効率的な施設の管理を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、現在、組織機構改革に対する職員へのアンケートを実施しておりますので、今後内容を分析し、より一層住民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

それから、(2)の税や使用料の滞納を機に、徴収、方策と結果はどうかということでございます。

国庫補助負担金や地方交付税の見直し、これから地方への税源移譲など、いわゆる三位一体改革が進行していく中、財政収入の増加が期待できない厳しい財政事情の中にあって、町税や使用料等の収入対策は、本町の自主財源の確保として、ますます重要な課題であり、その効果的な徴収方策が求められているところでございます。行財政改革元年と位置づけました平成16年度においては、自立の道を選択したことを踏まえ、徴収対策は共通認識を持って取り組むこととし、町税のほか、保育料、保険税、住宅使用料等を含めた全庁的な町税と徴収対策会議を設置したところであります。

さらに、17年度には、組織機構改革に伴いまして、税務財政課に収納対策監を配置し、実務

担当者レベルでの収納対策会議を通しまして、滞納整理の推進策、滞納防止策の論議や収納対策について情報交換等を実施しながら、徴収対策の強化、及び納付の促進に努めてきたところであります。

また、納税、納付の義務と補助金交付や扶助費の支給、入所や許可などにかかわる県との観点から、事務事業における申請時の官の証明の義務づけなど、滞納者に対する行政サービスのあり方についても協議をし、実施の方向で検討をしているところであります。

具体的な徴収方策、実績等につきましては、それぞれ担当課長に答弁させますが、長引く経済状況の低迷により、個人所得の低下が進んでいることや、依然として滞納者に対する破産事案や財産競売事件等も続発していることから、収納対策には困難を極めているところであります。滞納対策には特効薬はなく、納税納付の円滑な推進につきましては、町民の理解と協力、信頼を得ることが不可欠でございます。納税者、納付者に対しては、意見、要望はもとより、苦情や不満についても十分聴取し、相手の立場をよく理解した上で、納得いく説明を心がけるなど、常に誠意を持って対応し、納税納付の意識高揚を図っていく必要があると考えています。

また、一方で、悪質な滞納者に対しては、毅然とした態度で差し押さえ等の法的に可能な滞納処分を強化し、負担の公平性を実現していくことは大切だと考えております。今後ともこのような日ごろからの努力の積み重ねと、徴収対策の創意工夫により、徴収率の向上に努めてまいりたいと存じます。

それから、(3)でございますが、行政サービス低下の問題は起きていないかということでございます。

行政事務の対応については、私をはじめ、職員は町民の全体の奉仕者として、公共の利益、福祉の向上に全力を挙げて業務の遂行に当たり、行政サービスの向上に努めているところであります。

私は、職員へ迅速な対応と懇切丁寧な対応を心がけるように指導しているところでありますので、万一、住民へのサービスが低下しているようであれば、職員への指導を徹底してまいりたいと存じます。

一方、行政改革によるさまざまな見直しによって、住民へのサービス基準が低下するのであれば、その見直しは、市郡内の団体レベルの基準としていることから、住民へさらなる情報の提供に努め、理解と協力を得たいと考えております。いずれにいたしましても、問題点があれば、早急に方策を検討し、改善を図り、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御意見等を賜りたいと存じます。

次に、②の一部事務組合の今後の見通しについてでございます。

都城・北諸県広域圏一部事務組合については、1市4町の合併に伴い、解散する方向で協議し、

さらに事務委託の中について事務レベルで協議しているところであります。その協議もこれまで4回ほど行っておりますが、広域消防の委託費の引き上げと、従来の広域圏事務局職員の人件費負担金について、今後も継続しての負担が求められており、その根拠等に理解できないことから、町側から私と議長、市の方から市長と高城町長の4名で協議を、去る9月の17日15時から都城市役所で4者会議を持ったところでございます。

常備消防の委託料につきましては、1市4町の新市発足に伴って、本町の負担金を基準財政需要額、従来の48%を60%にアップすることに、これについては根拠もないということから理解はできないということで主張したわけでございます。そこで、今後さらに協議を重ねていくということでございます。

それから、広域圏事務局職員の人件費負担金については、一部事務組合の解散によって、新市発足に伴い、広域圏の施設は市の関係課に配置し、施設管理の業務を担うことから、応分の負担はやむを得ないということから、事務局案として588万8,000円を「10年間」とする案の年数を「5年間」にするということで、一応合意したところでございます。5年後、さらに再協議をするということでございます。

ほかの一部事務組合の負担金等につきましては、主管課長の方から説明をいたさせます。

それから、③の行政改革の途中に行われる1年後の首長選についてでございます。

行政改革の途中に行われる1年後の首長選についてという質問でございますが、結論から先に申し上げたいと存じます。

私は、来年9月に予定されている首長選に、三度出馬する決断をいたしました。御承知のとおり、市町村合併に関しましては、町民の意向を踏まえ、また、議会の皆さん方の御賛同を得て、私は自主自立の道を選択し、表明をしたところであります。

そこで、厳しい国の三位一体改革に対処するため、平成16年度行財政改革元年と位置づけて、聖域なしの行財政改革の見直しに着手したところでございます。すなわち組織機構の簡素化、そしてまた、事務事業の費用対効果による見直し、さらには、各種委員会のあり方と補助金等の抜本的な改革を行い、いよいよ今年度から実施元年として取り組んでいるところでございます。

なお、本町の当面する各種公共事業として、既に今年度も着手している公営住宅建てかえ事業、さらには、来年度から3カ年計画で、三股中学校大規模改修事業、並びに長田地区水道整備事業など、目白押しの大型公共事業が山積している状況下でございます。私はこのような当面本町が取り組むべき行財政改革の推進、さらには大規模な公共事業なども計画どおりに完全に実現する重大な責務があると考えております。このような三股らしさを実現できるか否かの重大な時期であるからこそ、町内外からも出馬要請の声もございました。執行者としてその責任を明らかにしなければならないと考え、三度出馬する決断をしたところでございます。ひとつよろしく御理解

をいただきたいと存じます。

それから最後に、アスベスト関連でございます。

本町の公共施設におけるアスベスト建材の使用状況と使用されている施設があれば、その対策について伺うということでございます。

過去に、石綿アスベストを製造し、または取り扱う業務に従事していた方々を中心に、肺がん、中皮腫等の健康被害が多発しており、石綿による被害は今後も増加することが懸念されております。

本町の公共施設におけるアスベスト使用の実態について、去る8月12日付で調査を実施したところでございます。

調査方法といたしましては、職員が目視による調査でございますが、次の4点について調査を行いました。調査の結果、アスベスト吹きつけの箇所が3カ所、スレート使用が13カ所、それから石綿建築材等の使用、これが15カ所、それからその他石綿使用、断熱材等がむき出しの箇所、すべて公共施設でございますが、そのようなことで、それぞれアスベストが疑われるところございました。今後、専門機関に調査依頼をして、その善後策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 私の方で、①の（2）税や使用料の滞納徴収方策と結果はどうかということにつきまして、税関係について私の方から説明を申し上げたいと思います。

まず、町税等の徴収対策についてでございますが、まず最初に、現年度課税分を中心として、少額納付遅延者に対しては、電話や催告書による納税指導を実施し、滞納整理に着手して、繰り越し滞納の防止に努めてまいりたいと考えております。

2番目に、前年度に引き続いて、滞納整理強化月間を年2回計画いたしております。課内全職員による臨戸訪問を実施して、自主納付指導するとともに夜間徴収を行ってまいります。平成16年度は、2回で545軒を訪問いたしておりますが、平成17年度は、既に1回目を7月の21日から29日まで7日間実施いたしております。大課制になりまして訪問の班編成も昨年よりも多くなり、訪問軒数も1回で443軒で大幅に伸びてきているところでございます。

3番目に、夜間納税相談窓口を設置し、納税者の意見や要望、滞納事情を御十分聴取し、計画的納付を促進しております。平成16年度は、年5回、1回につき約5日間の夜間窓口を開設し、延べ397軒の納税相談を受け、そのうち86軒が分納誓約を行っております。平成17年度は、前年と同様に計画いたしておりますが、納税相談によって、完納に導く納税相談、誓約の作成を重点として、滞納者との話し合いを進めていきたいと考えております。

4番目に、悪質滞納者や大口滞納者に対しては、差し押さえ処分や交付要求、参加差し押さえなどを強化し、徴収効果を図ってまいります。16年度は、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差し押さえを実施し、前年度より37件増の148件、競売事件による交付要求が前年度より10件増の45件、そのうち徴収につながったものが、合わせて920万円となっております。

5番目、徴収不納者については、国税徴収法による調査等により、滞納者の実情や財産の把握を的確に行い、担税能力がなく徴収見込みのない事案に対して、失効停止、不納処理を講じてまいりますと考えております。

6番目ですが、地方税の徴収について、広域的な徴収体制が全国的に検討されつつありますが、宮崎県においても、県下市町村を対象に滞納整理機構の設立に向けて検討がなされております。これは市町村にとって特に難しい滞納事案や調査情報が広域にまたがる事案などを滞納整理機構に移管してその機構が処理するものでございます。その前段として、今後特に徴収困難な事案については、住民税を中心として、都城県税事務所に協力をいただきながら、合同催告、合同徴収を進めていきたいというふうに考えております。

次に、実績についてでございますが、町税の徴収率は、平成16年度は現年度分が97.73%で、前年対比0.15ポイントの増となっております。滞納繰り越し分については17.36%、前年対比6.19ポイントの増ということになっておりまして、町税全体で89.4%の徴収率で、前年度対比0.58ポイントの増となっております。

しかしながら、国民健康保険税については、現年度の徴収率が94.85%、前年対比で0.42ポイントの増となっておりますが、滞納繰り越し分が11.82%、前年度対比2.47ポイントの減となっております。国保税全体で徴収率が80.85%、前年度対比1.17ポイントの減となっております。

平成17年度につきましては、町税については、前年度実績を踏まえ、収納対策監や大課制による補佐の活用により事務体制を整理して、さらに差し押さえなどの滞納処分を強化することにより、収納率のアップが見込めるものと考えております。保険税についても、滞納者の納税指導により、納税意識の高揚を図りながら、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 同じく国の税や使用料の件でございますが、福祉課では、保育料と介護保険料の二つ、まず、保育料の16年度末までの滞納繰越額は1,629万2,960円でございます。これまでの対策でございますが、催告状の送付、そして徴収員による定期的な訪問徴収、そしてまた、個別相談等でございます。

この個別相談でございますが、現在、滞納者に対しまして、福祉課への呼び出しによりまして、

支払い計画等の相談を実施いたしております。

それと、ことしの4月1日から徴収事務を保育園に委託、いわゆる私人委託ということでできるとなっています。今後効率よく滞納者の減少が図れると期待をいたしております。

この私人委託という言葉でございますが、何年か前は保育園が保育料を徴収していた時代がございました。その後、町が措置しているんだから町が徴収するべきだということで、その徴収体制が変わってきたということございまして、それが今に至っている状況でございます。しかし、今回、先ほど申しましたように、私人委託はできるということで、その方法も考えていきたいと。

つまり、これはどういうことかと申しますと、保育園に徴収を委託することによって、滞納者の減少が図れるということでございますが、それは今までの町だけの徴収では、1年を通じて滞納者が役場職員と顔を合わせることはないわけございまして、滞納しても平気ということの状況ございまして、保育園に徴収を取り入れれば、保育園の保育師さんと毎日こう顔を合わせるわけございまして、恥ずかしい、忍びないという部分が出てくるんじゃないかなと思います。したがって、滞納者の減少につながると思っております。

それと、介護保険料につきましては、保育料の徴収増への手法によりまして、対策を講じていきます。平成16年度までの滞納繰越額は、785万9,073円でございます。年々増加の傾向であります。そこで、今回は滞納者、個々の分析を行いまして、職員の戸別訪問をいたしております。介護保険の制度を説明しながら、個別徴収をいたしたところでございます。

その結果、ほとんどの対象者から、即日、あるいはもしくは翌日の納金をいただくということで、予想を大きく上回る効果があったところでございます。これらの成果を受け、本年11月には、福祉課全員による個別の徴収を実施していくことといたしております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 同じく（2）の使用料の問題ですが、町営住宅の家賃使用料のことにつきましては、滞納事務を適切に処理するために、16年の7月に町営住宅家賃滞納整理事務要綱を制定したところでございます。

内容につきましては、従来は滞納者に対して、1番目として督促を1カ月経過してから送付しておったところでありますけれども、滞納者が意識を少しでも早く持ってもらうように、10日以内に督促を送付することとしたところであります。

2番目としまして、これまでは不定期に行っておったんですけれども、連帯保証人の方がいらっしゃるけれども、この方に納期限後3カ月を経過したものについては、連帯保証人等滞納者に来庁をお願いします。その中で、納付指導を行っているところであります。

さらに、3番目としましては、悪質な滞納者に対しては、法的措置をするということとしてい

るところであります。

また、一方、係において、1年間に年間、滞納整理月間、16年度に4回ほど実施をしております。この4回の成果としては、100万程度の徴収を見たところであります。

さらに、17年度5月に1回を実施したところであります。滞納者を訪問を実施し、徴収及び納入指導、これを行っているところでもありますけれども、今後も強力にこの形で滞納の処理を進めていきたいというふうに考えております。

また、15年度、16年度なんですけれども、16年度は結果としまして、15年度比較わずかですけれども、0.3%の増の徴収率を得ているところでもあります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 環境水道課では、上水道と農業集落排水事業に滞納があるわけですが、上水道についての徴収方法は、口座振替を基本に、あと納付書払いでございます。今のところ口座振替をさらに推進しているところでもあります。

口座振替は、初回、いわゆる2カ月に1回ですので、偶数月の25日に1回引き落としをするんですけれども、平成15年度より銀行の方の協力を得まして、翌月の10日に再度振替をするということで、かなり成果が上がっているようでございます。

あと、未納対策については、徴収委託員による納付指導、あるいは職員による分納指導等を実施しております。なお、誠意なきものについては、やむを得ず給水停止の措置を実施していることもございます。

農業集落排水事業につきましては、現在のところ、徴収委託、少しあるんですけれども、徴収委託員と職員の方で時間を見て、分納指導をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、私の方からは、今、御質問があった中に、公用車の集中管理の問題はどうなのかというのがあったように思いましたので、報告をいたします。

公用車の集中管理につきましては、この4月から実施しているわけですが、一応第一段階としまして、23台を集中管理をしているところでございます。消防車とか特殊車両を除いた23台でございますけれども、これにつきまして一応私の方で、私のすぐ後ろの方にある関係もありますが、10時と3時の段階で幾ら車が残っているかということで統計をただいまとっているところでございます。

その結果はまだ詳しく出ていませんが、大体16台位があれば、今のところ足りるというような結果になっております。そうしますと、約30%でしょうか、30%ぐらいが減額できるんで

はないかなというふうに思っております。その分につきましては、古い車から随時少なくしていきたいというふうに考えております。

忙しいときもあって、今後もいつが忙しい時期かわかりませんが、一応1年ぐらいを見まして、それで大体台数がはっきりとしてくるのではないかというふうに思っているところでございます。しかしながら、今現段階であっても、もう古い車で車検等が消えるものについては廃止していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、一部事務組合の関係でございますけれども、一部事務組合につきましては、町長が先ほど答弁いたしましたように、事務局レベルで進めてきたところでございます。町長が先ほど4回ということで申されましたが、事務局直接におきましては、既にもう七、八回交渉しているわけでございますけれども、なかなか進展しないという状況でございます。それで、先週土曜日、17日でございますけれども、町長、議長、そして高城町長と、都城市長、4名での会談が行われたところでございまして、先ほど町長が報告をされたとおりでございます。

それ以外については、どういうふうになっているかということで、若干ここで申し上げてみたいと思います。それ以外についてはほぼ、ほぼでございますけれども事務局レベルでも協議がほぼ一致しているところでございます。その一つにつきましては、休日休館診療事業費負担金、これにつきましても今後は応益割でいくということになっておりまして、金額についてはほとんど変わらないという状況でございます。

それから、歯科休日休館診療事業費負担金、これにつきましてもほとんど変わらない、応益割ということでほとんど変わらないところでございます。

それから、救急医療施設等事業費負担金につきまして、若干高目に推移するのかなというふうに思っております。

それから、都北夜間救急診療事業所負担金、これにつきましては、今廃止の方向とかいろいろ論議されているようでございますが、まず、その廃止がどうかははっきりしない段階でありますけれども、事務局レベルでは、若干下がる傾向での協議を終えたところでございます。

それから、地域医療施設整備事業負担金、これにつきましては、同額でございます。

それから、清掃工場費負担金、これにつきましても、応益割、要するに搬入割ですね、ということで一応なったところでございまして、ほとんど変わらないという状況でございます。

それから、清掃工場建設公債費負担金でございますが、これにつきましては、人口割20%、応益割80%ということでございまして、これもほとんど変わらないということでございます。

それから、新清掃工場建設事業費負担金でございますが、これにつきましては、人口割ということでなっておりますけれども、これが今後どういった形で払っていくかというところが、まだ協議、詰めが残っているところでございます。都城市の方としましては、建設の段階から負担し

ていただきたいというふうに来ているところでございますが、こちらとしましては、委託をする関係となれば、なぜ建設まで一緒にやらなきゃならないのかと、そうであるならば、広域圏事務局があってもいいのではないかとということで主張しているところでございまして、若干その負担の仕方について、まだ協議が残っているところでございます。

それから、リサイクルプラザ公債費負担金につきましては、人口割で負担するというところでございます。これについても今までの線のとおりでございます。

それから、リサイクルプラザ管理費負担金でございますが、これは応益割、搬入割でやっているということでございます。

それから、広域圏の事務局費負担金ということでございますけれども、これは人件費でございますが、これについて、都城市の方は、施設の維持管理が必要であるということから、当初1,000万円ほど要求をしてきたところでございますが、詰めた結果588万8,000円というようなどころまで来たところでございます。

ちなみに、今年度まで1,288万4,000円払っているところでございますが、それが588万8,000円まで来たところでございますが、じゃこれを一生払っていくのかということでございますけれども、この前の土曜日の町長、市長の会談の中で一応5年と、都城市も改革するならばこの辺は要らなくなるということが理由で、一応5年ということで決まったそうでございます。

それから、最大の問題でございますけれども、常備消防費負担金、これにつきまして、都城市の方は、当初から60%、今現在交付税算入額の48%を払っているわけでございますけれども、これを交付税算入額の60%をいただきたいということで交渉して、都城市は主張してきたところでございます。しかしながら、三股町としましては、何も変わらない都城市がただ合併するだけで、何も事業費が多く膨れ上がるわけでもない。何もない段階で60%というのはなかなか根拠がないのではないかとということで主張しまして、これにつきましても、事務局レベルではなかなか結論に至らなかったところでございます。

そうする中で、都城市は一応それでは段階的ということに来ておりますけれども、本町の方としましては、段階的であるならば2%ずつの段階的と、来年につきましては同額——48%同額ということで、都城市と三股町では結論が事務局レベルではできております。来年は48%。これについて都城市も異論はないということでございます。

しかし、都城市は、2年後には60%、来年、再来年、その次までには60%を主張しておりまして、なかなか詰めが決まらないという状況にございます。三股町と……（「金額」と呼ぶ者あり）金額は、今1億5,400万ほど今まで負担してきて、若干の差がありますけれども、負担してきておりますけれども、これが約30%アップということで約2億円近いという数字で来

ております。したがって、この分につきましては、もっと協議が必要かなというふうに思っています。

ただ、都城市が強く主張いたしますのは、今までの経過がございまして、交付税で60%入ってくるのに三股町は48%しか払っていないではないかというのが理由でございます。で、以前は、十四、五年前まで、三股町も60%払ってきたところでございます。十四、五年前に負担がおかしいということで48%に変えた経緯がございまして。都城市としては、この辺についてはなかなか理解ができなかったところであったろうと思いますけれども、しかしながら、毎年その過去の分も返すということで約1,000円万程度、十数年間にわたって都城市は返してきたという経緯もございまして。

そういうことから、48%が途中で60%から48%になったということでございまして、都城市としては、その48%に、他の例からすると低いというふうにならんでいるようでございます。

ちなみに、宮崎市近辺、国富、綾、このあたりもやはり60%支出していると、宮崎市に対しましてですね。そういうことから強く、清武町につきましては60%を超えているという状況にあるようございまして、都城市は強く主張するのはその辺があるのかなというふうに思います。いずれにしても、今後協議をして、60%がどうかという問題でございましてけれども、少なくとも本町としては、段階的なものを求めているという状況にございまして。

それから、都城、北諸、地域視覚教育協議会でございましてけれども、こちらの方は、都城市の方から借りられるということで、今協議を進めているところでございまして。

それから、公平委員会、これを三股町としては170万円ほど毎年出しまして、公平委員会を都城市の広域的なもので行ってきたところでございますけれども、これにつきましては、公平委員会については、三股町単独でもやるというふうに考えているところでございまして。

他町を調査しました結果、何も案件がなければ20万ぐらいで済むという状況でございまして、これは本町独自でやった方がずっと効果というふうに思われます。

○議長（原田 重治君） ちょっと。またの機会にいいですか。

○総務企画課長（原田 順一君） もう終わります。

○議長（原田 重治君） そうですか。

○総務企画課長（原田 順一君） はい。あと一つでございまして。

地域介護認定審査会でございましてけれども、これについては、やはり委託方式で行うということで協議が進んでいるところでございまして。

以上が、一部事務組合についての経過でございまして。臨時議会が想定されます。10月末ごろかもしれませんけれども、この案件がすぐ上がってくるということになるかと思っておりますので、

きょうはあえて詳しく説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 長い回答でちょっと書けなかったんですが、簡潔に要点を言ってもらったらよかったかなと思いましたけど、5カ月しか経っていない行革が進められた中で、町長の行財政の効果が云々というのがありました。ちょっとわからなかったんですけど、実際は16年度が終わってみれば数字でも出てくると思いますが、効果が見られるということは評価されているのかなという受け取り方をいたしましたので、もう一回、ちょっとその点が行財政効果が出たというふうに言われたのかなというふうに書いておるんですが、そしてまた、町民サービスやいろいろ問題もあって、その都度解決をされたという回答もございましたが、大きなものはなかったのかどうか。

それと、職員へのアンケート等を実施されたということで、今後分析するということですが、それぞれ税の徴収、使用料等介護保険等の徴収には、当初の考えどおり、対策監を中心にそれぞれ取り組まれている成果かなというふうに、これはまた今後にも期待したいとまた思うんですけど、部署が少なくなって一人一人の仕事の量がふえたりいろいろした関係で、職員に肉体的なり精神的な負担というのは、アンケートの中でそういった面がとられているかどうかわかりませんが、そういったものは考えられないのか、そうであるとすれば、やはりそういったところのケアをやっていく必要があるんじゃないかというふうに感じましたので、その点について伺いたいと思います。

それから、総務企画課長のいわゆる委託事務の調整で説明があったんですけど、まだ数字の調整中だということで、私もこの前もらった資料を見ながら、この項目ではその常備消防費負担金ですよね、ほかの項目は人口割なり応益割なり、それぞれ計算書がありますが、今聞きました交付税算入の48%を12%上げて60%にすると、あまりにも都城市の言いなりじゃないかなという気がするから、まだ調整中ということですから、これはやはりそれなりに、町長はじめ頑張ってください、あるいは都城市から、あるいは消防本部からの距離的、いろんなことを考えても近いわけですから、三股は。そういった面も含めて、あるいはその負担がふえないような形で頑張ってくださいなということは要望しておきたいと思います。その点をちょっと伺います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 二、三点あったのかなと思いますが、行政改革に移る財政効果としましては、この前の行革の中で説明を——行革委員会の中でしましたけれども、本年度ですから、まだ予定でございますが、およそ本年度だけで約5,000万、約5,000万の効果がありますということで、この前の行革委員会にも報告を申し上げたところでございます。

2点目のケアの問題でございますけれども、確かにこの組織機構を見直したことによってなのかどうか理由がわかりませんが、パソコン等が入ってきたこの関係もあるかもしれません。確かに、最近仕事でちょっと行き詰まってちょっと体調を崩されるという方が中にいらっしゃるようでございますので、この辺を一つの研修、あるいはそういった時の取り組みというものを強化していく必要があるのではないかなというふうには考えているところでございます。

職員もアンケートをとりましたけれども、今集約中、まだ各課から集めている最中で、私もまだ中は全然見ていないところでございまして、ちょっと中身がどういうふうになっているかがまだ言えないところでございます。

それから、広域圏の消防についてはもう何回もやりまして、はっきり申しまして机をたたきながらの激論も交わしたというぐらいのしているところでございますけれども、なかなか詰まらないというのが現状でございます。したがって、まだ今後もうちょっと時間がありますので詰めていきたい、少しでも本町の負担が少なくなるような形で持っていけるかなとは感じているところでございます。一応努力をしてみたいと思います。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） もろもろ回答していただきましたが、是非、職員の問題も個々にはいろいろあると思いますが、アンケートの結果等も踏まえて、ひとつケアをして業務の執行に支障のないような、やはり責任ある皆さん方の対応も必要かなと思っておりますので、お願いいたしたいと思います。

いろいろあるのですが、時間が、質問の方が短くて回答が長かったんですけど、お願いしておきたいと思います。

それで、1年後の首長、町長選につきましてはお答えがありました。行政改革の途中である、まちづくりに継続して取り組む姿勢を示していただいたところです。と思います。今後1年間ひとつ健康に留意されまして、責任者として強いリーダーシップのもと、改革に積極的に取り組んでいただくよう期待していることを申し上げておきたいと思います。

次に、アスベスト問題、ちょっと箇所等につきましては、それぞれ記載できませんでしたが、アスベスト問題は健康被害が確認され、また広がりを見せていることから、けさもやっておりますが、連日ニュース等で報じられています。県内の市町村議会でも取り上げているようです。

先週の14日は、県議会代表質問でも新聞に載っておりましたが、県の高山教育長は、県教委の調査では体育館などで使用が判明し、直ちに使用を禁止し、今後空気中のアスベスト測定や除去などを行う。小中学校で使用が判明した場合は、市町村に対して除去など適切な処置を行うよう指導すると言われて――答弁されておったようです。町の施設は、そういった点は県に報告するとかしておるか、あるいは学校教育、学校の関係でそういうのが確認されておれば、大丈夫な

のかというところまでは調査されているかどうかを伺います。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 学校関係においては、県の方から、また町の執行部の方から調査依頼がありまして調査しております。技術者をもって体育館、校舎、調査しておりますけれども、その目視できる範囲での吹きつけの部分は全くありません。スレート等の倉庫等の使用はあるということでございます。スレートがあるということです。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） おとといの新聞だったですか、県内民間70棟でも使用というふうに見出しが出ております。関連して、町内の商業施設なり、あるいは工業施設等により届出があるのかどうか。あればそれ何件ほどか。施設名なりそういったものはもう聞かなくてもいいんですけど、そういうのがあるんじゃないかなとそういう気がするわけですが、中皮種の届けもあるのかな、あれば人数なり、ちょっとある人が宮崎の相談に行かれた様子を見ておりましたが、三股の人でしたが、そういったことでどうなのかなという気がしますが、その点どうですか。民間の施設。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 民間の施設については、まだ把握をしていないところでございます。今後そういったところも出てくるのかなとは思いますが、

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 先月13日の宮日新聞の大見出しで出ておりました。「中皮種幅ひろく救済」ということで報じられていました。これは政府の関係なんですが、「政府は住民への被害を広がっていることを重視し、石綿被害者救済の新規の特別立法を制定をする」という記事がありました。骨格は9月末に公表するとあります。今後そういった建物解体時の飛散防止策なりそういった強化がされる。また対策が具体的に示されてくると思います。先ほどの民間も含めてですね。

こういったことで、今後十分なる対応をひとつお願いして、質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時17分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、発言順位に従って質問を申し上げます。

まず第1点は、環境整備でございますが、要旨にしては、町内外の施設環境整備、業者委託を減らす考えはないかということでございます。

三股町は、自立でいこうということで、行財政改革に取り組んでいることは、三股広報いろいろな方法で町民にお知らせしているところは承知しておりますが、まだまだ自立の上からは財政力、いわゆる歳入をふやし歳出を減らすことが、今後の大きな課題と考えております。

そこで、委託による庁舎内外の清掃は、職員全体で自分たちの働く場所として取り組むことはできないのか、お伺いしたいと思います。

まず、参考として取り組んでいる町があるので、参考に申し上げます。

福島県の矢祭町でございますが、このことは、町民からもお知らせをいただきました。五、六名の方からテレビを見たかということでございましたが、矢祭町は人口約7,200人、小さな町で、山之口町に少し多い人口の町であり、自立決定は平成15年8月1日からでございます。職員数については80名で、議員定数も18名から10名で、課設置も総務課、健康課、住民課、事業課、自立課の5課になっております。清掃委託は1人の用務員さんがおったようでございますが、先ほど申し上げましたように、全職員で取り組むということで廃止になっておるようでございます。この放映については、NHKでされております。また、私も2回程度電話をしております。

職員の出勤時間でございますが、早出では7時30分で、退庁が4時30分であるそうです。遅出が10時で退庁が6時45分で、それぞれの清掃はローテーション方式で実施されているということでございます。

本町でも自立でいく以上は、歳出を抑えなければならないと思っております。少しでもその削減効果を他の事業費に充てるべきではないかと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、2番目の公共施設内の管理についてでございますが、これは先ほど黒木議員の方からもお話が、説明がありましたので省きますが、私は、つり天井の施設はないかだけをお聞きしたいと思っております。と申し上げますのは、最近、文化会館が完成いたしました。非常に天井が高いのでございますが、あるいはまた、その他の体育館、学校なんかでも、つり天井がどのようになっているのか。いわゆる地震の際に、宮城県地震でございますが、有鉄ですかね、これで左右に振れないような方式をとっておれば、天井も落ちなかったというテレビでも新聞でも載っておったんですが、これが法的な根拠があるのかどうかは私も知りませんが、こういう施設はないかをお聞きしたいと思っております。

次に、農道の整備についてでございます。

民間資金融資による事業実施はできないかということでございますが、現在、農道整備は計画的に進められているとは思っています。所によっては、整備が遅れているような傾向もあるようにも聞いております。本町の基幹産業というと、米作、次にたばこ、一部の園芸農家であります。しかも後継者も少なく、高齢者60歳前後の人が精いっぱい努力で農業に従事しているのが現状だと思っております。

そこで、農家の皆さんが安心して農業ができる体制をつくってくれることが行政の努めではないかと思っております。もちろん財政的な問題もありますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

例と申し上げますと、山之口と三股町を通ずる方境界と一本の農道がありますが、山之口は合併特例債で舗装工事をするということでありまして、これは、前にも課長にもお話をしておりましたが、三股町だけが舗装ができなければ、両町の農家の方々の田んぼが入れ混じっております。まず、気まずい思いがすると考えられます。財政的に無理できないではなく、収入財源を工夫して見つけ、両町と一緒に舗装してやるべきではないかと思っております。町長の考えをお聞かせください。以上で一般質問の答弁をお願いします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、環境整備についてでございます。庁舎内外の施設環境整備について、業者委託を減らす考えはないかということでございます。本町の庁舎の清掃につきましては、床の清掃とワックスがけ、トイレの清掃、窓ガラスの清掃、蛍光灯の清掃等を入札により業者委託しているところでございます。

委託料につきましては、平成16年度で621万円というふうになっております。既に庁舎外の敷地の草刈と清掃につきましては、以前外部委託でございましたが、現在では町職員により対応しているところでございまして、委託料の施設はございません。

また、職員厚生会、職員労働組合、課長会の合同による庁舎敷地の清掃も検討されたところでございまして、職員のボランティアによる清掃も期待できるところでございます。

庁舎内の業者委託を減らすことにつきましては、費用対効果等十分協議する必要があるかというふうを考えております。厳しい財政状況の中でございますので、やはり言われるように、「出づるを制し、入るを図る」の基本姿勢のもとに、今後頑張っていきたいというふうを考えております。

それから、公共施設の管理についてでございます。

町内の公共施設において、アスベストが使用されていないかということでございますが、先ほどこのアスベストにつきましては、先ほど発言順位1番で回答いたしました。つり天井施設についてお答えを申し上げたいと存じます。

さきの宮城県地震で、プールのつり天井が落下する事故がございましたが、これは天井をつっている金具について、地震による横の力が加わり、その結果横揺れが生じ、天井が落下したものでございます。本町の公共施設におきましては、文化会館、図書館が該当するものと思われませんが、本町の場合、横揺れの対策は施してあり、今までの建築基準に沿っておりますが、宮城県地震以降、横揺れ防止対策として斜めの補強材を入れるよう基準が変更になっていることから、万全と言えるのかどうか、今後県と協議することとなっております。その結果、次第によっては補強工事が必要ではないかというふうに考えております。

それから3番目の農道の整備についてでございます。

民間資金融資による事業実施はできないかということでございます。農道の整備につきましては、農業経営の向上、農作業の効率化を図るため、計画的、年次的に予算の範囲内で整備しているところでございます。

整備に当たっての予算につきましては、町負担の軽減を図るため、国、県の補助事業、交付金事業、起債事業等を活用しながら実施いたしております。特に、起債事業の活用に当たりましては、起債の償還にあつて、後年度交付税措置のある有利な起債を利用することを基本に措置しているところでございます。

お尋ねの民間資金融資による事業実施についてでございますが、民間資金とは農林金融公庫資金のことを指しているのではないかと考えております。この資金の貸付対象者は、農家、土地改良区、農協、及び農業生産法人で、本町では土地改良区を事業主体として、昭和34年から53年にかけて、また農業者の代表者を事業主体として、昭和54年から57年にかけて農道の整備を実施してまいりました。

これらの事業実施につきましては、町はほとんど全額債務負担行為を起こして、起債で実施する場合は、県の許可が必要でございます。この場合はその必要の中、毎年度元金利子の負債、償還額を予算措置して対処することになります。起債を起こした場合とほとんど同じ効果を発揮することになりますが、債務を後年度も負担することになることから、安易に活用することは、町の財政運営を窮屈にする結果になります。

また、この資金の貸付対象者は市町村が除外されていることから、直接の借り入れはできず、土地改良区か農業者の団体を事業主体にする必要があるところでございます。つまり、裏起債的な事業を含んでいるところでございます。

本町では、多くの大型事業を控えていることから、計画的、財政運営が必要でございます。農道等の農業基盤整備については、農家の要望等を踏まえ、これからも有利な補助事業、起債事業等を活用しながら、年次的に整備したいと考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） まず1点についてお尋ねを求めたいと思っておりますが、ここも早く自立でいこうと、わずか7,200やったですかね、こういう人口でもやっていこうと。先ほど町長が労働組合的な問題も言われました。これも私も聞きました。これについては、やはり労働組合もやはり自立でいこうということであれば、何らなかったという報告も受けております。

そこで申し上げますと、ここも本町と同じく収入役も廃止しております。そういうことから、大分節約ムードを上げておりますが、先ほど申し上げましたように、トイレからすべてを職員でやっておると。ここで申し上げにくいことがございますので申し上げますけれども、こうした取り組みを十分にやっておるということで、これは再放送もあったようでございます。私は2回目の放送で、ある修理工場で見ましたが、非常に町長がやる気満々で自立を目指すということを決意した以上は、職員にも迷惑がかかるかもしれないが、やはり同じ職場としてやろうということと話し合いがついておるそうです。これには、出勤時間のこともございますが、これも何ら規則とか、そういう事務分掌ですかね、そういうことも何も取り交わしてはいないと、とにかく職員の盛り上がりでこういうふうにやっておるということでございますので、この件について、町長でもいいですが、総務課長でももう一度御答弁をお願いしたいと思います。

今後、十分検討して、そして委託を減らすと、あるいは廃止していくという方向はあるものかないのか、お答えを。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 清掃の問題でございますけれども、この矢祭町ですか、ここがそういった早朝の出勤とかそういうことでやっているわけでございますが、その実態をよく聞かなければならないと思うんですけれども、もしいろいろな規定がない中で、早朝の出勤を命ずることはこれは労働基準法違反でございますので、矢祭町がどういうふうな、規定も何も設けずにやっていることは、どういうことなのかよくわかりませんが、これにつきましては、町長が先ほど申し上げられましたけれども、できる部分とできない部分がやはりあるところでございます。この621万の費用の中には、窓ガラス、例えばこの外の窓ガラス、向こうの方の4階の窓ガラス、外の窓ガラス、こういったところも清掃の中に入っております、そういったところは、ちょっと職員の対応は無理なのかなという気もいたします。

それから、ワックスがけとか、そういったところも入っているところでございます。ただ単に、

そのほうきで掃くというところの部分は、できないわけではございませんが、あくまでも費用対効果というものを今後はやって、やった方が安くつくのか、高くつくのか、この点でございます。この点を職員がやった方が明らかに安くつくということであれば、そういった線も考えられるかなと思います。しかし、あくまでも時間内でございますので、時間外を認めるということは、これは労基法違反でございますので、この前もマクドナルドが時間何分を切っていたということで労働基準法違反で上げられましたけれども、そういうことがない中で、やはり職員の協力を求めていかなければならないというふうに思います。

御質問のように、この点も十分検討する余地はあるのかなというふうに思っておりますので、今回の行政改革は、あらゆるものを改革していくということでございますから、検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 今、総務課長が、窓ガラスの問題、あるいはワックスがけの問題、ガラスの拭きは私も理解はいたします。しかし、ワックスは毎日かけるんじゃないんですよ。職場においても、2カ月か3カ月に1回かけるんですよ。今の業者の方から出向してきておりますね。ああいう人たちが十分できるんですよ。機械を買ってやったりすればですね。私はそこをやはり大きな専門業者と契約をしないで、できるだけ地元の雇用につながるような清掃をしてもらえれば、私は安上がりと思いますよ。そうじゃないですか。大きな大手と専門業者と契約する。600幾らでしょう。これも何と申しますか、社長の給料ですね、それから事務費、こういうものに要るじゃないですか。そこら辺をもう少し検討していただければ、私は安上がりだろうと。というのは、ここ福島県の矢祭町は、やっぱり安く上がるという方針で私はやったと思っておりますよ。そこ辺をもう少し踏まえて検討をお願いしたいと思います。

次に、つり天井の問題、これは先ほど説明を受けましたが、これは実際にあるんですか。つり天井の整備をしなければいけない箇所があるんですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほどちょっとお答えましたように、本町では、文化会館と図書館がその対象でございます。

ただ、宮城県でしたかね、宮城県のは横揺れ防止がしてなかったと。本町の場合は、こう上からつってありまして、横揺れも入っております。

ただ、宮城県沖地震の以降、うちの都市整備課の方に来ているのは、斜めも入れなさいという新しい基準になっているようでございます。したがって、その辺で今後その斜めを入れたものをやらなきゃいけないのかどうか、これは県と協議することとなっているようでございまして、

その結果、三股町も見ていただいて、いいとなるのか、やはり入れるべきだとなるのか、この辺がまだはっきりわからないという状況でございます。そのほかについては、一応つり天井はないということでございます。

以上でございます。

○議員（5番 大久保義直君） 事前にやっぱり早く調査して、天井が落ちてからは、どうしても補修しなけりゃいけないでしょう。それには莫大な金がかかりますので、ひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、農道の整備についてですが、私が質問したのは、山之口と三股町を通ずる田上、方境の一般道路があるんですが、私も現地を見ました。町長も見ていただいたそうでございます。話を聞きますとですね。やはり、こういうことは、一方だけがやって、また一方がやるというようなことでは、非常に迷惑がかかるんですよ。農道が町道のように広いこともないし、車のこの行き違いもできないので、ひとつこれについても、やはり山之口とも相談をしてくれと私は言っておったんですが、その後、やはりあまりはっきりした返答はしておりませんが、高齢者はせっかく農業をやっておられるんですから、その辺も十分考えてやっていただきたいなと思っております。

今の農道の舗装は砂利が敷いてありますのでほとんど締まっております。その上に舗装をやってくれというようなことも要望はなされておると思っておりますので、どの程度の予算がかかるかわかりませんが、やはりこういうのは相手にも迷惑をかけない。一方また、どちらにも優遇された農道整備と申しますか、そういう舗装をやっぱりやっていただきたいなと思っております。その点について、担当課長でも町長でもいいですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 農道の舗装関係で、具体的な場所を御指定されましたけれども、町としましては、先ほど町長が回答しましたように、予算の範囲内で綿密に整備しているところでございます。

本町の農道のこの舗装リストを見ますと、4メートル以上の農道については、約九十七、八％が舗装されているわけなんですけど、4メートル未満のところは29.4ということで、まだこれから舗装整備しなければならない部分がございます。全体で68.75の総率でございます。

具体的な箇所につきましては、町では3カ年実施計画、そしてまた、事務事業の評価幹事会、そういうところで議論させていただいて、御指摘のところも十分頭に入っております。そういう意味合いで、そういう町の予算の範囲内での仕事でございますので、前向きに検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 以上で私の質問は終わります。

○議長（原田 重治君） ここで昼食のため、午後1時15分まで本会議を休憩します。

午前11時43分休憩

午後1時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、的場君。

〔16番 的場 茂君登壇〕

○議員（16番 的場 茂君） 私は、まず質問に先駆け、先般、九州を直撃した台風14号により、多大な被害を受けられた町民の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになりました時任様御夫妻に対しまして、心から哀悼の誠をささげます。

また、今回の台風の救助復興に取り組みました消防団をはじめとする関係者の皆さん、町民の皆さん、ボランティアの方々に対して、深く感謝申し上げます。

では、当局に通告しておきましたまちづくりと政治姿勢について質問と御意見を申し上げます。

実は、先月の8月25日・26日に、東京の砂防会館において、全国の町村議会広報研修会に、三股町議会、広報委員会からも3名参加いたしました。その研究会初日は、3名の方々による講演があり、2番目に講演されましたのが、今回の平成の大合併に参加せず、自立の道を選択した群馬県草津町の中澤町長でありました。

「自立と共生・まちづくりのヒント」と題し、草津町の紹介から始まり、まず権利と義務について話されました。行政は知らせる義務があり、町民は知る権利があると同時に、理解、協力してもらわなければならない。現実的には知らない、関心がないという風潮もあるとも言われました。このことは、高度成長の欠陥でもあると思う。豊かさの価値観と精神的な価値観や、戦後の成長からの日本人の価値観の変化による社会形成基盤の崩れが生じたのではなかろうかとも申されたのであります。

また、20世紀から21世紀にかけて、バブルからバブル崩壊の流れやイラク問題、憲法問題など大きな課題が山積している時代となっている。このような中、地方分権による地方行政の変化、しいて言えば「平成の大合併」であり、三位一体の改革により、自立・共生型社会に変わりつつあるとも申されました。

その後、草津町の自立に対しての具体的な取り組みについて講演は進み、草津町は、定住人口は7,700人、移動人口が1日平均8,500人と紹介された上で、交流人口がいかに必要であ

ることかを強調されたのであります。草津町は、共生、共創、共同、ともに暮らし、ともに考え、力を合わせ積極的活動をするを柱に取り組んでいるそうであります。

自立のまちマスタープラン策定委員会は、「草津タウンミーティング100」と称し設定し、皆が自由に意見を出し合い、意識改革と行政改革に取り組んでいる。このことは、人口7,700人のうち100人が参加するわけですから、皆さんが自分の立場、自分の地域、そして今後の町を考えるとということで、自由に発言する場であるそうであります。

その構成は、町民公募、応募者、各種団体推薦者、議会代表、区長、役場職員、交番、観光関係者などであり、先ほど言われましたように、町民主体の協議に入ったそうでございます。

組織の見直しについては、「行政部」を「愛町部」に変更、これは町を愛する部ということですから、いろいろ議論はあったそうでございますけど、「愛町部」に変更になったそうでございます。2番目に、「公営観光事業部」を「千客万来事業部」へ変更、3番目に、第三セクターの見直し、以上のような取り組みが説明がありました。

最後に申されたことは、まちづくりは仲良くすることである。当たり前であって当たり前でできないことでもある。その仲良くをどれほど決定できるかであると申されたのであります。

今回の中澤町長の講演をお聞きいたしまして、その時代の流れの分析や自立における行政の取り組み、町民と一体となったまちづくりに対する迫力とアイデアに感動と共感を覚えました。

確かに、草津町は、観光の町でありますから、三股町とは相違点はあると思います。しかし、互いに自立を選択した町としての違いはありません。自立の町を守りながら、今後も三股町は厳しい時代と現実の中で取り組まなければなりませんし、そのことは町民全体の理解と協力なくしてまちづくりはできないと思います。

そこで、あえて今回も6月議会に引き続き質問をいたします。

まず、質問の1点目は、自立の道を苦渋の中で選択した三股町は、三位一体改革の中、どのようなまち、どのような方向へ進もうとしているのか、町民に見える方針を示すべきと思うが、町長の考えをお聞きいたします。

2点目に、都城市と北諸4町の合併については、ケーブルテレビやマスコミ報道により、いろいろ問題点はあると思います。しかし、方向性は少しずつ見えております。本町も自立を選択したまちとして、具体的に方向性を示し、町民が安心できる期待の持てる魅力あるまちづくりに立ち上がるよう取り組みをしなくてはならないと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

3点目に、行政がいかに努力して、また旗を振っても改革を先行しても、町民の理解のもとでの町民全体の取り組みでなければ、意欲の停滞につながり、三股町のまちづくりはできないと思いますが、この点につきましてもお聞きいたします。

以上、壇上での質問は終わり、あとは自席にて質問をいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まちづくりと政治姿勢についてということでございます。

①の自立の道へ選択した三股町は、三位一体改革の中へどのようなまちをつくり出し、進もうとしているのか。町民に見える方針を示すべきではないか。

それから、②の1市4町の合併については、ケーブルテレビ等により、いろいろ問題はあるにせよ、少しずつであるが、その方向性は見えている。本町も単独の町として具体的に方向性を示し町民が安心でき、期待の持てる魅力あるまちづくりに立ち上がるように取り組むべきと思うが、その考えはということでございますが、この①と②につきましては、まちづくりの方針と住民参加への取り組みとして関連がございますので、一括して答弁を申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、国の三位一体改革によりまして、財政面において、厳しい状況下となっていることから、みずからの権限、責任、財源で賄う割合をふやし、真に住民に必要な行政サービスを行うために、行政改革に取り組んでいるところでございます。

本町のまちづくりの方針は、平成12年度に定めた第四次三股町総合計画10カ年の基本構想と基本計画5カ年に基づきながら、実施計画、3カ年ローリング方式によって計画的なまちづくりに取り組んできたところでございますが、自治体を取り巻く社会情勢は、変化変容しており、財政面の厳しさも相まって、また総合計画の後期5カ年計画を見直す時期と重複し、現在まちづくりについての計画見直しを進めているところであります。

計画の策定に当たっては、住民2,500人への意識調査、アンケートを実施し、今後取り組むべきさまざまな事務事業等について、意見をお聞きしたところでございます。この計画は、今年度策定し、次年度から実施する計画となることから、計画の素案について、総合計画審議会を組織して、意見を聞きながら計画を策定するものでございます。

一方、まちづくりについては、これまで行政主導によって、あれもこれもと取り組んできたところでございますが、これからは、あれかこれかといったその転換や選択をしなければならない状況にあることから、行政と町民との協力、協働の視点に立って計画を推進していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、③の行政がいかに努力し、旗を振って改革を先行しても、町民の理解のもとでの町民全体の取り組みがなければ、意識の停滞につながり、三股町のまちづくりはできないと思うが、考えを伺うということでございます。

御承知のとおり、自治体の財政は、国の三位一体改革の影響によって、厳しい状況となっております。特に、自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するために必要

な財政需要として交付税が交付されておりますが、見直しによって減少し、さらに国・県等の補助金も減少している状況から、歳入の減少によって当然歳出も減額せざるを得ない状況にございます。よって、これまでの行政水準の見直しを図るために行政改革に取り組んでいるところであります。

行政改革は、最少の経費で最大の効果を得るような改善でなければなりませんので、これまでの事務事業の計画を評価しながら、行政運営、まちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

一方、先ほど答弁いたしましたように、行政改革は、行政と住民とが一体となって見直しに当たり、理解を得なければならないというふうに考えております。したがって、改革につきましては、地区住民の代表者で構成する行政改革推進委員会で、意見等を聞きながら改革に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、取り組みにつきましては、住民へ公報しながら、理解と協力を得てまいりたいというふうに考えております。

どうしても、この行政改革は、住民の町民のこの意識の高揚、そしてまた、協力がなければこれが達成ができないわけでございますので、この改革につきましては、広報誌等でその都度町民の皆さんに広報し協力をいただいているわけでございますが、どうしてもこの十二分な理解を得るためには、やはりその方法論といたしましては、公民館長会議等でいろいろと御意見等も聞きながら、その方法論について今後さらに努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 今、町長の方からお考えをお聞きしたわけですが、私は今回なぜこの前の研修会の草津町の例を挙げたかと申しますと、やはり策定委員会も含めて、いろんな協議会というののあり方ということについて、やはり共感を覚えたわけです。

というのは、先ほども演壇で申しましたが、やはり七千幾らの町の中で100名の人が集まって、極端に言えば、この前のちょっと自治研の勉強会にちょっと参加したんですが、各町ともそういう傾向はあるんですけど、協議会、審議会、そういうところに集まる人は顔ぶれがみんな同じだというわけですね。だから、代表であるということに来ておりますけど、末端まで浸透しないと。しかし、この草津町の、なぜミーティング100とつけたかという、みんなの意見をざっくばらんに出し合って、そして普通の会議であれば、いろんな草案をつくり、その方向に賛成してもらおう形で会議は進めますけれども、あそこの場合には町民の真からの声を聞いて、そしてスタートしたらそれにみんなが頑張っていこうと。例えて言えば、町の通路は草刈りは町民がす

る。土手もはらう。そんな意識の高まりになっているということまで説明があったわけですが、そういうような仕方の会議のあり方についても、今、町長の話であります、公民館長の意見を聞いてとか、そう言われることは、指導的立場の人ですから、意識は高いわけなんです。町民の一人一人がやはりこの財源が厳しい三位一体改革の中で、どうしてもここを切り抜けるためには、おれたちもやらなくてはいけないのだという意識ができて初めてまちづくりはできるんだと思うんですよね。

だから、こういうやっぱり審議するやり方も、今までのようにやはりお上が決めたことだから、このとおり守ってもらうために協議するのではなくして、本当に住民の声が挙がって、そして、それを最後にまとめていくという方向にやっぱり変更する時代が来ているんじゃないかと。今度の選挙を見てもわかりますがね、そういう時代なんです。国民一人一人が、ちょっと狂ってしまえばマスコミなんかで動いてしまいますけれども、やっぱり国民の声というのは鋭いですから、いつどうひっくりかえるかわからんような時代、そんなときには、やっぱり地域の声をやっぱり検討する会。一つ聞きますけど、何ですか、これ。地区住民協議会というのがあるんですか。そこで検討するていうのを、今さっき言われたのは。地区住民何ですか。そのような仕組みはどんな仕組みになって町民に——協議会ですか、それはどういうふうに出てこられるのはどんな方で、そこ辺をちょっと聞いておきます。どういう話し合いをする。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほどは、町長が答弁されました中で、行政改革推進委員会という言葉が出たかと思うんですが、これは公募をしたところでございます。

本町の議会からの代表も入っていただいております、総勢12名ですかね、意見を聞かせていただきたいということで、この前第1回をしたところでございます。この委員会でございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 私は、地区住民の協議会に聞いたから、これはすばらしいことだなと思ったんですが、それは改革委員会の、策定委員会とかそんなのはわかるんですよ。やっぱり文化協会の会長とか、公民館連協長が座長を務めてというのがかわるんですが、そのあり方が僕は悪いちゅうんじゃないんですよ。今まではよかったかもしれないけど、こういう本当一大改革をする事業の場合には、まず住民からの声ですよ。それが無いといろいろな問題が起きます。

例えて言えば、三一体改革、行政改革の中で、財政が苦しいからいろんなことをカットしていきますわね。それは議会にしても、議会の中でみんなが代弁者としてそれが守られていくか、チェック機関が機能するか、そういうことも検討しながら12名に減らしていくわけですから、町としても私たちは不満でしたけれども、課設置条例もできて、本当厳しい状況の中で今苦しみ悩みながら職員も頑張っていますよ。今さっき質問があったように、やっぱりノイローゼになるぐ

らい頑張っていると思います。

そういうこっちは努力するけど、町民の末端までカットがいく場合には、これは最後の6番議員が質問しますから、重複しないように質問は避けたいと思いますけど、そういう自治公民館まで、今まで地区公民館をつくるときに、自治公民館を立ち上げてみずから地域を守っていく民主的な団体、これに対して行政的な仕事を委託——委嘱状を出してやっているところまでカットをしようとなれば、この前の運動会の際に聞きました。議員何しているんや、私たちは一生懸命地域住民のために、まちづくりのためにやっているんですよと、そこにまで手当をカットするんかと、やる気が出ませんよ、これまで言われればやっぱり町全体の改革をどう進めたらいいか、やっぱり見直す必要があるんじゃないかなと思いましたので、あえて検討課題として考えていただきたいと思うわけです。

確かに、18年度から厳しい状況になるんですから、しかし、その数字を合わせるために、どんどんどこでも改革などとは言やせんですよ。やっぱりむだのあるところはカットしていいけれども、地域住民が納得した上で、サービスが後退しない状況の中での改革でないと、町が何のために単独したかと、その単独までつながってくるわけですよ。だから、その辺を用心して改革をしていかないと大変なことになると思います。

だから、この改革のやり方についてもいろんな意見が出ています。あんまり急ぎすぎるんじゃないだろうか。これは合わせるために、そして赤字にならんために合わすのは当たり前のことだけでも、全体として取り組むためには、本当に慎重審議、町民の声を聞く場をもうちょっと広めてやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

先ほど意識改革とか、行政改革の機構のあり方とか、協議のあり方については申しあげましたので、もうあえて申しあげませんが、続いて、この草津町の例を挙げたときに、極端に1日の人口が定住人口より上回るような温泉地帯ですね。それは財政的には強いと思うんですよ。しかし、その方が私たちに、参考になるためにお話をしたというのは、やっぱりその町は人口が違ったとしても、その中の人口が移動するような状況じゃないと町の活性化がないということですから、三股町としても、やっぱりいろんなイベントとか、そんなの計画をして、魅力ある三股町だという方向にして皆さんが集まる、企業誘致もいいいろんなことをするというのはいいことだと思いますけれども、やはり三股町は文教の町と言われているんですが、私は今は福祉の町だと思うんですよ。すばらしいまちだと。年少人口はふえる。高齢化は角度がそんなに極端でない。それに児童館も宮崎県一だと、町長はよく会合では言われるんです。しかし、内部の話じゃなくして、外に向けてのやっぱり宣伝というのも大事だと。それが人口増につながると私は思うんですよ。だから、いろんなイベントなんかも取り入れてやっていかななくてはいけないと思います。

これはまたお聞きしますが、一昨年、7番議員が提起されました。棒踊りが三股町はあると。

ひとつその大会を三股町でして呼びかけたらどうかということ。僕はあのときは大賛成だと思ったんです。なぜかという、えびの市は、田の神様、田野町は太鼓大会、いろんなイベントをします。山田町はかかしです。かかしの里。そんなことによって、人口がこう人が動いていくわけですから。うちの場合は、年間行事であるから、ふるさと祭りとかそんなのがされておられますけれども、やっぱりこういう棒踊りなんかを、私は極端に言えば、全国大会持ってきてもいいと思いますよ。昭和58年に、鳥集先生が指導されて、全国大会に郷土芸能大会に参加して、最優秀をとった棒踊りじゃないですか。それを南日本の大会に最初して、鹿児島、宮崎県ぐらいを呼びかけて、文化会館でいいですがね、棒踊り大会をして、それが成功すれば九州大会、そんなことによっていろんなところのまちづくりができると思います。その棒踊りについては、あの日曜日の中学生の卒業生が一生懸命踊る姿、それから10月1日に西小学校の6年生が踊る姿を見たときに、やっぱりふるさとを恋しがり、自分のところの去るときに、あれを一つの踊りとして踊るだけじゃなくして、地域の人たちが後継者になってくれと願いながら、あの踊りは踊っておられると思いますよ。それだけ何年も続いてきた棒踊りを、やっぱり自慢して、その一つぐらいの行事を取り組んだらいいんじゃないかと思うんですよ。

しかし、行政改革の中で、職員も忙しい、行政も忙しいとわかります。その後が大事だと思うんです。まちづくりと同じで。ボランティアにしてもらえばいいじゃないですか。

それから、そういう棒踊り保存会もあるんじゃないですか。そういう人たちの加勢をいただいて、今の弓道大会とか、それから中学校は今度行われます駅伝競走、ああいうふうにやっぱりまちづくりのために、一つ、全国といたら大げさかもしれませんが、一つ棒踊りをやる気持ちはないですか。一つ答弁をいただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町には、郷土芸能の保存会が14あると思います。この中で、棒踊りが6つか7つあるんじゃないかということで考えているわけですが、先ほど言われましたように、棒踊り大会をやったらというような話がありました。やはりこのイベントというのは、何といたしても、人が集まることに意義があるわけですが。やはり町の活性化を考えるならば、このようなイベントを積極的にやるべきではないかというふうに考えております。

やはり、先ほど申し上げましたように、この郷土芸能のこの継承というものは、我々現在生きている者の責務じゃないかというようなことも考えておりますので、今後そのような大会等は、今後十分考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 今さっきちょっと触れましたけれども、三股町は文教の町、確

かに貧困の時代に兄弟がたくさんおって、次男の人とか三男の人が勉強して、教育者なって校長先生も県内で一番多いとか、そういうことで文教の町で言われたかもしれませんが、今、その、鳴りひそめていますね。

しかし、私は、この前運動会で見て、クラブの行進があるとき見たんですけれども、あのような優勝旗がいっぱいですね。あれはなぜかあのような優勝旗がたくさんとれるのかなと想像したわけです。ところが、あの優勝するためには、クラブ活動でほんと進学もある中でも一生懸命練習して、そして、各学校と対抗してとったわけですから、そのようなことでやっぱりまちづくりをするためには、町の代表だということで、あの子供たちは必死に地域の代表でしているのと同じなんですよ。

だから、私たち大人も、やっぱり今言いましたまちづくりのために、イベントを取り入れることによって、子供たちの棒踊りを踊ってたけど、今度帰ったときには、三股では全国、いや、南九州の棒踊りがあいげながと懐かしがって帰ってくると思いますよね。だから、そういう教育面も含めて、やっぱり町としては取り組んでいただきたいと思います。

特に、教育関係の中で、今確かに運動会を見てもわかりますように、これはちょっと外れてしまいますけれども、質問ではありませんから、意見として最後に申し上げたいと思いますが、やはり三股町が1,000人近くの生徒がおる、そして小学校も多いわけですが、いろんなことで活動しています。そして全国大会、九州大会に行ったり、小学校も九州大会に行っていますが、そういうのを評価する、やっぱりこの今度は優勝したんだというのを回覧なんかでも回すようにして、みんなが子供たちが頑張っているんだというのを見せるようにアピールをしてください。絶対に親たちも、子供たちが頑張っているんだから親なんかも頑張らなきゃいかんというふうになると思います。

それでは、最後に、文教の町、福祉の町ということをアピールするぐらいの意気込みで頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

.....  
○議長（原田 重治君） 発言順位4番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして、質問してまいります。

まず、大増税路線から町民の生活を守ることにについて。政府は、ことし1月から、年金財源を理由に、所得税の高齢者控除の廃止と公的年金控除の縮小を実施しました。その結果、全国で年金受給者2,000万人のうち、500万人が増税されることとなります。

身近な例で申しますと、これまで非課税であった年金月19万円弱の人には、新たに所得税が

課せられるだけではなく、平成18年1月から所得税の定率減税が還元される結果、税額がさらに上がります。この所得額見直しは、6月に課税される住民税に反映され、その分がさらに上乘せへ増税となります。

その上、この所得額見直しは、国保料、介護保険料にも反映し、雪だるま式の負担増になります。

今ここで、年金収入、年額200万円受給している65歳以上の御夫婦の場合を例にとって試算しますと、これまで所得税も住民税も非課税であったわけですが、新たな制度によって、まず所得税を年額3,600円、住民税が1,300円、合計4,900円の税金を納めることとなります。

続いて、国保料の所得割額を計算しますと、17年度1万6,740円であったものが、18年度は2万9,140円となり、1万2,400円も負担がふえます。負担増は、それにとどまりません。住民税がかかるようになると、介護保険料は第二段階から第四段階となり、月2,050円、年額2万4,600円の負担増になります。これらをざっと合計すると、1年で約4万2,000円の負担増です。

今回の増税によって、町の税収は確保されることとなりますが、高齢者等の低所得者の犠牲を強めることは明らかです。本町では所得税、住民税が17年度と比べ、18年度以降どのくらいふえるのか、試算されている金額を教えてください。また、国保料、介護保険料への影響はどのくらいになるかも伺います。

次に、現在65歳以上の高齢者で、所得125万円まで住民税は非課税となっていますが、平成18年6月からこの制度も撤廃され、さらに今回の非課税所得の引き下げによって、単身の年金者の場合、課税最低限の年金額が「228万円」から「158万円」に引き下げられ、新たに課税所帯になる方が生じます。この措置によって、これまで受けてきた高齢者福祉制度のうち、受けられなくなる制度には、どのようなものがあるか、お尋ねいたします。

高齢者の負担増は、税金だけではありません。ことし10月からは介護保険の解約によって、施設入所者から新たに食事代と居住費が徴収され、月3万円もの負担増になる一方、デイケアの食事代が1日350円となり、これまで楽しみにしていた利用も減らさなくてはやっていけなくなるなどと言われるお年寄りも多数いらっしゃいます。

町長として、町民の暮らしと福祉を守る立場から、政府の弱者切り捨てに対して、どのような意見をお持ちでしょうか。影響を受ける町民の暮らしと福祉、地域経済を守る町独自の負担軽減策や福祉施策の充実をすべきと考えますが、御所見を伺います。

次2番目ですが、公共工事の保証期間について、お尋ねいたします。

6月末、ある町民から文化会館北側の敷石に使われているレンガが多数割れていて、危険では

ないかとの通報がありました。早速、現地を調べたところ、約150枚ぐらいひび割れや欠けが見られました。すぐ町当局に連絡し、助役や担当課長にも立ち会っていただきました。この件については、早速、検討委員会を開いて対処するとのことでしたが、その後の経過について伺います。

文化会館は、平成13年11月に完成して、まだ4年しか経っておりません。公共施設として、施工後4年も経たないうちに、これだけの損壊が生じるということは、通常考えられないことです。レンガそのものに欠陥がなかったのか、また、手抜き工事と見なされる部分はなかったのか、あるとしたら、当時の施工業者に修復工事を履行させるなどの処置が必要ではないのでしょうか。公共工事の契約上の保証期間はどうなっているのか、町として、これからどう処置しようとしているのか、説明を求めます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、大増税路線から町民の生活を守るということでございます。

国は、税制調査会の答申に基づきまして、個人所得税課税において、さまざまな歪み不公平を是正する必要があると。また、少子高齢化にふさわしい負担増を構築していくという基本的な考え方で、今日の税制改正を実施してまいりました。

65歳以上の高齢者に対して、平成18年度に影響を及ぼす税制改正の主なものは、まず公的年金控除の見直し、2番目に老年者控除の見直し、3番目に住民税課税においては、65歳以上の高齢者に対する住民税非課税措置の段階的廃止などであります。

いずれも、高齢者の低所得者層に十分配慮しつつ、担税力のある高齢者には、能力に応じて適切な負担を求める方向で改正されたものでございます。

そういうことで、1番目の65歳以上の年金生活者への増税で平成17年度対比で幾らになるのか。また2番目に、国保税、介護保険料への影響は。3番目の町税住宅家賃の値上げは幾らになるのか。4番目に非課税から課税世帯になることによって受けられなくなる福祉助成制度は、どのようなものがあるのかというようなことで、1番目から4番目までのこの具体的な影響等につきましては、それぞれの担当課長の方から答弁をさせたいというふうに考えております。

それから、いろいろ今回の税制改正によりまして、高齢者の負担増の問題が出てくるわけですが、これは、本町のみではなくて、全国的な深刻な問題というふうに私はとらえております。そういうことで、今後これにいかにして対処していくか、今後全国的な切実な問題として提起されていくものというふうに考えております。

そういうことで、今後町村会の会議等でも、このような問題を提起してまいりたいというふう  
に考えているところでございます。

それから、公共工事の保証期間について、文化会館裏のタイルのひび割れについて、この説明  
と今後どう対処するのかということでございます。

確かに、現在、文化会館北側に敷いてあるレンガの一部がひび割れしております。このレンガ  
のひび割れは昨年にも発生しておりまして、11月に一部レンガの入れかえ補修を行ったところ  
であります。

今回、ひび割れが発生している箇所は、昨年発生した箇所とほぼ同じ場所、あるいはその周辺  
でございます。その原因を探るべく、先般、宮崎県工業技術センターにレンガの品質調査を依  
頼するとともに、施工面での問題はなかったかどうかについても、レンガを1メートル四方はが  
して掘削調査を実施したところであります。レンガの品質については、宮崎県工業技術センター  
での吸水試験、圧縮強度試験の結果、日本工業規格のレンガの規格を満たしており、市販のレン  
ガと同等の材質を有している旨の報告があったところであります。

また、施工面につきましても、掘削調査の結果、レンガの下に敷いている砂、基礎砕石ともに、  
設計どおりの厚さで施工されており、問題はなかったということでございます。

では、なぜひび割れしたのかということになりますが、レンガの納入業者の話によりますと、  
凍害、いわゆる霜崩だろうということでございますが、今後さらに、詳細な品質調査を宮崎県工  
業技術センター、あるいは佐賀県の窯業技術センター等にお願ひし、調査をしていきたいとい  
うふうを考えております。

次に、保証期間についてでございますが、民法第638条第1項に、瑕疵担保責任を追及でき  
る期間が定められており、木造などの建築物では、引き渡しを受けてから5年、コンクリートづ  
くりなどの建築物では10年と定められております。

この瑕疵担保責任期間は、契約により短縮することができますので、実際の工事請負契約書で、  
引き渡しから2年とされることが一般的のようでありまして、本町の総合文化施設工事請負契約  
についても、その瑕疵が施工業者の故意、または重大な過失により生じた場合を除き、引き渡し  
を受けてから2年となっております。

今後の取り組みでございますが、破損箇所の修復については、ただ破損レンガの入れかえをす  
るということではなく、その原因を探るとともに、どのような形で修復するのがいいのか、ほか  
の製品への切りかえも含めて、契約上、施工業者の瑕疵担保責任期間が経過しておりますが、一  
緒に協議し、協力を得ながら、時間をかけて取り組んでまいりたいというふうと考えていると  
ころでございます。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 御質問の65歳以上の年金生活への増税で、17年度対比で、住民税及び所得税は幾らになるかということでございますが、65歳以上の高齢者において、年金収入外の給与、事業、一時所得、譲渡所得などのさまざまな収入の合計によって課税算定されますので、一概に年金生活者に限って、比較算定することは困難でございます。よって、ここでは65歳以上の高齢者全体の合計所得に対しての税法改正の影響について回答させていただきたいと思っております。

平成17年度ベースで65歳以上の高齢者の全体数は4,477人です。そのうち住民税の課税人数は691人で、課税総額は7,125万円であります。税法改正により、18年度には課税人数が1,412人となります。17年度対比で721名の増です。課税総額が1億2,751万円、17年度で5,626万円の増の見込みという形になります。

また、所得税につきましては、平成17年度は、課税人数が474名、課税総額は1億5,464万円ありますが、平成18年度には課税人数が1,056人、17年度対比で582人の増、課税総額が2億1,127万円、17年度対比で5,663万円の増額見込みという形になります。

さらに、2番目の国保税についての影響ですが、国保税の税率は、後年度の医療費見込みや国庫補助金、医療費給付費等交付金などの見込みによって算定され、税法改正の所得によって国保税負担を決定することはできませんが、18年度国保税率を前年度と同率と仮定した場合、税法改正による国保税の影響については、17年度の所得割課税対象者が1,267名、所得割の税額が7,954万2,000円あります。

税法改正により、18年度は、所得割課税対象者数が1,414名、17年度対比で147名の増、所得割の税額は9,577万3,000円の概算見込みとなります。17年度対比で1,623万1,000円の増額となります。所得割課税対象者1人当たり平均で約1万1,542円の増額ということになります。

このように、税法改正によって、高齢者に対する税は、所得の段階によって増額の傾向という形になりますが、現役世代に負担を偏らないように、世代間に幅広く公平に負担を分かち合うという点から、御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それでは、福祉課サイドにおいては、②の介護保険料での影響、そして④ですかね、④の福祉制度のどうかという部分でございますが、説明をいたしたいと思っております。

まず、今回の税改正によりまして影響を受けるということで、保険料段階、そして業者負担段階が上昇するというので、対象者は税務課サイドのデータで721名ということになっております。これが見込まれるということで、1人当たり額として2万4,600円の保険料の負担増となります。

これにつきましては、17年度までの現在の介護保険制度に今回の税制改正を当てはめた場合の部分でございまして、その根拠となるものは、議員も言われますとおり、第二段階から——第二段階が3万6,900円でございますので、それが第四段階に跳ね上がるということで、第四段階が6万1,500円、その差し引きが2万4,600円の増ということになります。

ただし、これは世帯の構成状況に変わることもあり得るわけでございまして、3段階の格付があるんじゃないかなというふうに思います。

それで、国は、これらの対象者に対しまして、保険料の激変緩和措置を講ずるといたしておりますが、保険料負担率を段階的に引き上げるんだということでございます。

その後、今現在、第三期の介護保険事業計画の中で、新しく見直しを図ることといたしておりますが、本年6月に立ち上げました策定委員会の場において、今税制改正等や今般の介護保険法の改正による給付費への影響等も勘案して、慎重にこの保険料を決定していくというふうに考えております。

それから、④の福祉制度でございますが、この福祉制度において、非課税世帯から課税世帯になることによって助成を受けられなくなるサービスにつきましては、四つの事業がございます。まず、高齢者福祉事業においては、ひとり暮らしの高齢者の安否確認、緊急連絡等の老人福祉電話設置事業でございます。これが今現在4名利用されております。

それから、要介護度4・5の方で、在宅で介護している家族に対して、サービスを行っている介護用品支給事業、これが12名の方が、今受けておられます。そして要介護度4・5の在宅で介護している家族に対して、年額10万円の支給している家族でございますが、家族介護医療基金支給事業が、今1名でございますね。

そして、社会福祉におきましては、NHKの受信料の減免でございます。これが非課税世帯であれば、全額免除だったのでございますが、課税世帯になった場合には半額免除、あるいは減免を受けられなくなるということでございまして、今現在、これはNHKの方の事業でございますから、福祉課としては窓口受付でございますが、今現在128人おられます。その他の事業につきましては、課税世帯になったから受けられないということはございません。そのサービスは特に見合ったものがないということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 確認させていただきますけれども、③の町営住宅、家賃の値上げは幾らになるのか、これは質問なかったんですけども、答弁必要でしょうか。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） いろいろと打ち合わせしているときに、こういう税金がかかるような人は町営住宅に入っていないよというふうなことで言われたとおっしゃったものですから、もしあれば、そういう方があれば、ひとり暮らしで百七、八十万円の年金をもらって、税金が住民税がかかるようになることによって、少し家賃が上がるわけでしょう。そこら辺がありましたら教えてください。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 現在、140世帯ですかね、65歳以上で入居されている方がですね。

それで、その中で、影響のある可能性ですね、可能性がある方が、いわゆる住宅入居基準認定額の高い方ですね、これが4名ほどいわゆる10万以上がおられました。この方々を試算したんですけども、その結果、住宅使用料、これには全く影響はなかったという形の試算が出ましたので、それだけを報告、答弁として。はい。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（間世田和文君） 町民保健課の国保老人保健事業の中で、非課税から課税世帯になる段階で影響があるのが、高額療養費の自己負担限度額と食事療養費が該当になると思います。自己負担限度額ですが、高額療養費70歳未満の人で、非課税世帯が月3万5,400円、これが一般世帯になりますと7万2,300円となります。

ただし、これが4回目以降につきましては、非課税世帯が2万4,600円、一般世帯が4万200円となるところでございます。

それから、70歳以上の方ですが、非課税世帯が、これは外来です。外来につきましては、非課税世帯が8,000円、一般の方が1万2,000円となるところでございます。70歳以上の入院につきましては、非課税世帯が月2万4,600円、一般世帯が4万200円となるところでございます。

それから、食事療養費でございますが、非課税世帯が1日650円、これは90日超になりますと500円となります。一般世帯では、1日780円となるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今いろいろと回答をいただいたわけですが、こう聞いてみますと、本当に1億円以上の町民負担がふえるというふうな大体の計算でもあるわけですね。それだけそ

の町民が負担がふえるというふうなことは、地域経済にもやっぱり影響があるというふうに考えられるわけですね。

ほかの市町村もすべて国が決めたことですから、国に対して、町長は本当に町民の暮らしを守る立場から、この国の制度に対して、どういう正直な気持ち、どういうことを思っているのか。そして、そのことによって、町民が本当にこう激痛が走るような方もいらっしゃると思うんですが、負担軽減策とか、そういう福祉政策のそれにかわる今まで受けてた人が受けられなくなるというふうなことに、町独自で何か充実をしていくおつもりはないのか、お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） よくテレビ・新聞等でも報道されているわけですが、国の社会保障費は、1年に1兆円ずつふえていくというような傾向にあるようでございます。

そのようなことから、国におきましては、それを抑えるための、抑制するためのやはり施策をいろいろと法改正をしてやっているようでございます。言われるように、低所得者層につきまして、また高齢者については高負担になるというようなことから、非常に切実な問題だというふうに認識をいたしているところでございます。

そういうことで、この負担増にかかる軽減策はというようなことでございますが、今のところ、そのようなことは考えておりません。先ほど申し上げましたように、今後、町村会等でもいろいろとこの問題が提起されていくんじゃないかというようなことを考えております。

そういうことで、これは全国的な傾向でございまして、そういうふうなことで、今後、町村会等でも問題提起をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やっぱりこの国保なんかの患者の人たちは、低所得者が多いわけですが、大体今まで200万円の年金生活者で言えども、月になおせば16万幾らなんですね。それで夫婦2人でこれに国保税払っているいろいろ車持ったり、固定資産税払ったりすれば、現実の生活というのは、そのもう15万円もないような状況なんです。

そういうときに、もし病気なんかしたときに、今までは住民税非課税だったわけで、3万5,400円で済んだわけですね。高額療養という形で。これと食費代だったわけですが、650円だったわけですが、90日以内だったら。これが一遍に、自己限度額が7万2,300円に上がるし、そして、食事負担も780円に上がるわけですね。1日が。そういうふうなことになる、月に4万円以上入院した場合なんかは、上乗せされるような状況になるわけですね。

だから、本当にそういう万が一のときは、65歳以上はもう病気も多くなるわけですから、そ

ういうふうなことにに関して、やはり今までこのそういう受けてた人たち、そういうふうなことに  
に関して、町独自でやはり医療制度のその減免ですか、そういうふうなことをすべきじゃないかと思  
うんですよ。だって、町民税も5,600万円ですか、ふえるわけですし、介護保険料、それ  
から国保、そういう収入はふえてくるわけですから、何とかそのあたり福祉を守るという、この  
三股の福祉の町というふうな観点からしたときに、ぜひそのあたりを検討していただきたいとい  
うふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 町独自の負担軽減と申されましたが、福祉サイドにおいての介護保  
険関係におきましては、保険料、あるいは利用料でございますが、これを軽減するということ  
に對しましてはいろんな方法があるかとは思いますが、まず財政的な補てんがございます。財政  
的補てんと申しますと、介護保険給付費の中で準備基金は持っています。それを繰り入れる方法。  
これは今までも繰り入れております。2,700万程度でございますので、その部分の繰り入れ。  
今後もその、もう基金がある限り繰り入れていく必要があるかと思っております。

それから、財政安定化基金というのがございます。この借り入れもあろうかと思っております。この  
借り入れにつきましては、やはり当初予算の中で当初から計上するということにはなりません。  
いわゆる当初予算を計上し、1年間通じて給付費が急激に上がった場合、財政破たんを生じる  
というのが見えた場合は、この財政安定化基金から借り入れるという方法がございます。

もう一つは、一般会計からの繰り入れでございますが、これによって、やはり保険料等につ  
いての軽減を図ろうという方法もあろうかと思っておりますが、これはまた、介護保険法では、給付費  
に對しまして、その国が25%、そして県が12.5%、町が12.5%、そして第1号被保険者が  
18%、それから第2号被保険者が32%ということで、介護保険法の中で示されているわけ  
でございます。したがって、町としての一般会計からの繰り入れていう部分については、既に  
給付費が12.5%を負担しているわけですね。そしてまた、そのほかに介護保険の職員、職員  
の給料、それから事務費、これについては一般会計100%負担をしているわけです。

したがって、その1号被保険者の保険料というのは、給付費の部分の負担ということにな  
りますので、そういうことでは、1号被保険者の独自の軽減のための一般会計からの繰り入れを  
行うということは、やはり被保険者でない若人の方々に負担をさせる、あるいは1号被保険者の  
二重の負担も強いるという部分で、そういうことで、それよりもやはり対策として適切な給付費  
の対策だろうというふうに思います。

この保険料の設定は、先ほど申しましたように、給付費に對しての18%でございます。この  
1号被保険者からの負担していただくということ、給付費を抑えれば、当然1号被保険者の保険料  
は下がるわけでございます。軽減をすることはできるわけでございますので、まあそういう給付

費の対策を考えていく必要があるかと。

今回の一部改正で、要支援と要介護1、これが予防の方の事業になります。そしてまた、先ほど御指摘がございましたように、食費と居住費の部分が自己負担というふうになります。このような部分が今後介護保険事業にどう反映するのか、そういう部分において、今第三期の見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ここで2時37分まで、本会議を休憩します。

午後2時27分休憩

-----  
午後2時37分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

次、上西さん、どうぞ。

○議員（3番 上西 祐子君） 国保の医療費、老人保健法とかそういうふうなので、食事代なんかとか、高額療養費が非課税と課税世帯は随分違うわけですが、これが国のその国保の方で決まっているわけなんですか。町独自ですることにはできないんですか。是正制度をすることはできないんですか。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（間世田和文君） 国の決まった金額でございまして、町独自のは今のところ考えておりません。

それで、国保税につきましても、社会保険庁では、やはり国保税につきましても、段階によりましては、急激な税の増加が見込まれるということで、現在、来年度の税制改革の要望という中で、それも激変緩和措置を要望しているようでございますので、我々としましても、この国の動向を見守っていきたいと思っているところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） そういういろいろな国の縛りがあるというふうなことなんです、じゃあこの町民税とかいろいろな国保が上がる、介護保険料も財政、収入が入ってくるというふうなことになれば、その持ち出し分案はできないというふうなことなんです。その新たなるその福祉サービスとかいうふうなことは。あとは、その緊急通報システム対応事業ですか、それとか高齢者住宅改造助成事業、それからNHKの受信料、介護用品助成事業、こういうふうなものにはその町独自でできるというふうなことを考えてよろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 例えば、その介護保険の用品支給事業なんですか、これにつしまし

ては、やはり国の事業の中でやっておりますね、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで補助事業の中でやっております。

しかし、この事業が、今回の制度改正によって若干矛盾を生じている状況がございます。入院されている介護者については、その施設の中でおむつとかそういう部分については、介護保険事業の中で交付サービスを受けていらっしゃいますね。しかし、居宅の場合はそれが無いということでございます。

したがって、その部分をどうするかという問題はございます。今後この部分については、国がこの矛盾は多分気づいておるといふふうに思うんですが、どういう形でこの矛盾を解消するのかということですが、この国の事業に基づいて事業をせざるを得ないかなど。そしてまた、今回介護の見直しの中で、地域支援事業というのが入ってきます。その中でこの部分が入ってくる可能性もございますので、そういう部分を見極めながら事業を展開していくということになります。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく来年から増税によって、すごい町民はもう所得税まで合わせると、2億円以上の負担増になるわけですから、ぜひこういう今まで非課税だった人が課税になられる方たちというのは本当に大変だろうと思うんですね。だから、その増収分でやはり町独自の生活と福祉を守る立場から、何か施策を考えて補助をして、今までのように補助をしていけるように、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、文化会館のことについて移りますが、最初に、その6月の末だったか、日にちは覚えていないんですが、6月末のときに最初に現場を見た助役や課長たちの率直な感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） はっきり申し上げまして、3年ぐらいでひびが出るということはおかしいと思いました。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） あのですね、私の知り合いの建築設計士の方に、ひび割れ、レンガの箇所を見てもらいました。その人がおっしゃるには、開口一番、これは日本製でなく外国製で焼きが悪いと、こんなタイルを公共工事にはどこにも使っていないと驚いていました。

それで、この私いろいろ以前のその贈収賄関係で、台湾製タイルの選定に絡む贈収賄で職員が逮捕されたわけですが、その敷石もその最初から欠陥品でなかったのではないかというふうな疑問を持つわけです。

まだ、本当に4年経っていないわけですね。さっきおっしゃったように、去年も同じところの

欠陥が出て替えたとおっしゃいましたが、去年替えたということは、まだ3年も経っていないというふうな事。やっぱりこのことを建築設計事務所、監理設計事務所ですか、そこにはちゃんと報告して、話し合いは持たれたんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいまの質問ですけれども、去年の段階ではわかりませんが、ことしの段階ではまず工業試験場という形で今取り組んでいるところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） なぜ建築設計事務所に管理任されているわけですから、その言わないのか。そして、やはり建築では専門家ですよ、だからそういうふうなきちとしたその専門家の業者の説明を求めるべきではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 当時の設計は、青（あおい）設計だったと思うんですが、設計不備といえますか、今度あの工事の段階でいろいろ指摘をされまして、設計変更もやむなくできたようなところでございます。

それで、今後やはり建設工事を請け負った会社も話し合いを進めていかなければいけないというふうに考えておるところです。試験の結果とかいうような、いわゆる諸般の情勢を見極めながらということになると思いますが。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 聞くところによりますと、この工事は、施工が始まってからその製品の変更がなされたと聞きます。

その施工が始まってから、それを今のタイル、敷石に変更したのはなぜなのか、そこら辺いろいろ疑惑が言われておりますが、どうなんでしょうか。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 設計では、あのレンガでこの程度の同等品という形の指摘が、指示があったということでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、なぜこういうふうなことが起こったのか、きちっとやっぱり業者の説明を受けて、そして、さっき瑕疵責任は2年とおっしゃいましたけど、これちょっとほかで聞くとやっぱり10年で聞いたわけですね。なぜ2年なのか。

そして、監理設計者という人たちは、保険に入っているはずなんだと。そのだから、この私の知り合いの建築設計士の方も、自分たちが設計して業者に建築を依頼するときは、何が起こるか

わからないから、すごい保険に入っておると。だから、その今度も監理設計者というところは、保険に入っているはずだから、その保険で対応できるはずだと。だから、きちっとやりかえてもらうことが必要なんじゃないかと、そういうふうなことをおっしゃってましたが、私もやはりたったのまだ3年4年で、こういう不備が出てくるということ自体はおかしいし、また、あの当時いろいろと贈収賄でいろいろ疑惑が持たれたわけですから、そういうふうなことを払拭するためにも、やはりきちっと業者なりと話し合っただけでやりかえてもらうことが、本当に必要じゃないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁を申し上げましたが、現在は、宮崎県工業技術センターの方でいろいろ調査等もやっているわけですが、言われるとおり、監理設計者におきましては、保険をかけているというようなことを言われましたけれども、そういうこと等も十分調査をいたしましてこの解明に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひこのことで、新たな税金を使うようなことがあつては、私はないと思うんですね。だから、やっぱりそういう面を含めて、きちっと対処してほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位5番、中石君。

〔11番 中石 高男君登壇〕

○議員（11番 中石 高男君） それでは、お疲れのところ申しわけございませんが、私までそれでは質問してまいりたいと思います。

私は、事前に通告しておりました要旨に従いまして、①の農業振興の基本姿勢について、②の交通事故防止と道路整備について、この2点について質問してまいりたいと思います。

まず、①でございますが、本町の基幹産業であります農業の後継者及び高齢者支援対策についてお伺いしたいと思います。

現在、全国の農家戸数は、農水省の統計を見ると、342万戸で1990年以来10%以上の減少で、農家人口は約1,500万人強で12.9%の減少をしており、調査開始以来、最大の落ち込みとなっており、さらに高齢化が一段と進み、ここ5年間で農家人口に占める65歳以上の高齢者の割合も25%以上で、4人に1人となっている現状であります。本町の場合、どのような比率になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

また、生産基盤の担い手の高齢化で、後継者不足によって、特に山間部では、農家労働力が減少し、耕作放棄地が急速に増大するなど、農業に見切りをつけるまで追い込まれている状況であります。

現在、本町の農地を見ても、遊休農地の放棄も見られ、何とかそこで収益性の高い作物の導入を考え、農家の資金負担を投資負担を軽減しながら、生産拡大を図らなければならないと考えます。

現在、この厳しい農業経営の危機感で、絶望視する農家が見られる反面、中には畜産やハウス栽培農家など、現状の経営に希望を抱いている農家や優秀な後継者農家も見られ、規模拡大に意欲を燃やしている現状も見られるようではありますが、遊休農地の再生については、いろいろな方策が考えられるが、例えば高度経済成長時代に、多くの本町出身の若者が大都会へ流出している彼らの中には、退職しても職がなく、目当のない境遇にさらされている人、都会生活の魅力を失って、いつも思い出すことは郷土の人々や郷土の自然の姿ではないかと思えます。これらの人々にUターンを呼びかけるのも一策ではないか、方策はいろいろ考えられるが、町としても遊休農地対策の農家の発展策を考え、農家の向上を重視し、政策として特産品の一品運動を展開し、作付の指導を支援にしたらどうかと考えますが、町長の方策をお聞きしたいと思います。

次に、未舗装の農道整備についてであります。以前にも質問しておりますが、農道一部を見て回ってみますと、以前より大分進捗はしているものの、畑、田んぼ問わず、未舗装の箇所が見られ、農家にとって農道は人間の足のようなものであり、今回の台風災害のよって通れない所もあろうかと思えますが、後継者不足のため、80歳代の年寄りがトラクターを運転している現状を考え、優先順位を決め、現在の農家、大型機械の運転事故防止の上からも、さらなる農道の整備を要求するものであります。行政としての考えをお伺いしたいと思います。

次に、2の①でございますが、最近では年間に二、三件の公用車の交通事故が発生しているようであります。交通事故は不注意や気の緩みによる事故がほとんどだと思います。行政としても職員の行政改革に対する意識の向上が必要であり、交通事故防止もその一たんでもあります。

最少の経費で最大の効果の精神を徹し、職員一人一人が自覚し、自己の使命感と責任感を持って職務に当たることが肝要ではないかと考えます。行政として講習会など、どういう指導がなされているのか、お伺いしたいと思います。

次に、②でございますが、都三道路の通勤使用道路、都城市早水地区の2カ所の交差点に信号がありますが、右折帯がないために、通勤途上に渋滞が発生すると、三股住民の通勤者から関係機関に働きかけてほしいとの要望がありますが、行政としてそういう考えはないか、お伺いしたいと思います。

以上、4点について答弁を求め、壇上での質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、農業振興の基本姿勢についてでございます。

①の本町の基幹産業である農業の後継者及び高齢者支援対策として、一村一品の特産品づくりが重要課題と思うが、どうなっているのかということでございます。

本町の特産品づくりにつきましては、平成11年度に普及センター、農林振興局、それからJA、及び町の関係者からなる、三股町特産品づくり協議会を設置して、対象品目、それから手法等について検討を行ってきているところでございます。

これまで、アスパラガス、それから完熟キンカン、ギンナン、タラの芽、コンニャク芋について、展示圃を設置して定植支援等を行いながら施策し、検討してまいりましたが、施設設置にかかわる資金の問題、技術の困難さ、労力の問題等もあり、いまだ普及拡大に至っていない状況でございます。

本町は、畜産を主体にした営農形態が主で、農業総生産額7割を占めております。その他の作目といたしまして、水稻のほか施設物として、キュウリ、トマト、イチゴ、花卉、それから路地物といたしまして、タバコ、大根、里芋、ニンジンなどを主に作付しているところでございます。

このように、作目は、他品目に及ぶことから、それぞれの品目の特徴ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりも特産品づくりの一環と位置づけてよいのではないかと考えております。

また、最近の盆地や本町を取り巻く状況の変化から、JAや企業との契約栽培を重点に、フジ芋、甘藷の生産、お茶、藍、それから雑穀の作付等にも特産品として普及拡大に取り組みたいと考えております。

それから、農業者の高齢者率でございますが、これにつきましては、主管課長の方から答弁をいたさせます。

それから、未舗装の農道整備について何うということでございます。

本町におきましては、この農道の整備につきましては、年次的、計画的に予算の範囲内で農業基盤の整備に努めているところでございます。17年度は、かんがい排水、用水路を4カ所、農道改良を2本、そして町単独事業といたしまして、大原地区の農道改良を計画しているところでございます。

また、宮ノ原地区の畑地かんがい事業では、平成20年度ごろを目途に、経営事業として年次的に、道路拡幅、舗装が計画されているところでございます。これからも農業経営の向上、農作業の効率化を図るため、計画的に農業基盤の整備に努めてまいりたいというふうに考えておりま

す。

それから、交通事故防止策と道路整備についてでございます。

まず、公用車の交通事故発生防止対策として、どのような指導がなされているかということでございます。

公用車の交通事故でございますが、平成13年度に2件、14年度が1件、15年度が3件、平成16年度が3件というふうに毎年のように、職員の公用車の交通事故が発生をいたしておるところでございます。

そういうことで、職員の交通安全につきましては、朝礼や課長会議など、事あるごとに、飲酒運転防止や交通安全を呼びかけているところでございますが、また、昨年から午前午後に分けて、全職員を対象として安全運転研修会を開催したところございますが、依然として事故が発生しております。交通安全の意識高揚に、さらに努力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

それから、②の都三道路についてということでございますが、これについてお答えを申し上げたいというふうに考えております。

都三道路——都城・三股線と、都万道路——県道都城・北郷線ですが、これは都城市への通勤・通学に非常に重要な路線でもございます。御指摘のように、本町から早水地区まではスムーズに車は流れますが、その地点に右折車線がないため、直進車が通行できない、また通勤等に支障があるものと考えております。しかし、この地区は、行政区が都城市でございます。整備計画等があるかどうか、承知をしていないところでございます。

一方で、三股町民の方々の利用が多く、不便を欠いていることも考えますと、まず市の担当課と本町の主管課により、事務的な部分での協議を行ってきたというふうに考えております。その後、必要に応じまして、都城市に対しまして、整備への要望をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） あの①の件ですけれども、全国的には、一品運動として——町長の答弁の補足されると。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 高齢者の割合ということで御質問がございましたけれども、ここに数字は持ってきておりませんが、本町の全世帯でいいですか、本町の高齢化比率は、大体19%強だと思いますけれども、言われるのは、農家世帯の高齢者の比率だということになりますと、農家世帯を全部ひろった形での年齢構成を見なくちゃなりませんので、ちょっと今のとこ

ろ数字を持ってきておりません。またわかりましたら、後日報告させていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） ①ですけれども、全国的には、一品運動としていろいろな作物をやっているようでございます。

聞いたところでは、福島県の棚倉町ちゅうところですけど、花卉とブルーベリーちゅうんですか、作付から加工販売までやって成功しているということを知っております。資料を見ると、我々もそのゴマとかニンニクとか、ああいうのでもやっていくと、ゴマなんかは、今テレビでもよう言っていますけど、骨粗鬆症に物すごいいいらしいですね。

だから、使用者が多いということですから、そういう遊休農地、そういうのをぜひ取り組んでやってほしいと思うんですね。そういうのがやって、あまり手は要らないんです。あれは。病気が入らないらしいですから、あまり。そういうのをやってやればいいやないかと思うんですね。

だから、そういう1日にスプーンで一つぐらいずつ飲んでいくと、骨粗鬆症とか内臓にもいいということをよくテレビで今知っておりますので、こういうやり出したら売れ行きがいいんやないかと。加工まで、缶詰までできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう面でも考えたいと思うんですが、そういう考えは今のところありませんかね。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 先ほど町長の方から答弁があったように、特産品の協議会というのを設定しまして、いろいろと検討をさせていただいているわけなんですけど、これについては、普及センター、それからまた振興局、そういう技術を持っているところの指導者等の話を聞きながら、いろんな作物に挑戦しているわけなんですけれども、場所によりけりゃ、あるいはまた気候等によって適地適作というのがございますので、なかなかうまくいく場合もあれば、そうでない場合もあると。

今回、先ほど話がありましたように、本町としましては、アスパラガスとかギンナンとかタラの芽とかいろいろとこう取り組んでいます。また、コンニャクにもこう取り組んだわけなんですけれども、ちょうど台風の影響がございまして、コンニャク芋はその上の方の葉っぱがこう風で弱いものですから、大体こう全滅したりというような状況等もあつたりして、大変作物としていいんですけれども、やはりそういう気候災害というのは、なかなかこうまだ成果が見えない状況がございまして。

そういう中で、先ほど話がありましたように、甘藷、これは白ハト食品の関係で、作付の拡大をお願いされると。また霧島酒造の関係もございまして。それとかまた、本町には染め物屋さんの工場がございまして、そちらの方からも藍の方の取り組み、そういう規模拡大をしたいということで、そちらの方も作付の協力依頼もございまして。

それとかまた、この都城管内での食品加工業者の方から、雑穀類、粟とかキビとか、そちらの方のお願い等もございまして、いろいろなものに挑戦したいなというふうに考えておりまして、先ほど言われましたゴマとかニンニク等も実際どうなのかというところを、やはり専門家の意見等を聞きながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） いろいろ農協とも話し合いの上で詰めていただきたいと思います。もう今、仕事がないとか、荒地を1メートルも2メートルもああいう茅なんか生やしている荒地もあるものですから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、農地パトロールは、三股の場合は今やっているんですかね。大々的に。やっている所はあるようですけど。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 農地パトロールについては、11月ごろですかね、一応利用権設定等もございまして、土地の賃借関係、1カ月間の強化月間みたいなものを設けてやる予定でございまして。

ただ、農業委員さんには、常々自分の地域、あるいは周辺等管内の所を十分こう見ていただきまして、そういう農地、耕作放棄地、あるいはまた遊休地等があったら、利用権設定に結びつくとか、あるいはそういう不法投棄含めたところの土地のパトロールもきちっとしていただくようには、お願い等は毎回しているところでございます。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） あのですね、今農業新聞の方で、農地パトロールというのですね。と連載があるんですね。そこで、毎週ですか、週1回来ているのが、これは一例ですけどありますが、鹿児島県の川辺町ですね、農業委員会は毎年8月に農地パトロールを行っているが、昨年はパトロールに寄せて町内の農地地域を1,832ヘクタール対象とした調査を行ったと。

そのとき見つかった遊休農地105ヘクタール1,750筆の所有者914人に対し、農業経営基盤強化促進法第27条に基づき、農地の適正管理を施す指導文書と活用意向を聞くアンケートを送付したところ、貸付や売却したいという希望の相談が相次いだということです。だからこういうことをやれば、まだそういう親たちが亡くなって、自分の土地がどこにあるのかもわからんようなところもあるわけですね。

それから、飛びまして、農家所有者が耕地や草刈などを管理をして、多くの遊休農地の荒廃化を食い止めたということも書いてあるですね。それと、調査は、まず町内の農地、農用地域を2500分の1に地図に落とし、赤で表示してそれを色付けして各地区に送ったと。役場職員と農業委員と3人1組になってそういう調査を行ったと書いてありますね。

だから、町外に行っている人が、そういう土地があったのかと、そういう土地を知らなかったとか、それからぜひ特殊なトラクターを何か町の方でよって、耕して甘藷を植えつけた例もあるということが書いてあるですね。いろいろ書いてあるけど、毎週こういう農地パトロールというのが来ているのは、全部それが載っていますけど、そういうのがですね。どこで成果があったとか、そういうのが書いてありますから、そういう面では、そういうパトロールをやってそういうことなんかは、一村一品運動でもやって、それなんかを植えたらそういうのもなくなるんじゃないかということも考えるわけですね。まあそういうことを手助けするのが行政でもあるわけですから、ぜひそのやる気を起こす、そういうことをやってほしいなと私は考えているわけです。ぜひお願いしたいと思うんですが。

それから、次の②ですけど、これも以前にも質問をしておりますが、稲荷神社の前ですね、あの鳥居の前をこう右に行って、デンプン工場の後のあすこを堤防に上がるところに水門があるわけですが、あそこに前ももう2年ぐらいになると思いますけど、そのとき舗装してくれと私は言ったことがありますけど、今朝行ってみるとまだ舗装していないんですね。ぜひやっぱりしてもらわないと、水門があるでしょう。あそこなんですが、二、三年前ちょうど私が通りかかったとき、ある人がトラクターで水門の2メートルぐらいの水幅、1メートル50ですかね、引っ繰り返ったですね。私はちょっと通りかかったらよかったけど、すぐクレーン車を頼んで引き上げたんですけど、もうやっぱああいう道路は、いつも私が言っているように、80代ぐらいの年寄りがトラクターをする——運転する時代ですから、そのそういう農災の事故防止するためにも、ああいう道路はやってほしいなと。あその水門の所から水源地もありませんか、こう曲ってこう行って、横に一筋しかないんですよ。あその通りは。蔵元さんがハウスをやっていますよね。ちょっと南側。あそこに行く道路ですけど、2年ぐらい前に、そのときの課の人たちにも私は言ったんですけど、これはぜひすぐやってもらわんといかんということと言ったんですがね、ぜひそれをやってもらいたいと思うんですが。

すぐ、先ほどの5番議員からもそういう話が出ましたけれども、締まっているからですね、下は。ブルなんかでこうして舗装すれば、そんな経費がかかるものじゃないと私は考えておりますが、担当課長はあそこを見られたことがありますかね。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 初めてお聞きしました。また、現場の方を案内していただくか、実際見てみないと何とも申せませんので、また現地を見てみたいなというふうに考えています。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） 全長100メートルぐらいですので、ぜひ一緒に行って見てもらってお願いしたいと思います。そのトラクター来よったら、さかしんに引っ繰り返ったですね。

その辺に。はまって。すぐ揚げないと、それこそ水にあふれて大変なことだったけど、本人は飛んだからよかったですけどね。機械だけだったからよかったですけど、そういうこともありますので、ぜひそういうところは、舗装してほしいなと思います。

それから、次ですね、地方団体は職員の採用試験とあとの教育が重大で、一步間違えると地方団体の永久に損害を与えることになると言われております。不詳事故や交通事故防止は、首長の責任でもありますので、常時頭に入れた教育指導をお願いしたいと思います。

だから、この事故なんかは、ほかのところに聞いてみると、あるときには二、三件ぐらいあるけど、ないときは平均して2年に1件ぐらいということも聞いておりますので、指導をした人にはかわいそうですけど、した人だけ集めて二、三人でも特殊な教育をするとか、そういうことは考えたことはないんですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この職員の交通事故の問題については、二、三年前から何回か御指摘、あるいは一般質問でいただいているところでございまして、私たち総務課としても頭の痛い問題でございます。

まず、そういう質問をいただきまして、今その対策をとったことの一つに、先ほど町長申されましたように、昨年全職員を対象に、午前と午後に分けて2回、全職員の交通安全研修を開始したところでございます。それが一点。

それからもう一点は、今まで事故を起こした場合に、その報告、あるいは決裁ですね、これを課長が持ち歩いておったところでございますけれども、町長まで事故を起こした本人が持ち歩くということにしたところでございます。これは、事故を起こした本人を責めるつもりはありませんけれども、やはり反省の効果を高める一因として、都城市がこれをとっているようでございましたので、都城市の場合、職員が千数百名おって、事故を起こしたとき初めて市長と会うと、それまで話もしたことがないという初めて会って、すると非常にこう事故を起こしたとき会ったということで事故対策になっているというような話も聞きましたので、本町の場合も事故を起こした本人が今から持ち歩いて、町長まで決裁を報告をしに行くというふうに変えたところでございます。

それから、飲酒運転等の悪質な違反者には、今後厳しく対処していきたいと、処分等をしていきたいということでございまして、一応この3点を今は注意して呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） ぜひそういう方向で、やっぱし事故をしたそういう人は、恥じ

るということと、その事故をしていない人もやっぱり意識づけにもなりますから、ぜひそれはやってほしいと思いますね。お願いします。

それから、最後の件ですけれども、通勤者から二、三の人があの要求がありまして、私も早水のあの交差点に行ってみたんですが、ちょうど100メートルぐらいしかないんですね。信号から信号までの間が。だから、見たけど、右折の車が1台か2台もうなったら、絶対通れないんですよ。すると後ろの信号にもとまって並んでいるから、1台2台は行くけど、また詰まってしまうというような感じですので、どの運転手を見てもいらいらしているような感じですよ。

私は町道じゃないから、単独ではできないしと思って、県議にも申し上げたんですよ。たしか県道だろうと思いますので……（「町道」と呼ぶ者あり）町道ですかね、あそこは。町と市やったですね。だから右折帯ちゅうのはある、つくれば舗道がちょっとあるんですよ。舗道の、ブロック積んでありますね。あれを少しのければ、あとこれだけあれば通れますので、ぜひやってほしいと思うんですね。通勤者、交通量というのは、三股の方の人が多いわけですから、ぜひ関係機関にこれは働きかけて通るようにぜひしてほしいと、私はもう2年ぐらい前から県議の方には言っているんですけど、なかなか実行されていけませんのでね、これは本当に一回行ってみるとだれもそう思いますよ。いらいらしますわ。ぜひそういう働きかけをお願いしたいと思います。

以上、私いろいろ申し上げましたけど、もう詳しいことは申し上げませんが、最後になりますけど、一つの要望ですけれども、さっきの方の一村一品運動もそうですが、この交通事故防止ですね、それなんかも特に先ほど課長が言われたように、厳しく指導していただいて、その善良な人間にも意識づけになりますので、ぜひやってほしいなと思います。

4点の質問を終わりました、以上をもって終わりたいと思います。

○議長（原田 重治君） 本日の一般質問はこれにて終了します。残りの一般質問は明日行うことといたします。

ここで本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後3時20分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午後3時21分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時21分散会

---

議事日程(第4号)

平成17年9月21日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(16名)

1番 斉藤ちづ子君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(2名)

2番 財部 一男君	5番 大久保義直君
-----------	-----------

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 桑畑 和男君 助役 ..... 原田 一彦君

教育長	-----	田中 久光君	総務企画課長	-----	原田 順一君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	間世田和文君
福祉課長	-----	下石 年成君	産業振興課長	-----	木佐貫辰生君
都市整備課長	-----	瀬尾 春己君	環境水道課長	-----	福重 守君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君
病院事務次長	-----	西村 尚彦君			

---

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。日程に入る前に昨日の一般質問に対する答弁があるそうですので、ここでお願いします。産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 昨日の中石議員の質問の中で、農家の高齢化率についての御質問ございましたので、御報告させていただきます。

平成17年の農林業センサスは、結果はまだ未公表でございますので、平成12年の農林業センサスで回答させていただきます。農家人口が4,418名、4,418名、そして65歳以上の人口が1,475名、1,475名ということで、高齢化率が33.4%でございます。ちなみに、本町の高齢化率でございますけれども、これにつきましては、16年の10月1日現在でございますが20.1%でございます。ですから、農家の大分高齢化が進んでいるという状況でございます。

以上です。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守くださるよう、御協力をお願いします。

発言順位6番、斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） おはようございます。きょうは、私の誕生日であります。誕生日という日に一般質問ができることを幸せに思っております。

それでは、通告に従って質問していきます。

土地開発公社の遊休地について質問いたします。土地開発公社所有の駅前と長田の島津山林事務所隣の土地が空き地になっているが、利用計画についてお伺いいたします。このほかにも多くの遊休地を保有していますが、きょうはあえてこの2点に絞り質問してまいりたいと思います。

単独でいくという我が三股町であります。本気で、はまってもらわないとやっていけないと思う一人であります。徹底的にむだを省くという気構えが必要であると思います。町民の財産でありますから、有効利用を考えることが行政の仕事だと考えます。

まず、駅前であります。これまで何回となく先輩議員が質問されてきておりますが、何ら手だてが見えてきていません。平成12年、町民を交えての駅前周辺等開発推進委員会なるものを立ち上げて、何回となく会議を開いていたにもかかわらず、何も見えてこないのはなぜでしょうか。

三股駅は、大正2年に新設されました。これには、先人の涙ぐましい努力がなされて、今の地点に駅ができたと聞いております。三股の表玄関としての役割を果たしてきた駅であります。

有効利用をどう考えているのか、町長にお聞きいたします。また、広さはどのくらいなのか教えてください。

次に、長田の島津山林隣であります。町長として何かビジョンがあればお聞かせください。

昨日、三たび首長選に挑むとのお言葉がありましたが、長田の水道事業も控えております。何か考えていてもおかしくないと思うのですが、お聞かせください。また、広さについても教えてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。ただいまの質問にお答えしたいと思います。

土地開発公社の遊休地について、土地開発公社所有の駅前と長田の島津山林事務所隣の土地が空き地になっているが、利用計画はあるのかということでございます。

現在、土地開発公社につきましては、5カ所の土地を所有しているわけでございますが、本日の質問では、駅前と長田の島津山林事務所隣ということでございますので、お答えをいたしたいと思います。

現在、土地開発公社が所有している駅前の土地でございますが、平成6年から平成7年にかけてJRより買収したところでございまして、面積につきましては1万184平米、1万184平米。それから、大字長田政矢谷の土地は、平成7年に買収いたしておりますが、面積が1,623平米でございます。

この公社所有の土地につきましては、先月の、8月の12日に開発公社の理事会を開催いたしました。理事会終了後現地調査を行ったところでございます。この理事会のメンバー構成は、議会から議長ほか2名、農業委員会会長さん、それから、行政から町長ほか2名の計7名の理事により、開発公社の運営がなされているところでございます。その当日の現地調査の時点におき

ましては、長田の土地につきましては、今後の維持管理費を考慮したとき、処分をした方がいいんじゃないかという意見等もあったわけでございます。

また、駅前の土地につきましては、今後町営住宅の建てかえ用地としての可能性、また現状のまま処分するかというような、いろんな方法があるわけでございますが、一番適正な方法で、さまざまな角度から検討を行って、この2カ所の土地につきましては、方向性を生み出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） ただいま町長の答弁の中にありましたけれども、長田の政矢谷の土地については、理事会の現地調査の時点で処分した方がいいんじゃないかという意見があったところでありまして、しかしながら、御存じのように長田の沿線にはいろんな窯元あります。あるわけですが、これがアトリエロードとしての、いわゆる観光的な位置づけがされておりますけれども、できればこういうこのような関係の方に買い取っていただければ一番いい方法かなと、全体の、いわゆるアトリエロード的な考え方の位置づけでやれば一番いい方法であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは、駅前のことでありますが、現在三股駅前広場はどのような現状か、町長はどのぐらい把握されているか教えてください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 駅を中心にいたしまして、東側と西側に所有していただいておりますが、東の方は御承知のとおり駐車場に広く使われているところでございます。西側の方は、言われるとおり遊休地でございます。現在、この西側の遊休地につきましては、いろんな商工会の青年部なり、また東原地区の住民の方の夏祭りのイベントの会場とか、いろんな方法で利用されているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 駐車場に、放置車があるのを御存じでしょうか。町長、もう一回お願いします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 開発公社の理事会のとき、私も同行したんですけれども、そのとき1台軽があることを確認しております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは、両わきで約1ヘクタールですか、これを平成6年から7年にかけて購入されたと言われましたけども、そのときの目的は何だったのか教えてください。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） この土地につきましては、いわゆる開発公社が所有する方法には、いわゆる町が目的を持って、開発公社が代行する土地ですね。いわゆる町にかわって、町が目的を持った部分の代行用地、例えば文化会館の前の広場、この辺については、いわゆる代行用地という形になってるんですけども、いわゆる駅前につきましては、あの開発公社が独自で、いわゆる買収した土地という形になっております。だから、いわゆる今後、駅前の活性化のために、いわゆる今後、何をという形じゃなくて、必要だろうという部分で、平成7年、6年、7年ですかね、このとき開発公社が独自で買収したという形になっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは、もう一回町長にお聞きします。

駅前周辺等開発推進委員会というのを立ち上げていらっしゃいますけども、このときに町民の方も交えての委員会だったと聞いてますが、これで何回も会議を開いて、その周辺をどう開発していくかという討論がなされたというふうに聞いておりますが、いまだに会議が続いているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 現在、それは続いておりません。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） そしたら、今都市整備課長の話も聞きました。で、町長の話も聞きました。で、現在、三股町の駅前の駐車場を利用されてる方が、どういう方かというのは御存じですか、お聞きします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 駅の隣接地でございますので、駅の利用者でございますが、町内の方、また都城市内の方も利用されているんじゃないかというふうに考えています。

内容につきましては、課長の方でわかったら答弁していただきたいと思います。町外の方も大分利用されているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 都市整備課長は、どういうふうに把握されていらっしゃいますか。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） ただいま町長の方でありましたように、町外もある程度の、まあ、割合については把握しておりませんが、おられるというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） そしたら、町の皆さんの財産ですよ。で、私が把握しているのは、都城の駅その駐車場が有料になったと、だから三股の駅は無料だから、三股の駅前の広場に駐車して、そして、そこから町長が言われるように、その通勤の手だてに使っていらっしゃるということをお聞きしました。で、どうしたらいいのかと、今後の手だて、あそこの広場をどういうふうにしようかというビジョンが、確信たるものは、まだ今のところないんですよ。町長、もう一回お願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろこの駅前の利用につきましては、今までも何回となく、内部でも商工会の方でもいろいろと協議がなされているわけですが、今までに確たる結論が出てないわけですが、現状といたしましては、東側の方は駐車場に有効に使っているわけですが、西側の方につきましては、先ほど申し上げましたように、その住宅の建てかえ用地の用地として、またさらには、今後話が、今までも話しているわけですが、商工会の関係のやかたの問題ですね、こういうものも考えているわけですが、言われるとおりの貴重な三股町の財産でございますので、この件については慎重に協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 西側の方は住宅地と言われましたよね。あそこは、駅裏にプロパンですか、の何かありますよね、あれが臭くて住めないという情報もお聞きしてるんですけども、そこら辺は町長も御存じでしたか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今言われるプロパンですけども、これはあの線路の北側なんですね。あれが臭いということですか、あの周辺は。その辺はあんまり耳にしていないことですけども、それで住宅の建てかえ用地ということも検討しているわけですが、なかなかこれについても前から言いますように、できましたら塚原団地ですね、あそこの建てかえの用地に考えているわけですが、ようやく本町は御承知のとおり、ことしから役場の住宅の建てかえの事業に入ったわけということでございますが、今後そのようなことも踏まえながら、十分検討

させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） そしたら、この駅前周辺等開発推進委員会というのは、もう今はやってないと言われましたけども、本当に町民の声を反映させて、どういうふうに活用していったらいいかということ、していくためには、そういう会議をなくするというのはちょっと私も腑に落ちないんですが、大事な会じゃないかなと思います。それで、駅前のことは最後にしたいんですけど、今何割の人があそこの駐車場を利用しているかわかりませんが、本当に予算がなくて、そういういろんな施設ができないのであれば、その駐車場を無人の有料駐車場にするとか、少しでも経費が浮くような方向に考えていただけたらと思うんですけど、その放置車とか、このままだったら増えていくんじゃないかということも考えます。国鉄のOBの方たちが、いろいろ駅前のきれいに、何年もかけてやってきていらっしゃいますけども、町として、本当にトイレもきれいにしたことですし、経費がかかるだけで、放置、そのまんま遊休地遊ばせているということ自体が、単独でいくのに本当にそういう余裕があるのかなということを考えます。

で、駅前のことはこれで終わります。

あと長田の遊休地の件であります。長田地区に水道事業をこれから展開されるんでありますが、相当な額のお金がかかりますね。それで、きのう町長が三たび首長選に挑戦するというお話も聞きました。それだけ大きい額をかけて長田の方に水道をもっていくのであれば、こういう遊休地の利用を何か考えていて当たり前じゃないかなと思うんですけども、先ほどの回答では処分とか言われましたね。あとアトリエロードのということで、そういう手だてを何かされてるんですか。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） さきに駅前の駐車場ですか、いわゆる駐車料金の件がありましたので、これに答弁したいと思います。

現在もちろん徴収してないんですけども、徴収しようとするればそれなりの整備、いわゆる舗装、線、この辺の費用も発生するという形にはなるかと思えます。また管理人も責任が生じてくるということもあるんですけども、一番大きな部分は現在開発公社が所有しているんですけども、これは、いわゆる地方税法で非課税という形になってるんですけども、非課税。ただこれを、いわゆる駐車場として整備して、いわゆるその対価を得ることになれば、課税対象という形になります。課税で、大体試算してみたんですけども、駅前の東側なんですけれども、これが現在約7,000平米、6,938平米あるんですけども、これの課税の年間113万5,000円、こういう形で課税になりますので、駐車料金等の、いわゆるその辺の費用対効果の部分、この辺

が急に無理があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 政矢谷の用地の件ですが、面積が1,623平米という、ちょうど北郷線に沿っているし、非常に宅地にも適したところではないかというふうには考えております。来年から3年計画で長田地区の方で、簡易水道の整備事業やるわけですが、事業費で約6億ということと考えております。事業費がちょっとそれよりかちよつかさむかもわかりませんが、今のところ一応6億ぐらいというふうなことで考えております。そういうことで、長田地区は非常に観光名所も多いわけですが、また陶芸家が4名もおられます。そういうことで、梶山から長田のあの沿線道、アトリエロードということで名前をつけているわけですが、今後、この水道の整備、環境の整備が、今後整備されれば、非常に長田地区にも活性化にもつながるんじゃないかということで考えております。そういうことで、今後この土地をどんなにするかということでございますが、現在のところはっきりした何は決まっておりますが、今後公用地としても保有しちょっとほうがいいのではないかなというようにも考えております。またさらには、個人の方に分譲してやるかねと、いろいろとその辺を模索しているわけですが、いずれにいたしましても、公社の土地でございますので、いろいろまた議員さんの、皆さん方の御意見等も十分聞きながら今後考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 今の町長の言葉を信じて、私の質問を終わります。

.....

○議長（原田 重治君） 発言順位7番、池田さん。池田さん、いや、こっちの方で、こっちの方で。

〔8番 池田 克子君 登壇〕

○議員（8番 池田 克子君） 失礼しました。通告いたしました、①薬物乱用防止啓発についてと、②環境教育についてお尋ねいたします。

①の薬物乱用防止啓発については、平成13年3月定例会でも申し上げましたが、その必要性を痛感いたしておりますので、再質問させていただきます。

薬物には、覚醒剤、シンナー、大麻、ヘロイン、コカイン、SLD、その他の麻薬といろいろありますが、これが俗称になりますと大変にイメージが変わってまいります。エス、アイス、アンパン、ジュントロ、ハッパ、チョコ、コーク、クラックなどと呼ばれています。御存じのように、薬物乱用は暴力団関係の人たちだけの問題と言われていたのは随分以前の話でありまして、

今では子供たちでも抵抗感なく簡単に手に入れることができるといわれております。

薬物乱用とは、1回使用しても乱用に当たるということを皆様御存じでしょうか。やせられるよとか、眠気がとれて勉強ができるよとか、ただの栄養剤だよ等々の甘い誘いを言っているようであります。当町で、だれかが乱用しているというわけではありませんが、私たちの知らないところで魔の手が伸びているかも知れません。今こそ、私たち大人が未来を担う子供たちに対し、薬物乱用は体と心を台なしにしてしまう、絶対だめと真剣なメッセージを訴え、言い聞かせるときではないでしょうか。前回の答弁では、小学校6年生は体育の保健領域の中で、中学校は保健指導と家庭科の中で行っているとありました。現在はどのような防止教育をされているのか、小学校、中学校、それぞれについて教育長にお尋ねいたします。

次に、②の薬物乱用防止キャラバンカーの活用と講演会の実施についてであります。このキャラバンカーは、薬物乱用に染まっていない青少年に薬物乱用防止に関する正しい知識を啓発するために配置されております。薬物標本、人体模型、パネルなどの展示コーナー、パソコンによる乱用防止ゲームコーナー等々が搭載されており、正しい知識が容易に理解できるように工夫されております。九州では、福岡にあります。要請に応じて無料で出張してくれます。そのときに専門官による講演もあり、大変勉強になったと好評を得ているようであります。百聞は一見にしかずと言います。一度要請してみたいかでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

次に、環境教育のエコフィールド活用について、それぞれお尋ねいたします。平成10年11月総合型環境学習施設としてエコフィールドみまたが完成いたしました。持続可能な環境を維持創造していくため、循環、共生、参加を学ぶ場所として、計画されたとあります。これらは地球憲章の中に掲げられており、大変な意義の深さを感じます。また、個人、企業、国、世界というすべてのレベルで取り組むための学習拠点であるというならば、一番身近にいる私たちがまずその重要性を認識すべきではないかと痛感いたしております。

2002年8月に、南アフリカで環境開発サミットが行われました。持続可能な開発に関する世界史の会議であります。そのサミットへの提言で識者が言われたある部分の中に次のような文言がありました。一人一人が環境問題を自分自身の問題としてとらえ、共通の未来のために心を合わせて努力していくその原動力となるのは教育である。その教育の内容とは、地球環境問題の現状を知り学ぶこと。2、持続可能な未来を目指し生き方を見直すこと。3、問題解決のためにともに立ち上がり、具体的な行動に踏み出すためのエンパワーメントが必要である等々であります。これらを総合的に進めることが大切ではないかと提言されました。

私たちの日常生活はすべて環境問題に密接につながっており、自覚を促すための意識啓発が必要かと思われま。このエコフィールドみまたは、5万5,749平米の敷地の中に17カ所のゾーンが構成され、モデルケースとして大きな期待が寄せられました。7年経過した今、総合環

境学習の場としてどれだけ活用されているのでしょうか。大変危惧するものであります。

そこでまずは、次の3点をお尋ねいたします。1、学校はどのような活用で取り組んでいるのでしょうか。2、一般住民の方は活用されておられるのか、その実態について。3、町外からの視察の状況はいかがでしょうか。それぞれについて御答弁を願います。

次のメダカの里を目指してについてであります。これは、私自身が申し上げているわけではなく、ある町民の方の提言に賛同してのことです。その方は、もう既に去年より小、中学校へメダカを提供され、またことは保育園等にも提供されておられます。庁舎1階の休憩場にあるのもそうであります。純粹の日本メダカで希少価値が大変高いのだと聞いております。最初は、串間の愛好家より分けてもらい、自分でふ化させ、失敗を繰り返しながらやっとふやすことができたとのことでした。そんな大切に育てたものをなぜ提供されるのかお聞きしたところ、自分は三股町に何か貢献したい、ただそれだけですと言われました。そのボランティア精神に私も賛同し、今回の提言となりました。エコフィールドのゾーンにせせらぎ水路という場所があります。そこにメダカを放流できれば、最高の環境教育のスポットにもなると思われます。まずは小さな一歩でもやがて大きな里づくりに貢献できるのではないのでしょうか、町長の御英断を期待いたしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1の薬物の乱用防止啓発については、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それでは、2番の環境教育についてでございます。このエコフィールドにつきましては、御存じのとおりいろいろとただいま説明もございましたが、総合的環境学習公園といたしまして、平成9年から2カ年の事業で環境庁の環境基本計画推進事業、それと宮崎県のエコマスタープラン事業として、総事業費2億4,400万円、このうち1億2,000万円の補助を受けまして建設されたものでございます。その目的といたしましては、ごみ処理施設及びリサイクルセンターも併設融合させた総合学習施設といたしまして、環境問題等に積極的に取り組み、自然に優しい環境づくりを目指した施設でもございます。その学習の取り組みといたしまして、再利用やリサイクルを進めていく中で、資源の大切さを学ぶ循環型学習、2つ目に、自然環境とふれあい多様な生物の生態系を確保しながら、自然と人間がともに生活できる環境について学ぶ共生型学習、3つ目に、地域の環境づくりなどに自然的かつ積極的に参加し、環境ボランティア活動の推進と資質の向上を目指す参加型学習などを、主とした環境学習の公園施設でもございまして、これがいろいろと活用されているところでございます。そういうことで、(1)の学校での取り組みについては教育長の方から答弁があるかと思いますが、(2)一般住民の活用について、(3)外

部からの環境状況について、（４）メダカの里を目指して、これにつきましては、担当課長の方から答弁をお願いしたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 失礼します。ただいま薬物乱用防止教育の実態、そしてキャラバンカーの活用についての御質問でしたので、一括して答弁いたしたいと思います。

麻薬等の薬物乱用は世界的な広がりを見せておりまして、人間の生命、財産はもとより社会秩序や国の安全を脅かす最も深刻な社会の問題の一つといわれております。我が国におきましては、これまで先進諸国の中では比較的薬物乱用が進んでいない国の一つに数えられてきましたが、近年の国際化の著しい進展や社会基盤の低下、それから、協力主義的な傾向、さらにはストレス社会といわれるような社会状況との変化を背景にしまして、一般の人々の間にも覚醒剤や麻薬、コカイン、向精神薬等の薬物乱用が増加している状況にあります。

せんだって、NHKの番組クローズアップ現代におきまして、この薬物乱用についての状況、そして取り締まり状況等について放映があったばかりであります。そういう深刻な状況におかれていることには、今みんなが注目しているところであります。

そこで国におきましては、平成10年5月に薬物乱用防止5カ年戦略、そして平成15年7月に薬物乱用防止新5カ年戦略を決定いたしました。薬物乱用防止において、最も必要なことは薬物乱用に染まっていない普通の青少年に対して、薬物乱用防止に関する正しい知識を啓発することでありまして、5カ年戦略あるいは5カ年新戦略の中にも、この青少年対策が第一の目標に掲げられておりまして、学校においても薬物乱用防止教育に努めているところでございます。そういう通知もされているところであります。

本町の薬物乱用防止教育の実態であります。中学校においては毎年1回都城警察署生活安全課の指導のもとに、1年生を対象にした薬物乱用防止教室を開いております。先ほど、保健の授業と家庭科の授業がありましたが、保健の授業の中ではこのことを指導するようになっております。小学校においては、5、6年生を対象にあるいは保護者も交えて警察官による講話やビデオを活用した薬物乱用等防止教育を開いており、保健の授業等でたばこや薬物の害等について指導を行っております。これも保健の5、6年生の保健指導の中に出てきておりますので、これも指導するようになっております。

また、こうした教室等を全部がしているかと申しますと、そうでなくて、まだ実施に少し戸惑っている学校も2校ほどありまして、今後テレビ等を活用した薬物乱用防止教育を行うような指導を、今後各学校へお願いしたいというふうに思っているところでございます。

次に、薬物乱用防止キャラバンカーについてであります。先ほどありましたとおり、キャラ

バンカーの中には写真の展示やビデオ映像、専門指導員による解説などを通して、薬物乱用防止に関する正しい知識ができることということで、このキャラバンカーが配備されたのが、平成13年度から啓発キャンペーンといたしまして、全国に8台配置されております。そのうちの1台が九州、九州啓発管区ラインですから、福岡に配備されております。そういう状況にありまして、現在まで宮崎県内で活用したところはありません。そのかわりに、薬物乱用防止広報車というのが県の方に配置されておりますので、その広報車を利用しながら、それで、学校で指導に当たっているような状況であります。現在、それぞれこの北諸、都城管内で活用した学校はまた少ないわけですが、こうして県内にも1台あるということですので、今後こうした広報車等を使いながら指導をしていくことは大事なことだろうというふうに思います。

以上でございます。

それから、続けてよろしいですか。

○議長（原田 重治君） いいです。

○教育長（田中 久光君） それから、もう1点。エコフィールドのところ、学校の取り組みですか、環境教育についてであります。町内のほとんどの小学校が環境教育には一生懸命取り組んでおるところでございます。4年生の社会科学習の時間にごみの処分方法やリサイクルに関する勉強で、エコフィールドを活用しております。最近、都城市にリサイクルプラザができた関係もありまして、リサイクルの勉強では、そちらを利用する学校も出てきておる状況でございます。今後も引き続き、社会科学習でエコフィールドがますます活用されていくことをわれわれ願いながら、御指導もしていけないといけないということも思っております。

なお、平成15年度には梶山小学校がエコフィールド内の公園で、お別れ遠足を実施しております。平成17年度の取り組みについては、それぞれの学校で利用についての計画はなされております。

以上でございます。

○町長（桑畑 和男君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） あの。

○議長（原田 重治君） ちょっとお待ちください。環境水道課長が答弁いたします。

○環境水道課長（福重 守君） あと2番から4番の方は私の方で回答いたします。

2番の一般住民の活用についてという御質問でございますが、エコフィールドは、いつでもだれでも出入り可能な体験学習を、学習体験をする施設であります。自由に利活用できるようになっておりますので、したがって、その活用人数については把握しておりません。

3番の外部からの視察状況についてでございますが、12年度からいきますと35団体、13年度は22団体、14年度が8、15年度が5、16年度が9、17年度が2、それぞれ団

体でございまして、御質問では町外ということでもございましたけども、私が調べてるところでは14年度で3団体、それから15年度が1団体、16年度が3団体、17年度が1団体となっております。当初からするとかなり減ってるということでもございます。

それから、4番のメダカの里を目指してはという御質問でございます。メダカの里を目指してはという御質問には、環境サイドとしては、非常に心強い意見でございます。メダカが住める場所がふえるということは、不法投棄をなくし、また川等の浄化といった環境保全とか再生活動、啓発運動にも広がっていくものと思います。しかし、運動を展開するにはメダカの生態やどのような施設が考えられるかなど、多方面からの研究協議が必要かと思っております。

以上回答といたします。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） まず、教育長からの答弁をいただきましたんですが、これは前回と大体教育長さんがおっしゃることは同じようなことでもございました。ですから、よくわかっておりますけれども、そのときは、その当時でしたけど、こういうパンフを国から各家庭に配付されたんですよ。だけど、これはそのときの12年、13年度で配付された分でもございますので、現在多分これは配付されてないと思うんです、これ自体は、見たことございませんですね。実際、今ないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ないですね、ですね。本当に12、13年度当たりちゅうのは、非常に薬物の乱用ということで、国も本当に真剣に取り組んでいたときでもありましたんですけれども、先ほどいろいろ答弁なさいましたけれども、やはりそれは学習の一貫だけで、やはり何というんですかね、耳から聞いて勉強としてしかとらえてないんじゃないかという思いがするわけですね。ですから、子供たちにしてみれば、それはもう即自分たちのことというよりか、勉強の一貫としてとらえているんじゃないかなと、ちょっとそういう危険性も感じるわけなんですけれども、というのも、実は子供たちが、やはりそういう教育を受けてるところの子供さんたちが、このキャラバンカーに乗せて、乗せてというか、その中で学習していくと、その自覚というのが全く違ってくるというわけですね。ですから、さっき言ったように勉強としてのそういうものを受けてるわけですよ。だけどキャラバンカーで、実際自分で、パソコンで薬物の内容見たりとか、人体のそういう模型を見たりとか、それが見ることによって、本当に目で見る学習体験として、全然自覚が違ってくるといって、そういうキャラバンカーのすごさというのは、そこにあるわけなんです。

ですから、福岡にあるけれども、これは九州一円の中でどこでもまいますというキャンペーンですので、キャラバンカーですので、何も遠慮なさることはないということなんです。で、県に確かに1台あるんですけども、それも広報車ですから、やはりキャラバンカーとは内容が違いますので、ぜひこのキャラバンカー自体を要請していただけたらと思うわけですね。私も見

たことございませんので、どこがこうと細かいことはわかりませんが、ただこういう資料の中では掲載した内容とか、あるいは車の大きさとか、前回も見せたんですけど、皆さんに見せたんですけども、こういう車だということはわかるんですけど、やはり実物を見て、やはり私たちも、また、その中で学習させていただけると、もっともっと私たちも自覚が出てくるんじゃないかなという思いがいたします。

ですから、ぜひ、その辺をもう一度考慮いただけたらと思うんですが、教育長さんにもう一回御答弁いただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 確かに中は展示をされて9メートルぐらい部屋の中をずっと見て回るという状況で、百聞は一見にしかずで、見るということは大切で、それはもうよくこれ見てわかります。そして、今お話になったように要請ができれば、そのようなこともやりたいというふうに思っておりますが、今年中というわけにいきませんかしょうから、まあ、その気持ちはあります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 私も実際はこのキャラバンカーの申し込み用紙までもここに用意しているぐらい、これはいつでもオッケーですよというのがあります。ですから、本当実施の方向で検討いただけたらと思います。

で、くどいようですけれども、やはり青少年の薬物検挙、こういう実態をちょっとこの前、先日調べてまいりました。で、12年から15年の間でしたけれども、これはもう悪質ということで6人が検挙されておりました。16歳から19歳の男の子と女の子ということです。で、16年から17年はゼロということでしたけれども、しかしシンナーとか、そういう方面では結構指導を受けて、要するに補導をされてる。そういうやっばし青少年の方が、現実にはいっしょやるということがございます。ですから、さっきもちょっと申しましたけれども、今の学校の学習のあり方で、本当に子供たちを守れるのかなという心配があるんですけれども、今の体制で、本当に大丈夫だと思われますか、もう一回教育長さんにお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） はい、ありがとうございます。確かに守れるかと言われると、はい、守ります、はっきりいえるのか私も疑問ですが、しかし薬物乱用にかかわるこういう意識をしつかり子供たちに教育していくということは大事ですから、そこはやらないといけない。そして、学校の保健の授業が、ま、その中に設定されております。そして、学校では総合的な学習な時間というのが、また全学年についてありますから、そういう時間も通じながら、警察関係の方の講

演やら、ビデオやら、そういうもの入れながら、教育はしっかりやっていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） これは、皆さん本当に御存じのことですけれども、先日、前国會議員が3人を含めて、覚醒剤現行所持で逮捕されました。本当にこのニュースは、子供たちの目から見たらどう映るのだろうか、本当に社会を範を示さなきゃなんない大人が、このように薬物汚染をされていると、そして、これはもう、ほんの氷山の一角でしかないと思うんですよ。で、この、こういう普通の人々ですね、もう本当まさかというような人たちが、社会のモラルとか、そういうものを崩していつてるわけですね。ですから、子供を薬物の危機から守るのは、大人の私たちの責任であるということで、もうちょっとこのしつこいようですけれども、キャラバンカーをぜひ実物を見ていただいて、そして1回実施してみれば、ほとんどのところがもう毎年来てくれというふうには要請されるそうですよ。で、時間にしたら、約50分程度、ですから、そういう指導を、指導官のお話が20分あって、そしてまた中の展示物、パソコン使ったりとか、その中で説明を受けたりということで、大体50分程度ということなんです、人数的には大体1時間で50人程度らしいんですけれども、その子供たちだけが、もう人数としては1時間でそれですけれども、せっかく来てくれるわけですから、その時間内を大いに活用していただいて、そしてまた大人の、要するにPTAの方も、それをまた利用されて、自分たちも学習するというような幅広い利用ができるようでございますので、もう本当に申請すれば、もちろん向こうも日程的にはこっちが言ったとおりにはいかないかもわかりませんが、まず申請ということをしていただければと思いますので、これはしつこくなりますけど、ぜひ教育長さん、今後の学習の中で取り入れていただきたいと思います。

次ですが、環境教育についてということのエコフィールドの活用についてであります、お聞きしますとやはり利用については、年々こう先細り、何か遠くに忘れられているようなそういう現状であります。私も見てまいりまして、私も本当お恥ずかしいことに長いこと足を踏み入れなくて、どうなってんだろうという思いでずっと散策してまいりましたが、やはりちょっと荒れ放題のような状況も見受けられました。確かに、自然を大事にするということはある手を入れられない方がいいんだなんていう人もおりましたんですけれども、しかしみんなが利用するからには、それなりのやっばし足元ぐらいは、やっばししっかり整備していただいて、みんながその中で本当に気軽に、そこで散策できるような体制をぜひとっていただきたいと思っております。私が申し上げているのは、そのリサイクルセンターとか、ああいうところのじゃなくて、こっちの散策できるエコフィールドの方でございます。いろんなゾーンがあるようですが、そのゾーンの中で、本当に理想としては、すばらしい理想の中のゾーンでございます。ですから、このゾーンを

ですね、本当に利用しないならばもったいないなという思いがいたしております。この三股の宝というべきこのエコフィールドを、もっと活用しなければいけないんじゃないかなと思うわけですが、町長さんにもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおりこのエコフィールドですが、実は平成7年から平成8年にかけて、今の最終処分場2カ年で建設いたしております。そして、翌年の平成9年にリサイクルセンター、そして翌々年度もあわせてエコフィールドも2年計画で建設しております。あの周辺の3つの施設が4年間で約17億だったと思いますが、事業費が総体で、その中のこの環境公園ということでございまして、やはりエコフィールドができたのもごみ最終処分場、リサイクルセンターにあわせてつくったわけでございますから、この中で自然に優しい環境づくりの勉強をしようという学習の場でもございます。言われるとおり、この利用者の先細りのような感じもするわけでございますが、やはり行政といたしましては、せっきくのこの三股町の施設でありまた宝でございます。今後、さらにPRをしながら、利用率を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 次、ちょっと課長さんにお尋ねいたしますが、課長さんも当然御存じでございますけれども、あのままで、まさかいいとは思ってらっしゃらないと思うんですが、今後どんな整備をしようと、一応計画の中であるんでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 今、町長が申しましたように、今施設は大分びしゃっとそろっているわけですが、今言われるように、ちょっといくのに草がちょっと茂ってるかなというようなことで、なるだけ自然を残して、できれば人間が踏みしめて、草も道ができるようなのが一番理想なんだろうけども、それだけ人が来ませんので、ある程度の手入れはこちらでしたいなと思っております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） その人が本当に来ることによって、草も刈らんでいいというような方にさせていただくのがエコフィールドの本来の目的じゃないかと思うわけですね。ですから、やはり黙っとっては、人は来てくれないわけなんですよ。

で、ここに私が提言しているのが、要するにメダカの里ということでございますけれども、これはさっき言ったようにですね、せせらぎの水路ですか、せせらぎの水路というところを私も見ましたんですが、結構こう10センチか20センチぐらいの浅いところの池が一段上にありまし

て、その次はちょっと深いところなんですよね。その10センチか20センチぐらいのその深さの池だったら、結構メダカとか、そこに泳がせると、上からも結構見えますし、ああ、ここだったら最高な本当に場所だなというのを感じたところなんです。何も要らないんですよ。あそこに水だけ張っておけばいいわけなんです。そして、あれは、ホテイ草ですか、ホテイ草等を、深いところにはホテイ草いっぱいありましたけれども、ホテイ草等を置いておけば、自然とメダカはそこで育つわけなんです。ですから、何にも手は要らないんです。そして、またメダカ自体も提供するとおっしゃっているわけですから、そういうところを利用させていただいて、そのまたメダカの里というのが、さっき言ったように、最初は小さな一歩かも知りませんが、やはり皆さんへ啓蒙宣伝効果、そういうものに載せて、皆さんが、ああ、ちょっとあそこにメダカの里があるらしいよということで、皆さんが足を踏み入れていただければ、草を刈るという手間も暇も要らなくなるわけですから、やはりこちらの熱意、そういうものをどれだけみんなに伝えていけるかなということが課題じゃないかと思うんですけれども、課長さんもう一回御答弁をお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 現場を見ていただいたところが、水路ですね、その下流側に湿地があるんですよ、ちょっと深いところが、ここにはことしは台風でちょっと水が少なくなってたというようなこともあって、ちょっと確認していないんですが、ここにはメダカが生息していたというのがあります。今ままですね、報告受けております。確認した人もおるんですね。で、ホテイ草が大分茂っているんですけれども、ここは今言われるように最適な場所じゃないかなとは思っておるところでございます。

先ほど言いましたように、ここだけじゃなくメダカが住めるようなそういう場所がどんどんふえていくのが一番いい、私たちとしては理想としているところございまして、ここが第一歩と、今言われるようなことで、やっていければいいなということ、今感じているところでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 台風の影響もあったと思うんですけれども、水も枯れとりまして、実際は何の役にも立ってなかったのが現状だったような気がします。

ですから、管理というのは大変でしょうけれども、やはりこういう施設が、本当にみんな大きな大事なそれこそ財産でございまして、そういうところを本当に細かいところまで、さっき遊休地の件もおっしゃいましたけれども、私たちの財産として、もっともっと活用できるところは活用しながら、そして町の活性化に自治としてもつなげていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。メダカの放流に関しては、本来は今御答弁をいただきたいんですけど、あとで内々にオクケーいただけるとありがたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで15分まで議会を休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、重久君。

〔6番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（6番 重久 邦仁君） 私は、行財政改革につきまして、①で行政事務連絡交付金について、②指定金融機関についてと、2問質問をいたしております。

まず、行政事務連絡交付金につきましての質問であります。私は地区の公民館長及び住民の声として、来年度より削減されるのではないかとということでありまして、この切なる声をどうか伝えてくれということでもありますので、削減案に対しまして質問をいたすわけでもあります。

まず、この自治公民館は、あり方として地区民総和のもと地区の連帯感を盛り上げ、明るく豊かな郷土の建設を目的とし、生涯学習活動の拠点とし、教養、技術の向上、健康福祉の増進を図り、21世紀を担う青少年健全育成に努め、高齢化社会に即応した生きがいづくりなど、幅広い活動を展開しているということなどをうたっております。このような、地域活動に対しまして、削減というようなことであれば、いかなる地区民も三股町が今後やっていく活動に対して、協力できないというような声も聞かれております。我々は三股町住民として、一生懸命下支えをしているという自負のもとやっているんだという声があります。その点につきまして、町長はどのようにお考えなのかを質問いたします。

2番目、指定金融機関につきましての質問でございます。私は、現在ある指定金融機関が、三股町におきまして、住民の住民サービスにつながっているかという点につきまして、非常に甚だ疑問であります。なぜかといいますと、現在ある金融機関におきまして、支所を閉鎖という事態に陥っております。ということは、現在窓口業務として役場に一つ、それから、三股町におきましては、支所ですかね、あれは、正式名称は都城、JA都城三股支所になるんですかね。この2カ所しか窓口がないにもかかわらず、町の当初予算におきましては80億の財政を運営している、当町におきまして指定金融ということが、名のもとにあるわけですが、果たしてその役割を果たしているのか、また住民サービスの向上に役立っているのかということにつきましては、非常に疑問とするところでありますので、質問いたしております。

町長につきましては、より明快な答弁をお願いし、壇上での質問とさせていただきます。あと

は、自席にて質問いたしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

行財政改革について、①の行政事務連絡交付金についてでございます。この行政事務連絡員交付金については、行政情報の周知徹底を図ることを目的といたしまして、連絡員として交付金を交付しているところでございます。従来、交付金として約1,230万円を交付しておりまして、自治公民館の活動資金となっているところもあることから、ほかの団体のあらゆる補助金が削減されていく中で、行政事務連絡員交付金の従来分については、削減をしていないところでございます。30名の町内の各自治公民館長さんは、かねがね支部の把握、それから、支部の加入促進というようなことを、多忙の中で協力を願っているところでございまして、この交付金については十分考慮しているところでございます。

詳細については、関係課長の方から答弁をいたさせます。

それから、②の指定金融機関についてでございます。指定金融機関の指定につきましては、地方自治法及び同施行令に規定されておりまして、議会の議決を経て、一つの金融機関を指定して、町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができることになっております。この指定金融機関の経緯をさかのぼりますと、昭和42年4月から46年の3月まで4年間都城信用金庫三股支店、その後昭和46年4月から平成17年度、本年で35年を迎えますが三股町農業協同組合、そして昭和50年に農協は大同合併いたしておりますが、都城農協を指定金融機関として現在に至っているところでございます。

この指定とは、指定金融機関のほか指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定を含めているものでございます。なお、指定代理金融機関とは、指定金融機関の取り扱う収納及び支払いの事務の一部を代理して取り扱う金融機関をいっておりまして、現在宮崎銀行三股支店、宮崎県信用農業協同組合連合会の2つの機関。それから収納代理金融機関とは、指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を代理して取り扱う金融機関というもので、都城信用金庫三股支店、宮崎太陽銀行三股支店、鹿児島銀行都城北支店、そして三股郵便局の4つの機関を指定しているところでございます。そういうことで、指定金融機関と指定代理金融機関、それから、収納代理金融機関ということで、3つの方法の指定があるわけでございます。

したがいまして、住民の皆さん方が税金等を口座振り込みされる際には、普段利用される町指定の金融機関で、また医療費の還付等、公金の支払いにおきましては、債権者の指定する支払い方法、例えば口座振り込みを指定される場合でも、町指定に関係なくほとんどの金融機関への振り込みができるよう、出納サービスが充実してきているところでございます。

また、指定を受けた金融機関とは、町の公金の収納及び支払いの事務について、契約書に基づき法令等責務に関しての定めがなされているところでございます。さらには、公金の取り扱いについては、本町におきましても内部基準としてペイオフ対策も含めた公金管理運用基準を設けて、その万全を期するために、公金の安全かつ確実な運用を図っているところでございます。

以上回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、行政事務連絡交付金についてのところで、私の方から若干説明をいたしたいと思えます。

町長が、先ほど申されました従来の交付金は1,230万、若干端数がありますけれども、約1,230万円でございます。これは、平成のずっと前から行っているところございまして、各補助金がどんどん削減されていく中で、これだけは公民館の活動は停滞があってはならないという趣旨から減額はしないということで、主管課としては対応してきたところでございます。

今回、御説明申し上げます自治公民館長さんが、行政事務連絡員交付金下がるという部分はおそらく平成13年度まで納税貯蓄組合、税金を集めた支部に対しては100分の2、集めた額の100分の2だけを交付するという補助金がありました。これが平成13年度までであったわけですが、もう14年度からは、もう集めなくてよいということに変更したところでございます。

したがって、この金額が、おおよそ2,000万ちょうどあったところでございました。これを、もう集めないわけですから、もう本来ならばありませんよということであったわけですが、しかし、急激にそれが無いということは、それを財源としていろいろしていた部分もあったということのように伺っております。したがって、やはり激減緩和ということで、この部分については行うべきではないかというような、あったようでございます。

そういうことで、平成14年度から廃止しましたけれども、平成14年度、15年度、2カ年は据え置いたところございまして、2,000万がそっくり、1,230万円のほかに2,000万がそっくり交付されております。問題は、平成16年度からお約束のように3カ年を通して減額していきますよと、この2,000万円分についてのみでございますけれども、減額していきますよということで、減額をしてきて、来年が3年目に達するところでございます。あと、この2,000万円のうちの700万がまだ本年度は支給されております。これについて、公民館長の方は、全部減らさないでくれというような要望ではないかというふうに思います。この間の行政事務連絡員の中でそういう要望がなされたところでございます。

で、ちなみに、これにつきましては、公民館長会議、行政事務連絡員会議の中で、町長が一応検討しようというような返答をされたところでございます。しかしながら、補助金につきましては、町の補助金審議会を経て、最終的に町長が決められるというような形になっております。

ので、一応補助金審議会に向けて、来年度の要求をしていくことになろうかなというふうに思います。

ちなみに、平成15年度の1市5町任意合併協議会で持ち合わせて検討した資料の中から拾った数字でございますけれども、三股町は1世帯当たり、1世帯当たりこの1,230万円ですね、ああ、ごめんなさい。1,230万円もひっくるめてでございます、2,000万もひっくりめてですね、15年度は三股町総額で3,200万ほど支給したわけでございますが、この金額が1世帯当たりで3,612円です。で、16年度は30%減額しましたから2,000万の、2,942円、1世帯当たりですね。それから、17年度、今年度でございますが、2,271円。で、来年度は予定でございますけれども、2,000万がなくなって、従来の1,230万になりますと1,378円になる予定でございます。ところが、これを1市4町に比較して見ますと、高城町が288円、山田町が425円、都城市が759円、高崎町が842円、山之口町が901円となるところでございます。

したがいまして、この2,000万が全部なくなった18年で1,378円ですから、都城市が759円ということで約2倍、それでも約2倍という数字でございます。この辺から、いろいろところで行政改革をしてるときに、果たしてどうなのかなという点もあります。しかしながら、質問でも、一般質問でも今ありましたように、公民館が停滞するようではやはりいけないというふうな感じてるところでございます。したがいまして、どうなるかわかりませんが、一応再度残った分については、検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） ただいま再度検討するという答弁を町長、総務課長がおっしゃられました。自治公民館の住民自治の場であり、教育と生活の接点であるといわれております。人づくり、地域づくりの組織というような対応を図る拠点であります。今言われた、対外町の指標を見ますと、確かにそうかなという点もありますが、三股町は単独でいくときに、地域の皆さんが一生懸命働かれて納めておられる税収が16億ということであれば、他町村との比較において、やっぱり得るものがあれば、それを返すというぐらいの心で私は取り組んでほしいと思っておりますが、町長その辺対応につきまして答弁よろしく。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど、総務企画課長の方からも答弁がございましたが、平成16年度700万ですね、交付いたしておりますでございますが、今後これをどんなにするかということで、今後十分検討を申し上げたいというふうに考えております。やはり、公民館長さんにおかれましては、本町の行政事務連絡員ということで、重要な業務でもっておられるわけでございます。

この館長さん方の御協力によりまして、円滑な行政事務が遂行されているわけですので、その辺は十分念頭に置きながら、今後内部で十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 大変町長の地域住民に温かい心遣いの答弁ではなかったかと思えます。再度検討という言葉を得ましたので、質問を次に移らしていただきたいと思えます。

指定金融の機関の役割につきましてということで質問いたしております。JAの農林中金、これは政府系金融機関ではなく、政府系金融機関なのは農林漁業金融公庫ということで理解しておりますが、また現在の小泉改革の行革の一たんとして、一つの新聞記事、またはコメントがあります。

これは、郵政民営化が終わったら、小泉構造改革の次のターゲットは農協になるかもしれない。自民党農林族議員の間で最近こんな言葉が飛び交っているという。きっかけは、4月21日開かれました政府の規制改革・民間開放推進会議という席上で、郵政3事業と農協はうり二つだとの指摘し、農協の金融、共済、経済事業を郵政3事業と同様に見立てての分割の要請を訴えております。この法案採決へはマイナス材料に、選挙前ですからなりかねないと懸念した参議院自民党の片山虎之助幹事長は、7月29日細田官房長官に参議院自民党としては受け入れられないと抗議、結局首相官邸の判断で中間取りまとめの公表を延期されたが、農林族の一部は小泉首相の標的は郵政だけではないから、郵政民営化を徹底してつぶしておかないといけないと先鋭化し、反対もしくは棄権に走ったと毎日新聞2005年8月19日よりということを書いてあります。

しかし、農協の分割案なんということにいて、はっきり意味がわかりませんというコメントもあります。JAは現に分社化されているし、株式会社と構造が逆ということで、組合が出資した市町村レベルの小規模なJAが集まって、事業ごとに都道府県レベルのJA組織をつくり、そして全国レベルのJA組織があるわけで、農協の金融、経済事業を分割する必要はありません。JAの組合員数は減少しているのですから、市町村レベル度のJAは、広域統合する方がよいはずですよというコメントもあります。

しかし、ここに郵政改革の次は農政改革と、農協の信用、貯金、共済、保険事業は、分割ということに今小泉が、小泉改革の次の手は農協改革に矢面が移っているというのがコメントであるし、私も小泉首相の次のターゲットはそうではないかなと思う一人であります。

そこで、もう一つ農協の現状の以前におきますひとつの農業政策の、まあ、なるほどなというのがありますんでひとつ、農業地帯をほぼ総集する農協は、高度経済成長と相まって、何らみずからが経営努力することもなく、農業者みずからが主体となった協同組合づくりを喚起すること

もなく、まして農業の岐路を十分に掌握することもなく、農業者が機械化貧乏に悲鳴を上げるのと反比例して、取り扱い事業高を飛躍的に伸ばしていった。そして信用事業が1961年、昭和36年度の9,744億から、昭和45年の5兆2,000億に、購買事業が1,800億から9,600億、そして販売事業が1兆6,296億円から4兆8,967億円、そして共済事業が3兆6,517億円から8兆9,000億円と急進していくというこの利用形態を見ますと、まことに農業協同組合があるべき姿が逸脱しているのではないかと、私は危惧するものの一人であります。この金融機関のあり方を、私は将来を思って三股町の指定金融機関とされているものに、町長が先ほどこの分野においてはこれだと答弁されておりますが、果たしてこのままでいいのか、今の数字を私が上げましたけども、その点につきましても答弁をお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁を申し上げましたが、今のJA都城が指定金融機関というふうになっておりますが、昭和46年からこの方まる35年JAをお願いをしているわけですが、先ほど言われましたように、小泉改革は郵政の改革が終わった後は、今度は農協の改革だというふうに豪語されております。どのような農協の改革がなされるのか、そういうことは今後いろいろ出てくるかと思いますが、この農協の改革のこの状況、また情勢ですね、こういうものをうまく判断をして、もし変更するならば、まず議会の議決が必要でございますので、指定変更につきましては、いつの時点になるかわかりませんが、その折は議会の方と十分御相談をしながら指定の変更ということにもなるかと思いますが、現時点ではこの指定金融機関が農協ということで、かねがねの業務が順調に進んでおります。そういうことで、今後の状況を見ながら判断をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 今後の推移を見るということですが、この小泉旋風なるものは容易に甘く見ては大変なことになるのではないかと危惧します。そこで、ひとつ宮崎県内にある綾町ですね、かの有名な、綾町の町長さんでおられます人は過去農協の組合長でありました、綾町の。そのときには綾町はJAが、JA綾ですかね、が、指定金融機関でありましたが、町長選に立候補され町長になりました。即、指定金融を宮崎銀行に変えられております。結局は、大所高所ということでもらいますと、その人がJAにおられるときにはそのようなことであつたが、綾の町長になった以上は、綾という全域を見られたときには、やっぱりそれなりの形をしたものでなければならないという判断に立たれたのではないのでしょうか。さすがに先見の明がある人だなと私は思っておりますが、よい事例だと思つて御考慮を願えればと思つております。

それで、私は最後に改革の名のもとに弱いもの、いじめになることなく、隗より始めよという

言葉があります。どうか、改革事業大本金融機関そのあたりの考慮を一段とされますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれにて終了します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時41分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時41分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時41分散会  
-----

議事日程(第5号)

平成17年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決(議案第61号～議案第70号・請願第1号)
- 日程第3 議案第71号追加上程(質疑・討論・採決)
- 日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第5 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第6 議員派遣の件について
- 日程第7 議会運営委員会の研修報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決(議案第61号～議案第70号・請願第1号)
- 日程第3 議案第71号追加上程(質疑・討論・採決)
- 日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第5 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第6 議員派遣の件について
- 日程第7 議会運営委員会の研修報告について

---

出席議員(17名)

1番 齊藤ちづ子君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	5番 大久保義直君
6番 重久 邦仁君	7番 東村 和往君
8番 池田 克子君	9番 別府 久光君
10番 原田 重治君	11番 中石 高男君
12番 山中 則夫君	13番 小牧 利美君
14番 宮田 強雄君	15番 黒木 孝光君
16番 的場 茂君	17番 桑畑 浩三君

18番 山領 征男君

---

欠席議員（1名）

2番 財部 一男君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

---

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（原田 重治君） 日程第1、常任委員長報告を行います。まず、総務文教委員長よりお願いいたします。総務文教委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保義直君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保義直君） それでは、総務文教常任委員会の審査の結果について報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第63号と66号の計2件でございます。

63号「専決処分した事件の報告及び承認について」御説明をいたします。

この案件は、平成17年度三股町一般会計補正予算（第2号）であり、歳入歳出予算の総額は81億9,471万6,000円に歳入歳出それぞれ1,161万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億632万6,000円にするものであります。

歳入で県支出金の1,161万円は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示費委託金で、歳出も同額の1,161万円で衆議院議員総選挙並びに国民審査費であります。

審査の結果でございますが、当委員会は審査の結果、全会一致で承認することに決しました。

次に、議案第66号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について説明します。

歳入歳出予算の総額は82億632万6,000円に、歳入歳出それぞれ2,336万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額がそれぞれ82億2,969万1,000円になります。歳入の主なだけを申し上げます。

地方特別交付金824万5,000円は、交付決定によるもので県支出金教育費県補助金の30万円は、関西学院交響楽団アートキャンプ宮崎事業による補助金であります。基金繰入金金の減額1億5,000万円は、財政調整基金に繰り入れして、今後の財源確保をするものであります。雑入の184万6,000円のうち13万円は議員共済負担金還元金で、町債1,560万円はそれぞれ起債の決定及び事業計画等の見直しによる補正額の増減を措置を図ったものであります。

歳出についても主なものを申し上げます。

防災対策費の60万円は、防災無線移設委託料で教育費の事務局費の172万8,000円の内訳は奨学資金貸付210万円の執行残に対し、同和教育研究大会負担金37万2,000円を増額したものであります。小学校費の教育振興費169万8,000円は教材備品の執行残で、中学校費の教育振興費の109万5,000円も教育用コンピューター機器購入の執行残をそれぞれ減額したものであります。

当委員会におきましては、全会一致で可決することに決しました。

以上で、当委員会に付託された2議案についての説明を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） それでは、福祉保健常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第61号、65号、66号、67号、68号、69号の計6件でございます。以下、案件ごとに御説明いたします。

議案第61号「平成16年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」、当年度は外来患者数、入院患者数ともに減少し、さらに薬価基準の引き下げなどの影響により収益にお

いても大幅に減少し、平成16年度病院事業会計は当年度純損失が1億1,769万2,472円となったものであります。

審査の結果、全会一致、認定及び可決すべきものと決しました。

議案第65号「三股町ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例」について、これは字、句の訂正であります。第1条中「痴呆性老人」を「認知症老人」に改めるものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第66号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第3号）」、歳入における民生費国庫補助金児童福祉費補助金4,364万2,000円は、次世代育成支援対策施設整備交付金であり、3,613万2,000円が主なものであります。

審査の経過、りんどう保育園の施設整備について地場育成の立場から地元には十分考慮されるよう要望いたします。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第67号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、歳入歳出予算の総額25億3,201万円に、歳入歳出それぞれ826万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ25億4,027万6,000円とするものであります。補正後の歳入においては、国民健康保険税5億5,180万5,000円で、歳出においての総務管理費の増額は人事異動によるものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第68号「平成17年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」、歳入歳出予算の総額20億5,500万円に歳入歳出それぞれ9,959万円を追加し、予算の総額をそれぞれ21億5,459万円とするものであります。

歳入において支払基金交付金、医療費交付金、合わせて119万4,000円増は16年度実績に基づく清算分であります。

歳出においては、繰出金9,737万6,000円は、一般会計に対する医療費返還金であります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第69号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正」、歳入歳出予算の総額14億9,142万7,000円に、それぞれ3,295万5,000円を追加し、総額を15億2,438万2,000円とするものであります。介護保険制度の見直しにより食費と居住費の利用者負担が10月からの実施によるものであります。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

審査の結果につきましては以上の報告のとおりであります。審査の経過中、町立病院の運営について和田対策監の説明を受けたわけでありましたが、指定管理者制度導入については慎重に対処されるように意見があることを申し添えておきます。

以上、終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設副委員長よりお願いします。産業建設副委員長。

〔産業建設常任副委員長 福留 久光君 登壇〕

○産業建設常任副委員長（福留 久光君） それでは、産業建設委員会の審査結果について報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第62号、64号、66号、70号、それから継続審査となっていた請願第1号の5件であります。

議案第62号は「平成16年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を説明申し上げます。

主なものは、水道事業収益4億877万5,859円、支出3億8,264万8,810円、不用額1,888万9,190円であります。営業外収益として2,299万9,782円で、主なものは長田簡易水道関係であります。これは井戸の廃止ということです。資産減耗費2,554万8,508円は勝岡地区の水源地の廃止であります。水道料金の徴収については、未収額が年々減少傾向にあり努力の跡が見えますが、今後一層の努力を要望します。

慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

剰余金の処分について減債積立金1,000万円、建設改良資金1,200万円、計2,200万円を積み立てるものであります。翌年度繰越剰余金11万7,650円あります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案64号「三股町営住宅設置条例の一部改正」について、射場前の住宅4戸を削除し、「27戸」を「23戸」にし、総数を「837戸」から「833戸」にするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案66号「平成17年度三股町一般会計補正予算」、総額の歳入歳出予算については総務文教委員長より報告がありましたので省略いたします。

歳入の主なものについて、公営住宅整備事業補助金1,068万円、県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会助成金171万6,000円、中原第3団地建設事業、これは町債であります。1,830万円。

歳出の主なもの、農業用廃プラスチック集積所整備343万4,000円、商工費6,000万円減は中小企業育成貸付金預託金を規約改正のため解約したものであります。道路維持費1,500万円は道路維持補修工事費であります。住宅建設費3,204万1,000円は中原団

地周辺整備事業であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案70号「17年度三股町水道事業会計補正予算」、支出の主なもの、事業費157万4,000円、これは人事異動による変更分が主なもの。それと消費税、地方消費税の2,000万円であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

継続審査となっていた請願第1号について御説明申し上げます。

新馬場河川敷公園設置についての請願であります。6月議会に提出され継続審査となったものであり、6月議会以降議会休会中資料の提出等を求め、2回にわたり審査を行ってきたものであります。

慎重に審査した結果、継続審査にすべきものと意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。また、附帯意見として岩下橋上流から早馬神社下までを公園化が望ましいとの意見があったことを申し添えます。これは、全会一致であります。

以上で、産業建設委員会の審査結果の報告を終わります。

---

## 日程第2. 質疑・討論・採決（議案第61号～議案第70号・請願第1号）

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑・討論・採決を行います。

議案第61号「平成16年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号「平成16年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は産業建設副委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第63号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町一般会計補正予算（第2号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は総務文教委員長長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり承認されました。

議案第64号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は産業建設副委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「三股町ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないので、これにて質疑を――桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 1点だけ伺っておきたいと思います。16ページの目の2ですね、児童運営費、このやまびこ会に対する補助金についてですが、りんどう保育園の建てかえの業者の選定方法ですね、選定はやまびこ会で行うのか、それとも従来行なわれてきたように町の

条例にのっとして役場の方でやるのか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 福祉保健委員長。

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 今の質問には行政としての関連があるかと思いますが、委員長としては答えられませんので、よろしくをお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、お答えを申し上げます。

今回のこの国庫補助事業に係るりんどう保育園の工事に関する一連のこの事務手続につきましては、町の方をお願いしたいという旨の申し出をけさほど確認をしたところでございます。そうすることで、今後やまびこ会との協議を重ねながら工事にかかわる事務の執行に務めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 了解。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。山領君。

○議員（18番 山領 征男君） そのやまびこ会の運営がですね、いろいろと取りざたされております。各階各層で問題になっておるようであります。この前、教育委員の話のときに、話が及びましたが私も何か十分調べずに軽率な発言をしたことを後悔しておるんですが、やっぱ人には添って見よ、馬には乗って見よといいますが、よく調べてみたらですね、いろんな問題を含めていの中であの福山さんだけがですね、非常にいい、いい発言をされております。ここに、平成14年から15、16、17という議事録を私は入手しておるんですが、その中でも端的にあらわれています。それは、設計のアドバイザーを含むその件からですね、なぜその1社にこだわるのかと、鋭く追及しています。CDパソコンについてもしていますが、やっぱり貴重な意見を持っておる方が私は逆にですね、こういう人がやっぱ残ってほしいなと思っている。そこで、残念なことにはですね、この福山さんが4回全部名前を連ねておりますが、やっぱ行政として行政主導、管理監督をする三股町がですね、4回のうちに下石年成さんの欠席が3回もある。ただ1回しか行ってない。このただ1回行ったのがですね、すごくいい発言なんです。しょっちゅうやっぱ行ってこういう発言をして。その設計アドバイスは、設計委託するんだからそれは要らんとじゃないかと、実施設計の段階でそれはすべきであって、アドバイス料を50万円も払うのは間違いだと。よかふうなことを言われるわけですね。毎回、出席していただきたいなど。せっかく8人のうちの1人行っているんだからですよ。それ管理・監督する義務は確かにあると思うんですが、課長、多忙で行かれなかったですか、その行きたくなかったです、どっちなの。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それは何年でしょうかね。私は行っているようなつもりなんですが、

そのときにいろいろ行事が重なるんですね、議会中であつたりですね、そういう部分があつたものですから、そうなのかなというふうに思うんですが、今後なるべく出席するようにいたしたいというふうに。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 行ったときにはいい発言をしていらっしゃるんです。50万とそのアドバイス料を払う必要はないんだということを言っていられっしゃるんです。それで、今度ですよ、やっぱ課の体制もかわったわけだから、そこ辺たいをよかふんしてぜひ毎回出席して8人の中にですね、やっぱ管理監督して正規に戻してほしいと。今はそんな空気があるのを払拭してほしいなと要望をしておきます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は総務文教及び福祉保健常任委員長並びに産業建設副委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「平成17年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 69号介護保険補正予算は、反対の立場で討論いたします。この補正予算は、6月22日、さきの国会で自民、公明、民主の賛成によって介護保険改悪法が成立したことにより補正されたものであります。国の財源を削減することを目的としたものであり、介護保険利用者は新たに居住費と食費を負担することになっております。この補正予算では介護サービス給付費が5,225万9,000円もマイナスとなっております。施設入所者、デイサー

ビスを利用している人にとって耐え難い負担増となっており、とても認めることはできません。  
よって、この補正予算には反対いたします。

○議長（原田 重治君） ほかに反対討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第69号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「平成17年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は産業建設副委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

継続審査となっていました請願第1号「新馬場河川敷公園を建設してほしい」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。別府君。

○議員（9番 別府 久光君） この請願第1号について副委員長にお尋ねします。6月議会で継続審査となったわけなんです、閉会中に2回の審査を行なったということで採択に至ったということなんです、その審査の経過を御報告をお願いします。

○議長（原田 重治君） 産業建設副委員長。

○産業建設常任副委員長（福留 久光君） 当局より資料を提出いただいて、その提出に基づき審査してきたものであります。

それから、第1回目ときには請願人である木佐貫氏を呼んで審査いたしております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（9番 別府 久光君） 私、採択になったということで、どういう理由で採択になったのか、その経過をお願いします。

○議長（原田 重治君） 産業建設副委員長。

○産業建設常任副委員長（福留 久光君） 岩下橋の上流、ものすごい、何というのかな、ちり等が散乱してきたないということもありまして、公園化することによって環境が整備されるというのが1つあります。

それから、公園化することによってあそこを利用する人、今現在ある公園が緩和されるということでありまして、採択ということであります。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。小牧君。

○議員（13番 小牧 利美君） 私は請願1号に反対の立場から討論をいたします。

さきに、法的な立場である自治公民館長から当議会に同種の請願があり、当議会では不採択とした経緯があります。あの時点と今とでは期間も短く議会の構成も全く変わっておりません。また、他の条件もほとんど変わっていないようであります。かわったのは請願者であり、前回は法的立場の自治公民館長であり、今回は全くの個人名であります。ここで、前回と全く異なる決議をしたとしたならば議会の真意、議会の一貫性も問われ、ひいては議会の権威も失墜させるおそれがあります。

また、一般的に請願者からすると議会が請願を採択すれば、すぐ着工できると誤解されます。町ではただいま自立で財政改革に取り組んでおり、財政状況は御承知のとおりであります。さらに、国県の状況を察しても極めて厳しいものがあります。仮に、当議会が採択したとしてもすぐに着工できる状況にあるとは言いがたいものがあります。いたずらに期待感だけを募る結果になるおそれは十分にあります。よって、私はこの請願を採択することに反対をいたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。請願第1号は産業建設副委員長の報告のように採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、請願第1号は採択されました。

---

### 日程第3. 議案第71号追加上程（質疑・討論・採決）

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第71号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読は省略します。ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 本日追加上程いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号「教育委員会委員の任命について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって青少年非行の増大と大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して薫り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割はさらに大きなものがございます。現在、在任中の教育委員会委員でございます福山陽子氏は、9月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き本町の教育委員会委員として議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより議案第71号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第4. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第4、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

各常任委員長より議長あてに閉会中に所管事務の調査をしたい旨、申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務文教常任委員会ですが、10月25日から27日まで2泊3日の日程で自立の道を目指す町、岐阜県御嵩町と長野県辰野町の調査を実施したいとのことであります。

次に、産業建設常任委員会ですが、10月25日から27日まで2泊3日の日程で徳島県石井町のごみ処理施設、し尿処理施設、リサイクルセンター及び香川県豊中町の野菜、果実、果樹、畜産などを組み合わせた複合農業の調査を実施したいとのことであります。

最後に、福祉保健常任委員会ですが、10月17日、18日に1泊2日の日程で熊本県山都町の健康づくりとまちづくりについて調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明しました調査についてはそれぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま説明した調査についてはそれぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

---

#### 日程第5. 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会また臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を、議会広報編集特別委員

会については、本定例会にかかわる議会広報の編集及び発送事務及び11月8日、9日に1泊2日の日程で福岡方面の町の調査をそれぞれの閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動できるようにしたいと思います。これを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を、議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる広報の編集及び発送事務及び11月8日、9日に1泊2日の日程で福岡方面の町の調査をそれぞれの閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動できるように決しました。

---

#### 日程第6. 議員派遣の件について

○議長（原田 重治君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

来る10月12日に、山之口町で開催される5町議員グランドゴルフ大会、10月13日に綾町で開催される議員大会に議員全員を、11月24日から26日まで北諸県郡議長研修に議長を派遣することにしたいと思います。これを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。来る10月12日に山之口町で開催される5町議員グランドゴルフ大会、10月13日に綾町で開催される議員大会に議員全員を、11月24日から26日まで北諸県郡議長研修に議長を派遣することに決しました。

---

#### 日程第7. 議会運営委員会の研修報告について

○議長（原田 重治君） 日程第7、議会運営委員会の研修報告を議題とします。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山中 則夫君） それでは、議会運営委員会の研修報告をいたします。

去る、7月の12日に佐賀県東松浦郡玄海町で議会運営について研修を行ないました。

まず、玄海町の町勢概要を御紹介いたします。玄海町は佐賀県東松浦半島の西部中央に位置し、人口は現在7,000名で、来年の9月に町制施行50周年を迎える農業、漁業、観光が盛んな町であります。

次に、玄海町は御承知のとおり昭和50年から稼働しております玄海原子力発電所がある関係で、非常に財政的に豊かな町であります。平成15年度決算の財源内訳を見ましても、歳入総額は約89億ありますが、そのうちの実に自主財源が約68億、パーセントに直しますと8割、80%に近い比率を占めております。公債費比率0.8%、地方債残高がわずかに約2億2,000万

ほどでありました。一方、基金等積立金が約135億を保有している。本当に危険との隣り合わせの環境ではありますが、実にうらやましい財政状況でありました。

次に、研修の報告であります。議会運営について御報告申し上げます。玄海町の議員定数は、現在16名であります。常任委員会は4委員会設置されております。ほかに予算、決算、原子力対策、特別養護老人ホームの4特別委員会が設置されておりました。玄海町の議会の特徴は予算、決算の特別委員会が委員会室を別に設けて全議員で徹底した審議を行っているということで、委員会の傍聴者も多いたときで傍聴席30席が満席になるほどということで、本会議もそうありますが、委員会も非常に充実しているなという感じを受けました。

次に、研修の目的ではございませんでしたが、合併問題では本町と同じく玄海町も自立でやっていくという強い決意でありました。合併した新しい唐津市との負担金交渉でも町といたしましては、相手方が自分たちで勝手に合併して一方的に負担金の増額要求をするということは何事かということで、訴訟も辞さないという強い態度で臨まれ、約1%増の常識的な線で決着したと言われました岩下議長の発言が非常に印象的でありました。本町も現在交渉を行っておりますが、正当な主張は相手がどういう自治体であろうとも屈することなく堂々と主張をすべきで、弱腰行政は町民の負担増になるということを感じいたしました。

以上で報告は終わりますが、詳細については事務局に係る資料等がございますので、ごらんいただきたいと思っております。それでは、これで議会運営委員会の研修報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前10時56分休憩

〔全員協議会〕

午前11時17分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成17年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 斉藤ちづ子

署名議員 桑畑 浩三